

令和元年度

包括外部監査の結果に関する報告書

補助金に係る事務の執行について

旭川市包括外部監査人

公認会計士・税理士 中島 幹雄

目 次

第1	外部監査の概要.....	1
1.	外部監査の種類	1
2.	監査の対象.....	1
3.	当該事件を選定した理由	1
4.	対象とする所属等	1
5.	監査の着眼点	1
6.	主な監査手続	1
7.	監査対象年度	2
8.	監査実施期間	2
9.	包括外部監査人及び補助者	2
10.	利害関係	2
第2	旭川市の補助金の概要.....	3
1.	補助金の定義	3
2.	旭川市の財政における補助金の状況.....	3
3.	旭川市のこれまでの補助金に関する取組	5
4.	旭川市の補助金に対する評価等の体制	5
5.	旭川市の補助金に関する事務手続の流れ	6
第3	監査対象とした補助金.....	8
第4	監査結果と意見（総論）	11
1.	財産の処分の制限について【意見】	11
2.	概算払の必要性の検討について【意見】	12
3.	実績報告の審査におけるチェックリストについて【意見】	12
4.	実績報告における関係書類等の簡略化等について【意見】	13
5.	補助事業者の消費税申告状況の把握について【意見】	13
6.	終期設定について【意見】	14
7.	成果指標について【意見】	14
8.	補助金等評価表の様式について【意見】	15
9.	旭川市補助金交付基準について【意見】	18
第5	監査結果と意見（各論）	20
1.	地域振興部.....	20
2.	総務部	31
3.	防災安全部.....	36
4.	市民生活部.....	39
5.	福祉保険部.....	50

6. 子育て支援部	85
7. 保健所	116
8. 環境部	123
9. 経済部	129
10. 観光スポーツ交流部	149
11. 農政部	171
12. 建築部	190
13. 土木部	200
14. 消防本部	209
15. 学校教育部.....	211
16. 社会教育部.....	219

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 監査の対象

補助金に係る事務の執行について

3. 当該事件を選定した理由

現在、旭川市（以下「市」という。）の財政状況は厳しく、今後も持続可能な行財政運営の確立が求められるところである。

そのような状況において市ではより適正な補助金の交付及び執行を図るため「旭川市補助金交付基準」を平成16年7月に策定し、これに基づき補助金を交付している状況である。

令和元年度の一般会計から支出される補助金の当初予算は4,239百万円であり近年減少傾向にあるが件数は横ばいである。市の予算が限られている中で、補助金に係る事務の執行の合规性の監査、また経済性、効率性、有効性について監査することは意義があると判断し、特定の事件として選定した。

4. 対象とする所属等

一般会計において補助金を支出する部局等

5. 監査の着眼点

補助金に係る財務事務の執行が、関係法令等に準拠しているか、有効性、効率性、経済性及び公益性が確保されているかに着眼して監査を行った。

具体的な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- (2) 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
- (3) 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- (4) 補助事業の実績報告は適切か。
- (5) 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。

6. 主な監査手続

- (1) 関係法令、条例、要綱等の内容確認
- (2) 関連書類の閲覧、分析
- (3) 補助金所管部局担当者への質問
- (4) その他監査人が必要と判断した手続

7. 監査対象年度

原則として平成 30 年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度も監査対象とした。

8. 監査実施期間

令和元年 7 月 3 日から令和 2 年 3 月 27 日まで

9. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士・税理士	中島 幹雄
補助者	公認会計士	堤 直美
	公認会計士	牧原 大二
	公認会計士・税理士	前田 敬洋
	公認会計士・税理士	中島 孝志
	税理士	増田 弘志

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、旭川市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注 1) 本報告書の記載金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また割合についても同様に一致しない場合がある。

(注 2) データの出典について

本報告書に含まれている表、グラフ等における数値は、旭川市から入手した資料に基づいている。各論において記載した補助金の概要等は、旭川市が公表している補助金等評価表等の資料に基づいている。

第2 旭川市の補助金の概要

1. 補助金の定義

旭川市補助金交付基準「第2 定義等」において、補助金の定義は以下のように規定されている。

この基準における補助金とは、地方公営企業に対するものを除き、市が公益上必要がある場合に交付する補助金、交付金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金とする。

また、市が各種団体等と事業実施のために設立する実行委員会等に対し、補助金的性格をもって支出している負担金を含む。

ただし、国、北海道等の補助を伴うもの、法令に基づき行わなければならないものは、第5の交付規程の制定指針を除き、この基準の対象としないものとする。

今回の監査対象には補助金的性格をもって支出している負担金は含めていない。監査対象とした補助金については後述する。

2. 旭川市の財政における補助金の状況

(1) 旭川市の一般会計歳入歳出状況

(単位：千円)

	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	補助金交付額 (C)	割合 (C)/(B)
平成26年度	157,762,150	155,306,199	5,908,920	3.8%
平成27年度	157,546,603	156,340,298	6,258,726	4.0%
平成28年度	156,354,843	155,055,312	6,994,281	4.5%
平成29年度	157,912,346	156,646,196	6,953,012	4.4%
平成30年度	155,456,639	154,442,945	4,194,877	2.7%

(各年度の「旭川市各会計決算総括表」より作成した。)

(2) 部局別補助金交付状況

過去5年間ににおける部局別補助金交付状況をまとめると以下のとおりである(単位は千円)。

特筆すべきは、子育て支援部及び福祉保険部の割合が相対的に高いことである。他の自治体と同様に旭川市でも少子高齢化が進んでいる中で、子育て環境の整備や福祉の増進に重点を置いていることがわかる。また農政部、経済部も割合が上昇している。これらは、平成28年に策定された「第8次旭川市総合計画」においても基本政策として明記されており、重点分野に予算付けされていることが分かる。

なお機構改革により、平成28年度より地域振興部が、平成30年度より観光スポーツ交流部が新設されている。

部局	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	補助金額	割合	補助金額	割合	補助金額	割合	補助金額	割合	補助金額	割合
会計課	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総合政策部	845,202	14.3%	827,399	13.2%	576,768	8.2%	481,638	6.9%	448,372	10.7%
地域振興部					115,195	1.6%	161,540	2.3%	126,101	3.0%
総務部	2,350	0.0%	2,350	0.0%	2,350	0.0%	2,206	0.0%	2,350	0.1%
防災安全部	4,391	0.1%	4,391	0.1%	4,391	0.1%	3,951	0.1%	3,951	0.1%
税務部	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
市民生活部	96,938	1.6%	57,719	0.9%	59,273	0.8%	57,763	0.8%	52,565	1.3%
福祉保険部	1,731,402	29.3%	1,555,319	24.9%	2,694,616	38.5%	2,086,734	30.0%	882,926	21.0%
子育て支援部	1,995,926	33.8%	1,873,723	29.9%	1,971,120	28.2%	2,643,111	38.0%	1,108,187	26.4%
保健所	35,827	0.6%	47,239	0.8%	41,446	0.6%	36,710	0.5%	36,070	0.9%
環境部	93,978	1.6%	84,630	1.4%	57,006	0.8%	58,136	0.8%	52,073	1.2%
経済部	372,795	6.3%	570,140	9.1%	444,842	6.4%	509,373	7.3%	438,144	10.4%
観光スポーツ交流部									61,745	1.5%
農政部	265,333	4.5%	746,911	11.9%	729,163	10.4%	651,752	9.4%	699,840	16.7%
建築部	247,622	4.2%	228,013	3.6%	125,093	1.8%	102,570	1.5%	100,243	2.4%
土木部	167,609	2.8%	210,730	3.4%	123,713	1.8%	113,048	1.6%	113,419	2.7%
消防本部	158	0.0%	211	0.0%	73	0.0%	146	0.0%	35	0.0%
学校教育部	14,988	0.3%	17,766	0.3%	17,219	0.2%	15,894	0.2%	18,854	0.4%
社会教育部	4,670	0.1%	4,043	0.1%	5,578	0.1%	3,820	0.1%	25,485	0.6%
議会事務局	29,731	0.5%	28,142	0.4%	26,435	0.4%	24,620	0.4%	24,517	0.6%
農業委員会事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
選挙管理委員会事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
監査事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	5,908,920	100.0%	6,258,726	100.0%	6,994,281	100.0%	6,953,012	100.0%	4,194,877	100.0%

3. 旭川市のこれまでの補助金に関する取組

旭川市の補助金に関する全庁的な取組としては、平成 14 年に「補助金に係る事務の執行について」をテーマとして包括外部監査が実施され、その後、補助金交付基準の策定について検討が行われ、平成 16 年 7 月に「旭川市補助金交付基準」が策定された。

平成 23 年には、補助金に関する執行について不十分な対応があったことを踏まえ、「補助金の実績報告に係る確認の徹底等について」を関係部局に通知し、適正な運用を図るよう周知された。

なお、平成 16 年に策定された「旭川市行財政改革推進プログラム」において「補助金交付の適正化」に取り組むこととされ、また平成 28 年に策定された「旭川市行財政改革推進プログラム 2016」においても、取組項目として「補助金交付基準に基づく補助金等の見直し」を掲げ、各補助金について、評価等により交付要件等の抜本的な見直しを行うこととし、4 年に一度実施している外部委員による評価等により、随時見直しを進めている。

4. 旭川市の補助金に対する評価等の体制

(1) 所管部局による評価

各補助金の所管部局は毎年度、「補助金等評価表」を用いて補助金毎の個別評価を実施している。この「補助金等評価表」は財政課による確認の後、旭川市のホームページにおいて一般に公開される。

(2) 財政課による評価

毎年度、各補助金の所管部局が作成する「補助金等評価表」に基づく個別評価を取りまとめ、その内容を確認している。また交付要綱等を制定及び改定する場合には財政課による確認が必要とされ、交付基準との整合性等が検証される。

(3) 人事課コンプライアンス担当による定期査察

旭川市業務査察規程に基づく査察である。各補助金の所管部局が自ら補助金等交付事務の執行状況を検証するものである。その結果は人事課コンプライアンス担当へ報告され、取りまとめを行った後、市長へ報告される。また庁内の電子掲示板にて査察の指摘事項等を全庁に周知し情報共有を図っている。直近では平成 30 年度上期に実施された。

(4) 監査委員による監査

監査委員による補助金等交付事務の定期監査が実施され、直近では平成 29 年度に実施された。その際、補助対象経費の算定誤りや支出証拠書類の不備など交付要綱等に基づいた事務処理となっていなかったり、交付要綱等自体の誤りが指摘等として挙げられた。

(5) 外部委員による評価

4 年に一度、外部委員による評価を実施している。直近では平成 28 年度に実施された。委員は学識経験者等数名で構成される。各補助金を「継続」「見直し」「終了」

で評価し、平成 28 年度は 252 件が評価対象となり、最終的に「継続」138 件、「見直し」89 件、「終了」25 件という結果であった。外部委員による評価結果は翌年度予算へ反映される。

5. 旭川市の補助金に関する事務手続の流れ

補助金に関する事務手続の流れは「旭川市補助金交付基準」の「第 5 交付規程の制定指針」に規定されており、大まかな流れは以下のとおりである。なお以下では記載の便宜上、実際の「旭川市補助金交付基準」の文言等と異なる場合がある。

(1) 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者から、次に掲げる事項を記載した申請書と、あらかじめ公表した必要な書類の提出を求めるものとする。

ア 申請者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

イ 補助事業の名称、目的及び内容

ウ 補助事業の着手及び完了の予定年月日

エ 補助事業に要する経費の配分及び収入金の内訳

オ 交付を受けようとする補助金の額及び算出基礎

カ その他市長が必要と認める事項（あらかじめ具体的に定めるものとする。）

※補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、記載すべき事項の一部又は関係書類の添付を省略することができる。

(2) 交付の決定

①申請書の提出があったときは、基準等に照らし当該申請書の審査を行い、毎会計年度予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。また、必要に応じて実地調査等を行うものとする。

②補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付すものとする。

(3) 交付決定等の通知

①補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付決定額その他決定の内容を書面により申請者に通知するものとする。

②補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(4) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した報告書に、支出を証する書類の写しその他関係書類を添えて、提出しなければならない。

① 補助事業者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者

の氏名)

- ② 補助事業の名称、実施内容及び成果
- ③ 補助事業の着手及び完了の期日
- ④ 補助事業に要した経費の配分及び収入金の内訳
- ⑤ 補助金の交付決定額及び既に交付を受けた額
- ⑥ その他必要と認める事項（あらかじめ具体的に定めるものとする。）
- ※ 補助の内容によっては、関係書類等の簡略化についても考慮すること。
- ※ 支出を証する書類その他関係書類の枚数が大量である場合は、抽出による確認や実地調査等により添付に替えることができるものとする。

(5) 補助金の額の確定

実績報告書の提出があった場合で、報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を補助事業者に通知するものとする。

(6) 補助金の交付

補助金の交付は、補助金の額を確定した後において行うものとする。

(7) 補助金の概算払

- ① 補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

※ 概算払を行おうとする場合は、その必要性を厳密に判断しなければならない。

- ② 補助事業者は、①の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、承認を受けなければならないものとする。

ア 補助事業者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

イ 補助事業の名称

ウ 補助金の交付決定額

エ 概算払を受けようとする補助金の額、交付の時期及びその算出の基礎

オ 概算払を必要とする理由

カ その他必要と認める事項

第3 監査対象とした補助金

財政課より入手した「平成30年度 補助金一覧」を基に、以下の基準により監査対象補助金を選定した。ただし、公営企業会計に対する補助金及び政務活動費補助金については監査対象から除外した。また、市の裁量が及ばず、「補助金等評価表」が作成されていない補助金も監査対象から除外した。

- A 補助金交付実績金額が500万円以上であるもの。
- B 所管部局ごとに、補助金交付実績金額が500万円未満であっても
 - ・Aで選定された補助金と類似若しくは同一名称のもの。
 - ・始期が平成より前のものがあればそのうち金額が最大のもの。
 - ・監査対象補助金が全くない所管部局はないようにする。

その他、補助金交付先の内容等を総合的に勘案して以下の85件を監査対象として選定した。

(単位：千円)

部	課	名 称	交付実績額
地域振興	都市計画	旭川市生活交通路線維持対策費補助金	13,047
	空港事務所	国際便地上支援業務等事業費補助金	12,000
	空港事務所	ハイジャック等防止対策事業補助金	87,813
総務	総務	私立専修学校教育推進補助金	2,350
防災安全	交通防犯	旭川市交通安全運動推進委員会運営費補助金	2,951
市民生活	市民活動	旭川市市民委員会活動補助金	32,166
	市民活動	旭川市市民委員会連絡協議会運営補助金	7,023
	市民活動	旭川市地域会館建設費等補助金	2,691
	地域まちづくり	地域まちづくり推進事業補助金	5,949
福祉保険	福祉保険	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金	19,755
	福祉保険	旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金	5,600
	福祉保険	旭川市社会福祉協議会運営費補助金	48,000
	福祉保険	社会福祉事業振興補助金	652
	障害福祉	旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金	7,895
	障害福祉	地域活動支援センター補助金	37,543
	障害福祉	旭川市障害者相談支援事業補助金	17,268
	障害福祉	視覚障害者情報提供施設運営費補助金	29,514
	障害福祉	旭川市障害者福祉施設等整備費補助金	89,669
	障害福祉	つつじの里等整備費償還補助金	96,996

部	課	名 称	交付実績額
	障害福祉	障害者バス利用環境整備支援補助金	6, 883
	長寿社会	旭川市老人クラブ運営費補助金	23, 312
	長寿社会	旭川市老人クラブ連合会運営費補助金	5, 534
	長寿社会	旭川市高齢者いこいの家運営費補助金	15, 339
	長寿社会	旭川市軽費老人ホーム運営費補助金	317, 183
	長寿社会	旭川市高齢者福祉施設整備費助成金	37, 649
	長寿社会	旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金	5, 681
子育て支援	子育て支援	母子生活支援施設整備特別補助金	12, 619
	子育て支援	育児院施設整備補助金	7, 196
	子育て支援	旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金	14, 865
	子育て支援	旭川市私立高等学校教育推進補助金	7, 384
	こども育成	私立認可保育所等建設補助金（旭川市児童福祉施設整備費助成金）	246, 162
	こども育成	私立認可外保育施設運営補助金	21, 437
	こども育成	保育体制充実補助金	259, 292
	こども育成	特別支援保育事業補助金	104, 515
	こども育成	保育所等 I C T 化推進事業補助金	5, 250
	こども育成	延長保育事業補助金	71, 085
	こども育成	旭川市一時預かり事業（一般型）補助金	46, 004
	こども育成	保育士宿舎借り上げ支援事業補助金	8, 852
	こども育成	旭川市放課後児童健全育成事業補助金	57, 300
	こども育成	旭川市私立幼稚園就園奨励費補助金	117, 159
	こども育成	旭川市私立幼稚園幼児教育推進補助金	13, 760
	こども育成	旭川市一時預かり事業（幼稚園型）補助金	66, 465
	母子保健	旭川市特定不妊治療費補助金	40, 568
保健所	保健総務	旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金	7, 020
	保健総務	旭川市医師会看護専門学校運営費補助金	2, 146
環境	環境総務	地域エネルギー設備等導入促進事業補助金	7, 102
	クリーンセンター	再生資源回収奨励金	34, 530
	廃棄物処理	浄化槽設置整備事業補助金	10, 347
経済	経済総務	旭川市高齢者就業機会確保事業費補助金	13, 236
	経済総務	旭川市中小企業福祉事業費補助金	3, 000
	経済総務	あさひかわ商工会補助金	21, 889
	経済総務	一般事業資金信用保証料補助金	14, 113
	経済交流	中心市街地出店促進補助金	7, 117

部	課	名 称	交付実績額
	経済交流	旭川商店街サポートセンター補助金	6,800
	産業振興	(一財) 旭川産業創造プラザ運営補助金	9,557
	産業振興	新製品等開発・研究促進補助金	5,101
	企業立地	旭川市工業等振興促進条例に基づく補助金	290,136
観光スポーツ交流	観光	(一社) 旭川観光コンベンション協会補助金	17,802
	観光	コンベンション誘致推進事業補助金	4,500
	観光	コンベンション誘致活動運営補助金	17,450
	観光	(一社) 旭川観光コンベンション協会管理費補助金	1,600
	観光	氷彫刻世界大会開催補助金	5,600
	スポーツ	各種大会運営費補助金	375
	スポーツ	各種大会派遣費補助金	5,161
農政	農政	農業所得調査等団体補助金	5,036
	農政	農業経営改善資金利子補給金	24,375
	農業振興	省力技術導入支援事業補助金	11,003
	農業振興	省力水稻ハウス導入支援事業補助金	5,345
	農林整備	生産基盤改善促進事業助成金	7,664
	農林整備	森林愛護組合予消防対策補助金	357
建築	建築総務	住宅雪対策補助金	30,000
	建築総務	やさしさ住宅補助金	8,967
	建築総務	住宅改修補助金	35,570
	建築総務	高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助金	24,709
土木	土木管理	街路灯設置補助金	38,079
	土木管理	街路灯維持補助金	70,440
	公園みどり	旭川市を緑にする会補助金	4,900
消防本	市民安心	緊急通報システム設置等助成金	35
学校教育	学務	旭川市教育研究会補助金	1,000
	学務	各種大会選手派遣等補助金(小学校)	410
	学務	各種大会選手派遣等補助金(中学校)	7,886
	学校保健	旭川市学校給食物資共同購入委員会補助金	9,038
社会教育	文化振興	旭川郷土芸能保存連合会運営費補助金	400
	文化振興	三浦綾子記念文学館分館整備事業補助金	20,000
	文化振興	三浦綾子記念文学館開館 20 周年記念行事に対する補助金	2,000

選定対象件数(A)	216 件	選定対象金額(C)	2,958,885 千円
監査対象件数(B)	85 件	監査対象金額(D)	2,822,172 千円
カバー率(B)/(A)	39.4%	カバー率(C)/(D)	95.4%

第4 監査結果と意見（総論）

1. 財産の処分の制限について【意見】

旭川市補助金交付基準（以下「交付基準」という。）第5-19には財産の処分の制限に関する規定がある。補助事業者は一定の場合を除き、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で一定のものについて、補助金の交付目的に反し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、承認を受けなければならないというものである。

この規定の趣旨は、補助金は特定の目的を達成するために交付されるものである以上、補助事業者は当該目的を達成するために財産を使用する必要がある、自由に処分等が行われた場合には当初の目的が達成されないおそれがあるため、それを回避することである。

今回の監査において、財産の処分の制限に関する各補助金での対応状況を確認したところ、いくつか改善を望みたい事項があった。

第一に明確な手続が定められていないことである。そもそも財産の処分の制限が必要と思われるものの交付要綱等において規定されていないケース、各補助金の交付要綱等において財産の処分の制限が規定されているものの当該制限について特段対応していないケース、具体的な手続等を定めておらず、該当する事例が発生した場合にその都度個別に対応するといったケースが見受けられた。当該規定は、補助金が交付目的に沿って使用されることを担保するための重要な規定であると考ええる。交付基準にも規定が存在している以上、手続を明確に定めることが望ましい。

第二に処分等の事例が発生した場合であっても、現状では所管部局は補助事業者からの承認申請がないと事例を把握できないことである。これでは仮に補助事業者が承認申請を失念した場合、所管部局は処分等の実態を把握できないおそれがある。所管部局は能動的に把握に努めるべきである。そのために、財産の処分の制限に該当する財産のリストを作成し、当該リストに記載された財産が現存しているか、実績報告時に補助事業者から必ず報告を求めることも方法ではなかろうか。その際、財産の金額基準等、リストに記載するに当たっての何らかの基準を定める必要がある。金額基準で言えば、あまりに少額なものまでリストに記載すると管理コストの観点から現実的ではないであろう。また金額基準以外でも各補助金の内容を鑑み、他の基準を定めることがあっても良いであろう。所管部局ごと、若しくは補助金ごとに一定の基準を定めて運用することが望ましい。

2. 概算払の必要性の検討について【意見】

交付基準第 5-14 には補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができることとされ、その際、その必要性を厳密に判断しなければならないとされている。また、平成 23 年に通知された「補助金の実績報告に係る確認の徹底等について」においてもその旨が明示されている。すなわち、概算払は例外としての取扱いである。

今回の監査において、各補助金の概算払申請書などの書類の確認、所管部局からのヒアリングを通じて、必要性の厳密な判断が不十分であるとの印象を受けた。概算払の申請に当たっては申請書に概算払を必要とする理由を記載し、その説明資料として月次資金収支計画書等を添付しているケースが多い。理由については「概算払がなければ事業運営に支障を来す」といった抽象的なものであったり、説明資料からは必要とする理由の根拠を読み取ることが難しいケースが多く見受けられた。厳密な判断をするに当たっては、少なくとも申請時点までの経過月については収支の実績値を記載する必要があるであろう。そして申請時点でどのくらいの資金残高があり、今後どのような収支が見込まれてどの程度資金が不足するから概算払が必要であるという説明資料でなければ、所管部局として厳密な判断はできないであろう。所管部局からのヒアリングでは、このような厳密な判断を行っているという印象を受けることができなかったケースが多くあり、実態は、例年概算払を行っているから従来と同様に取り扱っているということが多かった。補助事業者の資金繰り等の状況が每期同じであるとは考えにくい。所管部局としては、より具体的な理由の記載、厳密な判断を行うに足る説明資料の提出を求め、必要性の有無や交付金額、概算払の時期等の判断の根拠及びその結果は文書化しておくことが望ましいであろう。

概算払はあくまでも例外であることを改めて認識し、厳密な判断のもとで行う必要がある。

3. 実績報告の審査におけるチェックリストについて【意見】

補助事業者は補助事業が完了したときは実績報告書を提出しなければならないが、提出を受けた所管部局はその内容を審査する。この審査に当たってチェックリストが存在しているか確認したところ、一部の所管部局を除いて存在していなかった。以下の理由によりチェックリストの作成を義務付けることを検討すべきと考える。

第一に審査水準の公平性確保のためである。チェックリストがない状況では審査担当者によって審査するポイントにばらつきが生じる可能性がある。またその深度にも差異が生じる可能性がある。そのためチェックリストを作成し、最低限見るべきポイントを明示することによりこのような可能性が一定程度回避できるであろう。併せて審査方法等を記載したマニュアルが添付されているとなお良いであろう。

第二に事後の検証可能性の確保のためである。過去にどのような審査を行ったのかを把

握できることにより、所管部局として必要な審査を行ったことの挙証資料となり得るし、審査担当者が変更になった場合の引継ぎ資料としても有益であろう。

チェックリストの内容は全庁的に統一する必要はないであろう。各補助金によって補助の形態や内容が異なるため、内容は異なって然るべきであるし、一度作成したチェックリストであっても継続的に内容の改定が行われることが望ましい。その改定作業を重ねることにより所管部局としての補助金評価の実効性も高まるであろう。しかしチェックリストを作成するという方針は全庁的に統一すべきであると考え、作成することを交付基準等において明記し、義務付けることを検討することが望ましい。

4. 実績報告における関係書類等の簡略化等について【意見】

今回の監査において、実績報告時に補助事業者から提出された支出を証する書類が大量であるため、所管部局において審査に多くの負担が発生している事例があった。交付基準第5-9では関係書類等の簡略化や、支出を証する書類その他関係書類の枚数が大量である場合は、抽出による確認や実地調査等により添付に替えることができる旨が規定されている。実績報告時の審査について交付基準に従い、許容される範囲内で積極的に簡略化や、抽出確認及び実地調査を行っても良いと考える。それにより所管部局の負担が軽減され、他の業務に時間を充てることができれば望ましいであろう。ただし、簡略化等を行ったとしても一定の審査水準は維持しなければならないのは当然である。簡略化等と審査水準の維持の両立が必要である。なぜ関係書類を簡略化したのか、確認項目の抽出に当たって恣意性が介入しないよう、どのような方法や根拠を採用したのか、なぜ実地調査を行うのかについて事後的な検証のためにも文書化しておくことは必要であろう。

5. 補助事業者の消費税申告状況の把握について【意見】

経費支出や財産等の取得に当たっては支払金額の中に消費税（消費税及び地方消費税）が含まれている。この税込金額に対して補助金を交付するとき、補助事業者の消費税申告状況によっては補助金の一部（消費税相当額）が補助事業者の手元に残り、利益となる可能性がある。

消費税の納税額は、売上げに係る消費税から、経費や財産等の取得の際に支払った消費税を控除して計算される。結果、経費や財産等の取得の際に支払った消費税は納税しなくて済むことになるから、消費税相当額が補助事業者に残るのである。この場合、補助金が過大に交付されたことになるため消費税相当額の返還を求める手続が必要となる。

現状では、交付基準において消費税相当額の返還手続等は規定されておらず、一部の部局を除いては特段対応されていない。財政課によれば、手続の必要性について問題意識は持っており、実際に他の自治体の導入事例を調査し、導入した場合に業務に与える影響や職員のスキル習得、財政的効果等を踏まえ、今後も継続して検討していくとのことであった。

この論点については今後無視することはできないと思われる。現在の検討を継続し、全庁

的な方向性を定めていく必要がある。

6. 終期設定について【意見】

今回監査対象となった補助金について、ほぼ全ての補助金で終期が設定されていなかった。その理由は各補助金で様々であるが、例えば「補助事業者が解散することを想定していないので補助金の終期を設定していない。」といった回答があった。市では前述のように4年に一度、外部委員による評価を実施しており、内容等を見直すことが求められているが、これはあくまでも外部評価を行うタイミングであり終期ということではない。補助金は一旦設定されると必要性や効果の検討が曖昧となり、交付が継続されやすい側面があると考えられる。補助金は每期継続して交付することが当然ではない。終期を設定し、終期を迎えた都度、当該補助金の必要性や効果を所管部局として厳密に検討する必要がある。終期とはすなわち、その補助金の目的達成の目標年度と考えても良いであろう。検討の結果として継続という判断はあり得るであろうが、終期を迎えたときに交付水準や交付先の妥当性などを様々な観点から改めて検討することにより、交付に緊張感を持たせることが必要であると考ええる。

また交付基準では、奨励を目的とする補助については、原則として期限を設定することとすると規定されているが、奨励を目的とする補助であっても期限が設定されていないケースがあった。

全庁的に統一した考え方の下、全ての補助金について原則として終期を設定することを検討すべきである。

7. 成果指標について【意見】

補助金の交付に当たっては、補助金が交付目的に従い、当初期待したとおりに十分な効果を上げられているか評価することが不可欠である。そこで、評価に当たっての尺度である成果指標を設定することが求められる。各補助金がどのような成果指標に基づいて評価されているかは「補助金等評価表」に記載されている。

「補助金等評価表」を確認したところ、成果指標が設定されているものの、その成果指標では当該補助金の評価を適切に行えないと思われる指標が設定されていたり、そもそも成果指標が記載されていないケースがあった。補助金の内容によっては効果を測定できる直接的な指標を設定することが難しいケースがあることは理解できる。しかし公金を財源として補助金を交付する以上、効果を上げられているか否かを何らかの指標で評価することが必要である。もし一つの成果指標で評価することが難しいのであれば、複数の指標を採用して複合的に評価しても良いであろう。

成果指標がない補助金は設定し、あったとしてもその指標が補助金評価に当たって適切であるのか、所管部局は常に検討することが必要である。

8. 補助金等評価表の様式について【意見】

前述のとおり、市では各補助金の所管部局が毎年度、補助金等評価表（以下「評価表」という。）を用いて補助金ごとの個別評価を実施している。評価表の様式を以下に掲載する。ここでは評価表の記載内容について改善提案を述べる。

平成30年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称										
補助金の性格						始期			終期	
予算事業名						(事業コード)				
所管部署	部		課		係		電話番号			
交付先(団体、個人等)										
交付目的	(対象) 誰、何に対して									
	(意図) どういう状態にしたい									
対象事業等の内容										
積算方法										
事業量指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
成果指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30

2 収支状況等

単位: 千円

			平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(決算)	平成29年度(決算)	平成30年度(決算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金					
		協議会負担					
		その他					
	収入合計						
	市補助率(%)						
	支出合計						
	うち食糧費、交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源						
	特定財源						
	人件費	正職員					
		人工金額					
		臨時・嘱託					
	その他事務費						
	合計						
受益対象者数							
補助金単位コスト(単位:円)							
適格性			◇会計処理が適正 ◇事業内容等と補助目的と整合性有 ◇決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当				

※人件費(正職員分)は平成26年度7,374千円、平成27年度7,291千円、平成28年度7,135千円、平成29年度7,205千円、平成30年度7,282千円で計算すること。

3個別項目に対する評価

項目		チェック項目	評価
1 補助金 交付基 準と の適 合性	(1) 対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	☐ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	☐ 概ね合致する
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	☐ 合致しない
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	☐ 合致する
	(2) 受益者負担	◇ 適正な負担を設定	☐ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	☐ 合致しない
	(3) 補助率の参考基準	◇ 上記以外	☐ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内	☐ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	☐ 合致する
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	☐ 合致しない
2 公益 性	(4) 見直し期間	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	☐ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	☐ 有(4年以上)
		◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	☐ 継続4年未満
			☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5) 交付規程(支出根拠)	◇ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	☐ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 上記以外	☐ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6) 支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	☐ 合致する
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	☐ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	☐ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	☐ 合致しない
3 必要 性	2公益性	◇ 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている	☐ 公益性が高い
		◇ 総合計画の重点施策の推進に寄与している ◇ 民営化、自立化の余地がない	☐ 公益性が高いとは言えない
	(3) 必要性	◇ 上記以外	☐ 公益性が高い
		◇ 設定した事業量指標が向上している ◇ 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす	☐ 必要性が高い
	4効果	◇ 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない	☐ 必要性が高いとは言えない
		◇ 厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である	☐ 効果が高い
	5その他	◇ 上記以外	☐ 効果が高いとは言えない
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由、及び「公益性」「効果」「必要性」において上記チェック項目以外で評価すべき項目があれば、記載し説明すること。	

ア. 「1 補助金の概要」の区分について

(事業量指標と過去5年間の実績)

事業量指標とは、事業等の実施により直接的に発生する事業量(アウトプット)を表す指標である。事業量指標を2つ記載する様式となっているが、指標数を限定することなく自由に記載できる様式とすべきである。それにより各補助金から発生したアウトプットがより詳細に理解でき、補助金の内容の周知にもつながると思われる。また、指標の目標値を記載し、現時点での達成状況を把握できるようにすべきである。さらに、必要に応じて補足説明を記載できる様式であればなお良いであろう。

(成果指標と過去5年間の実績)

成果指標とは、事業等の実施により最終的に住民の側にもたらされる効果・成果(アウトカム)を表す指標である。成果指標を2つ記載する様式となっているが、指標数を限定することなく自由に記載できる様式とすべきである。現状では例年の指標に倣って記載してい

るのが大半であり、指標自体が妥当ではないケースがある。自由な記載とすることによって補助金がどれだけ市民に効果をもたらしているのか理解してもらえらるであろうし、所管部局としても改めて補助金を適切に評価し、今後の改善等につなげるきっかけにもなるであろう。また、指標の目標値を記載し、現時点での補助金目的の達成状況を把握できるようにすべきである。さらに、必要に応じて補足説明を記載できる様式であればなお良いであろう。

イ. 「2 収支状況等」の区分について

(市負担額のうち人件費)

人工が記載されているが、その根拠に乏しい。人工を記載する以上どれだけの作業量を要したのか測定した上で記載することが本来であるが、実際は測定等を行っておらず、おおよその目安を記載している。そのような人工に基づいて人件費金額が算定されているが、その人件費金額には明確な根拠がなく、現状では記載する意義が乏しい。今後、人工を測定するための方法を検討することが望ましい。

(適格性)

「適格性」は旭川市補助金交付基準において、補助に当たっての判断基準として規定されているものである。適格性の判断基準として、「共通事項」と「団体の運営、会計処理等」が示されている。評価表ではこのうち「団体の運営、会計処理等」の適合状況のみ記載されている。「共通事項」については適合していることが当然との解釈から記載されていないが、判断基準として示されている以上、その適合状況も記載すべきであろう。

「共通事項」としては以下の点が規定されている。

- ・補助金の支出根拠が、法令、条例、規則、要綱等に基づいていること。
- ・補助金の支出目的、支出範囲が憲法第 89 条等の法令の規定に抵触しないこと。
- ・補助金に関し、交付申請等が市の定めたとおりになっていること。

ウ. 「3 個別項目に対する評価」の区分について

(補助金交付基準との適合性)

評価表は、各補助金の所管部局が補助金の評価を行う際に用いるものではあるが、市のホームページに公開されていることから、市民に対する補助金周知や理解に資するために作成されているという側面もある。

市民に対する補助金周知や理解に資するという評価表の作成趣旨の観点から考えれば、この項目を記載する必要はないと考える。これらの項目はあくまでも所管部局におけるチェックリストのようなものであろう。これらの項目はあくまでも所管部局において評価及び検討すべきものであり、それを公表したとしても市民にとっては特に有益な内容ではないと思われ、公開する必要はないと考える。

(公益性・必要性・効果)

これらの項目は市民に対する補助金周知や理解に資するために、評価表において最も重要な記載事項であろう。この補助金を交付することによってどのように広く市民の利益につながるのか、この補助金はどうして必要なのか、なければどうなるのか、この補助金を交付することによって市民にどのような効果が及ぶのか等について、市は積極的に市民に説明しなければならないであろう。

現在の様式では、いくつかのチェック項目が示され該当するものにチェックをし、もしチェック項目以外で評価する項目があれば、その内容を別途記載するというものであるが、今一つ市民には伝わらない印象を受ける。これら 3 つの項目は様々な観点から分析することが必要であり、それをチェック項目で網羅することは難しいであろう。最も望ましいのは、これらを所管部局が自由に記載する様式に変更することであろう。所管部局の積極的な説明により、補助金に対する市民の理解がより促進されると考えられるし、所管部局としても補助金評価の精度が上がることを期待できる。しかし自由に記載することとした場合に所管部局間若しくは補助金間で記載内容に温度差が生じることも考えられる。それを避けるために、記載内容やその水準が適切であるかチェックを行うのが、評価表を取りまとめる財政課の役割であろう。

3 つの項目の記載様式について、今後検討されていくことを望む。

9. 旭川市補助金交付基準について【意見】

交付基準は、平成 16 年 7 月に策定され、15 年余り経過している。その間、内容の改定は行われていない。

交付基準は、補助金を効果的、効率的に運用し、補助事業者に対しても、補助金の交付基準、手続を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、より適正な補助金の交付及び執行を図るため策定するものである。

策定されてから一定期間が経過しており、その間、補助金交付事務の考え方や内容が変化していることもあるであろう。交付基準の内容が実際の補助金交付事務に適合しているのか今後検討されていくことを望む。ここでは交付基準の内容についていくつか改善提案を述べる。

(1) 補助事業者の義務の明確化

現在の交付基準では、補助事業者の義務を示した規定が存在しない。例えば他の自治体では以下の規定を設けている例があった。

補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金を他の用途へ使用してはならない。

補助事業者は補助金の交付を受けて事務又は事業を行う以上、一定の義務と責任を有している。これを例えば各補助金の交付要綱等に規定するよう、交付基準において明示することはあっても良いのではないかと考える。

（２） 実績報告の審査におけるチェックリスト作成の明確化

前述したとおり、実績報告の審査におけるチェックリストの作成について、場合によっては交付基準において必須なものとして規定し、全庁的に作成を統一することが望ましい。

（３） 終期設定の明確化

終期設定の必要性については前述したとおりである。現在の交付基準では見直し期間を設定することが規定されているが、全ての補助金について原則として終期を設定することを交付基準において明記することが望ましい。

第5 監査結果と意見（各論）

1. 地域振興部

旭川市生活交通路線維持対策費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市生活交通路線維持対策費補助金
補助金の性格	事業費補助
始期	平成13年
終期	—
所管部署	地域振興部 都市計画課
根拠法令等の名称	旭川市生活交通路線維持対策費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	路線バス事業者
補助金交付目的	不採算バス路線が廃止とならないよう、路線を維持・確保すること。
対象経費と算定方法	10月1日から9月末日までの実績を基に、交付要綱、関係自治体との協定で定められた方式により算定する。
交付時期	精算払
成果指標	維持確保路線運行回数（全体・市内）

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 予算
9,208 (198)	10,228 (513)	12,140 (1,169)	14,085 (1,162)	13,047 (1,160)	1,302

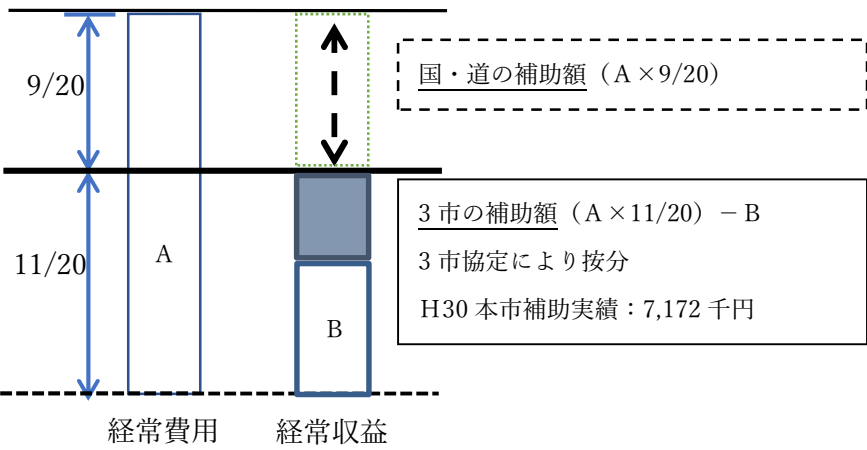
毎年度、当初予算が交付実績と大きく乖離しているのは、当補助金はバス事業の事業期間（10月から翌年9月）が終了するまで当該路線の補助の必要性及び市の補助額が判明しないため、当初予算には計上せず、例年補正予算として計上しているためである。ただし、深旭線については前年9月までの実績で国の補助金額が判明するため当初予算で計上できる。

【概要補足等】

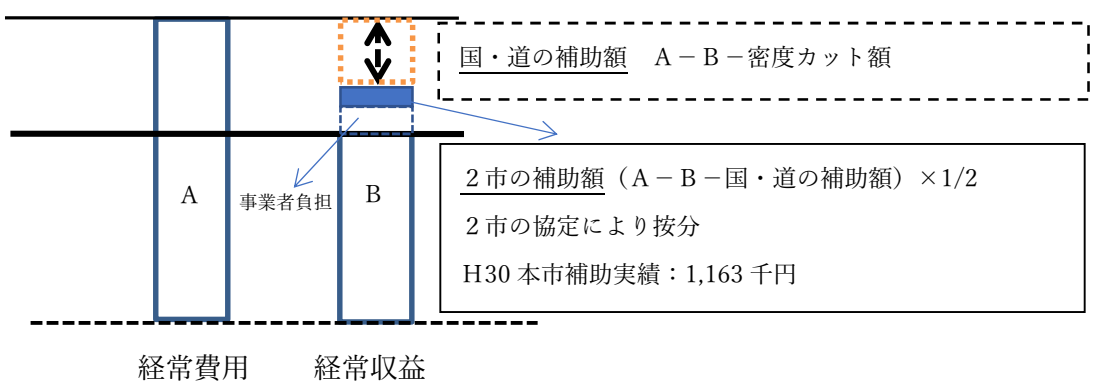
（1）補助対象路線の説明

当補助金の補助対象路線は4路線ある。路線が複数の自治体にまたがる場合は沿線自治体と協定を結び、当該協定に基づき各自治体の負担額が決定される。

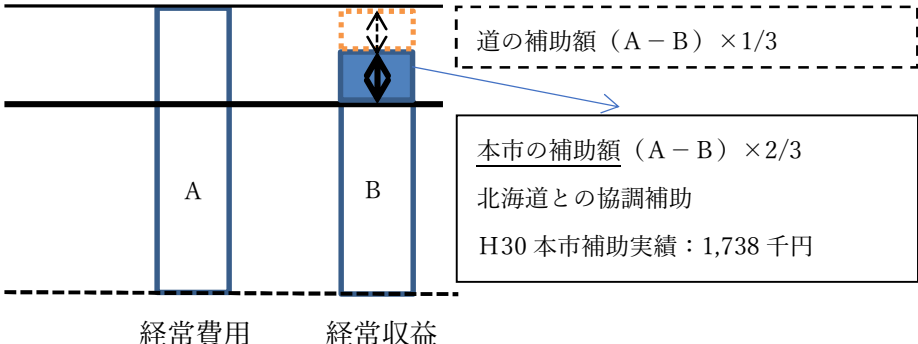
① 芦旭線

補助対象事業者	北海道中央バス株式会社
運行系統	芦別市～更進～旭川駅前
他の市町村との協定の有無	有（芦別市・深川市・旭川市）
旭川市補助金交付額	7,172 千円
補助金算定の考え方（国・道と「旭川市、深川市、芦別市」） ・国及び北海道の補助は、「経常費用の 9/20」である。 ・3 市の補助は、「経常費用の 11/20」－「経常収益」である。 ・3 市の補助額の按分については協定により決定する。 	
各市町村の補助金算定方法	均等割、キロ程割、利用人数割の合計額とする。 （均等割） 補助総額の 20%を 3 等分した額 （キロ程割） 補助総額の 40%の額を、当該路線全キロ程に対する 3 市それぞれの行政区域内キロ程の割合で按分した額 （利用人数割） 補助総額の 40%の額を、当該路線の総乗降客人数に対する 3 市それぞれの行政区域内で当該路線に乗降車した人数の割合で按分した額

② 深旭線

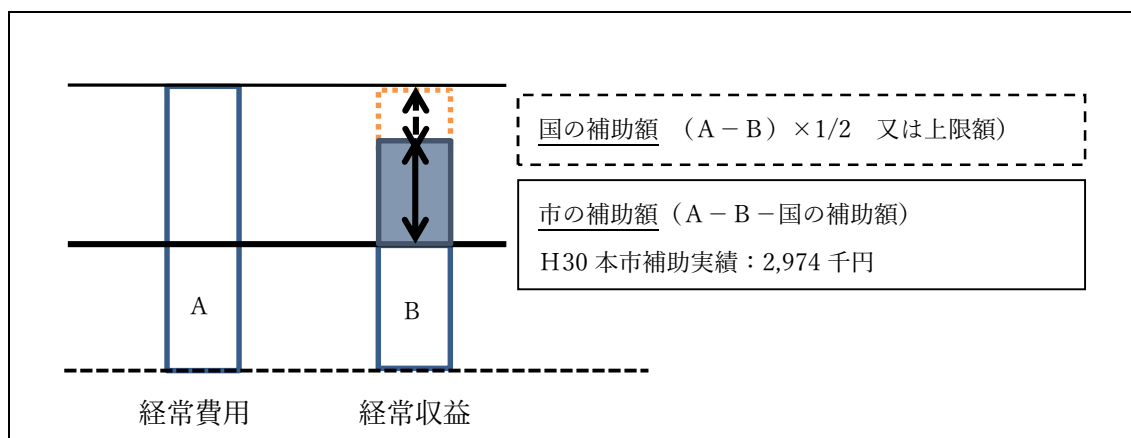
補助対象事業者	空知中央バス株式会社
運行系統	深川市立病院前～納内～旭川駅前
他の市町村との協定の有無	有（深川市・旭川市）
旭川市補助金交付額	1,163 千円
補助金算定の考え方（国・道と「旭川市、深川市」） ・国・道補助額のうち、乗車密度が 5 人未満の場合カットされる金額（密度カット）の 1/2 を補助する。 （密度カット～1 便当たりの乗車平均数が 5 人未満の場合、国と道の補助金が減になる） 	
各市町村の補助金算定方法	均等割、キロ程割、利用人数割の合計額とする。 （均等割） 補助額総額の 20%を等分した額 （キロ程割） 補助総額の 40%の額を、当該路線全キロ程に対する各市それぞれの行政区域内キロ程の割合で按分した額 （利用人数割） 補助総額の 40%の額を、当該路線の総乗降客人数に対する各市それぞれの行政区域内で当該路線に乗降車した人数の割合で按分した額

③ 三箇・品川線

補助対象事業者	道北バス株式会社
運行系統	●三箇線 旭川駅前～末広4条7丁目～10線22号 ●品川線 3条9丁目～忠和5条4丁目～品川
他の市町村との協定の有無	無
旭川市補助金交付額	1,738 千円
補助金算定の考え方（北海道と「旭川市」） ・「経常費用－経常収益」を北海道及び市町村で補助する。 ・市町村が補助することが北海道の補助要件となっている。 	

④ 米飯線（デマンド型運行）

補助対象事業者	旭川中央交通株式会社
運行系統	旭川市 21 世紀の森～瑞穂・米原・豊田・東桜岡～東旭川地区
他の市町村との協定の有無	無
旭川市補助金交付額	2,974 千円
補助金算定の考え方（国と「旭川市」） ・国は「経常費用－経常収益」の 1/2 を補助する。 （ただし、上限額が定められている。） ・市は「経常費用－経常収益－国の補助額」を補助する。	



デマンド型運行とは、決まった時間に決まった路線を走る従来のバスとは異なり、利用者から予約があった場合のみ運行する交通機関である。その運行形態には様々なタイプがある。

米飯線はデマンド型運行乗り合いタクシーであり、365 日時刻表に基づき運行しており（平日と土日祝日で運行本数は異なる）、電話予約をすれば利用できるというものである。運賃は片道 300 円から 500 円で設定されている。

この路線はもともと民間の路線バスが運行していたが、利用者の減少により撤退し、平成 25 年に利用者の規模に合わせ地域住民の理解を得てデマンド型交通に転換し、一定の移動手段を確保したものである。

監査結果と意見

該当なし。

地方都市の公共交通はその維持確保が厳しい状況にあり旭川市も例外ではない。これまでのバス路線への補助金支出に当たっては、通勤、通学、通院などの地域住民の生活への影響、福祉の確保などの視点から、地域において公共交通路線として維持が必要と判断し、国や北海道の制度と連携しながら実施してきた。

しかし現在、人口減少やマイカーの普及によって公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。また運転手不足も深刻な問題であり、民間交通事業者がとり得る対策にも限界があるであろう。

旭川市では平成 31 年 1 月に旭川市地域公共交通網形成計画を策定し、交通事業者や市民と連携しながら公共交通網を維持するための取組を進めている。この計画に基づき、市民の足としてだけではなく観光客などの移動手段を確保するため、路線の効率化、利用状況に見合った交通手段への転換、交通手段間の連携強化などを交通事業者等と連携しながら進めている。

今後もこれまでの検討や取組を継続し、様々な観点から将来の公共交通の在り方について議論が深まっていくことを望む。

国際便地上支援業務等事業費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	国際便地上支援業務等事業費補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 28 年
終期	—
所管部署	地域振興部 旭川空港事務所
根拠法令等の名称	国際便地上支援業務等事業費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川空港発着の国際旅客便を就航する航空会社の地上支援業務を受託する事業者
補助金交付目的	航空会社の地上支援業務を受託する事業者に対し補助することで、国際航空旅客便の受入体制の安定化を図ること。
対象経費と算定方法	平成 28 年度の国際便地上支援業務の受託回数から当該年度の受託回数を控除した値に 10 万円を乗じた金額で、かつ予算の範囲内
交付時期	精算払
成果指標	国際線乗降客数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
—	—	10,000 (10,000)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	12,000

【概要補足等】

(1) 補助金設定の経緯

国際航空路線を受け入れるに当たって地上支援業務は不可欠であるが、航空会社によって要求される業務内容や水準、使用するシステムや航空機材などが異なっており、これらに対応するためには機材の充実、職員の訓練、必要な職員数の確保などの対応が必要となる。また国際航空路線は国内航空路線と比較すると需要減により運休となることが多く、職員を雇用しても運休により結果として余剰人員を抱える可能性があるなど、地上支援業務は需要の波を受けやすい。

旭川空港において国際航空路線の維持拡大を図り、もって市民の利益に貢献するためには国際航空路線の受入体制が安定している状況が不可欠であるため、地上支援業務を受託

する事業者に対する補助を設定したものである。

(2) 過去5年間の国際線運航便数と乗降客数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
運航便数 (単位: 便)	948	1,336	829	417	371
乗降客数 (単位: 人)	160,492	194,464	116,005	56,896	55,247

上記のように、国際線運行便数と乗降客数が減少傾向にある。国際定期便数が減少したことが要因である。

中国路線は、平成28年の新千歳空港の発着枠拡大により同空港への路線が増加したことや、国際情勢の変化が要因である。

- ・H28.8 中国東方航空 旭川ー北京線運休
- ・H28.10 春秋航空 旭川ー上海線運休
- ・H29.8 中国東方航空 旭川ー上海線運休

台湾路線は、平成27年2月にエバー航空の旭川ー台北線が夏・冬の季節運行に切り替わったことで年間の運行便数が減少し、平成28年11月にはトランスアジア航空の会社解散により旭川ー台北線が運休となったことが要因である。

(3) 対象経費と算定方法について

当補助金の算定方法は【補助金の概要】に記載したとおり、「平成28年度の国際便地上支援業務の受託回数から当該年度の受託回数を控除した値に10万円を乗じた金額」である。仮に平成28年度より受託回数が増えた場合には、当補助金は交付されないことになる。

監査結果と意見

(1) 補助対象者の確認手続について【指摘】

交付要綱第2条第1項において、「補助対象者は、国際便地上支援業務を受託する事業者が直接委託する事業者とする」と定められている。具体的には、国際便地上支援業務を受託する事業者は国内航空会社2社であり、直接委託する事業者は民間企業2社である。実際には両者の委託関係は長期に渡って継続しているが、所管部局は補助金交付申請時において、両者の委託関係を確認できる書類の提出を特段求めていなかった。

交付要綱で定められた事業者が補助対象者となっていることを確認するためにも、両者の業務委託契約書等の書類を申請時に提出するよう求める必要がある。

(2) 補助対象経費の明確化について【指摘】

交付要綱第1条及び第2条において当補助金の補助対象経費が定められている。そこでは旭川空港における国際便地上支援業務のための体制確保に要する経費を補助対象にする

とされているが、具体的にどのような経費を補助対象とするのか、交付要綱には明確に定められていない。一方、旭川市補助金交付基準第5 交付規程の制定指針では、補助対象経費について具体的に定めるものとしてされている。

当補助事業に要する経費のうち多くを占めるのは支援業務に関わる者の人件費であろう。例えば人件費を補助対象経費とするなど、交付要綱に明確に規定することが必要である。

（３）補助金算定方法について【意見】

当補助金の交付目的は国際便地上支援業務のための体制を確保することであり、その実現のために要する経費を補助対象にするとされているが、現在の補助金算定方法からその目的が達成されるのか疑問である。平成28年度の受託回数から当年度の受託回数を控除した値に10万円を乗じて補助金額を算定しているが、この算定式と補助対象経費の関係性が明確ではない。受託回数が平成28年度と比べて減少することによりどのような経費が発生し、補助の必要が生じるのであろうか。その根拠が明確ではない。また、10万円を乗じているがその金額根拠も明確ではない。今一度、補助金算定方法が妥当であるのか検討することが望ましい。

上記（２）で述べたことと関連するが、まずは補助対象経費を明確にし、その金額と、上記のような一定の算定方法で計算された金額のいずれか低い方の金額を、予算の範囲内で交付するという方法に見直すことも考えられるであろう。

（４）成果指標について【意見】

当補助金の成果指標として「国際線乗降客数」が挙げられているが、再検討することが望ましい。国際線乗降客数は【概要補足等】で記載したとおり減少傾向にある。これだけで判断すると当補助金は十分な成果を上げられていないことになるが、そのような状況においても補助金額は毎年度ほぼ一定である。

当補助金の交付目的でもある、国際航空旅客便の受入体制の安定化の必要性は理解できるが、「国際線乗降客数」という指標で交付目的の達成を測ることはできないであろう。

当補助金の交付目的に沿った適切な成果指標を設定すべきである。

ハイジャック等防止対策事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	ハイジャック等防止対策事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 13 年
終期	—
所管部署	地域振興部 旭川空港事務所
根拠法令等の名称	ハイジャック等防止対策事業補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川空港におけるハイジャック等防止対策事業を実施する事業者
補助金交付目的	航空運送事業者並びに旅客及び貨物ターミナルビルのビル設置者に対して補助することにより、航空輸送事業の安全を確保すること。
対象経費と算定方法	航空保安検査等業務に係る費用及び航空保安検査等機器購入に係る費用を対象とし、対象経費の 2 分の 1 以内で予算の範囲内で交付する。
交付時期	精算払
成果指標	ハイジャック発生件数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
50,676 (59,751)	64,683 (69,866)	61,021 (66,270)	58,492 (66,270)	87,813 (92,782)	94,477

【概要補足等】

(1) 補助金設定の経緯

昭和 57 年、旭川空港にジェット機が就航し、国からはハイジャックを未然に防止するためにエックス線手荷物検査装置等を設置し、必要な保安要員を配置して保安検査を実施するよう通達があった。通達ではその費用負担は犯罪防止という公益的見地から航空会社と空港管理者の間で折半するものとされている。

平成 13 年度まで、旭川空港において航空会社が実施するハイジャック等防止対策事業に係る費用負担については、旭川市と航空会社が協定を締結し、空港管理者である旭川市が航空会社に対して 2 分の 1 の費用負担を行い負担金として交付していたが、現在はその事業

内容等を勘案し、補助金として交付している。

なお当補助金は、旭川空港の民間委託後に廃止する予定である。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は「航空保安検査等業務に係る費用」及び「航空保安検査等機器購入に係る費用」であるが、具体的には以下のとおりである。

① 航空保安検査等業務に係る費用

補助対象
搭乗員及び持込手荷物検査員
受託手荷物検査員
地上作業監視（機側監視）監視員
航空貨物検査員
空港関係者等検査員
貨物ターミナルビル監視員

② 航空保安検査等機器購入に係る費用

補助対象
搭乗者及び持込手荷物検査機器（エックス線検査装置・金属探知機・爆発物検査機）
液体物監視装置
受託手荷物検査機器
保安検査場監視装置
逆流防止装置
航空貨物検査装置
空港関係者等検査機器

監査結果と意見

(1) 財産処分制限の設定について【指摘】

旭川市補助金交付基準第 5 交付規程の制定指針において、財産の処分の制限が規定されている。当補助金の補助対象経費として「航空保安検査等機器購入に係る費用」が含まれており、機器購入すなわち財産の取得に対して補助金を交付することが想定されている。もし補助金交付先が該当財産を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合には、承認を受けなければならないことになるが、当補助金の交付要綱において財産の処分の制限に関する規定がない。これは交付基準に反する。規定の設定が必要である。

(2) 交付した補助金の流れについて【指摘】

旭川空港には 3 社の国内航空会社が就航している。これらの航空会社が実施するハイジャック等防止対策事業に関する一連の補助金関連業務の一切の権限は、うち一社（A 社）が他の二社（B 社及び C 社）から委任を受けている。そのため補助金交付は A 社に対して一括して行われていたが、A 社に交付された補助金が B 社及び C 社に交付されたことを所管部局としては確認をしていなかった。

補助金関連業務の一切の権限の委任を受けているのは A 社であっても、最終的な補助金交付先はあくまでも各国内航空会社であるため、補助金が各国内航空会社まで確実に渡っていることを確認することは、所管部局として必要な手続である。

(3) 実績報告の遅延【指摘】

交付要綱第 10 条第 1 項において、補助事業が完了したときは速やかに補助金実績報告書を提出しなければならない旨が規定されているが、実績報告が遅延した航空会社があった。

事業期間	実績報告書提出日
平成 30 年 7 月 21 日～平成 30 年 8 月 4 日	平成 31 年 2 月 19 日

事業完了後、半年以上経過したタイミングで実績報告書が提出されており、あまりに遅いと言わざるを得ず、交付要綱に反する。要因は航空会社の担当者の異動により手続を失念していたためとのことである。所管部局は適時に催促を行っていた。

今後、交付要綱において実績報告書の提出期限を明確にすることを検討すべきである。

2. 総務部

旭川市私立専修学校教育推進補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市私立専修学校教育推進補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	昭和 55 年
終期	—
所管部署	総務部 総務課 総務係
根拠法令等の名称	旭川市私立専修学校教育推進補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	市内に私立専修学校を設置する者
補助金交付目的	私立専修学校の教育環境の充実と、教職員及び生徒の能力の向上を図るとともに、私立専修学校が保有する技術及び技能を活かす場の創出を支援することにより、私立専修学校が行う教育の推進に資すること。
対象経費と算定方法	次の 1、2 でそれぞれ算出した金額を合計する。 1. 教材教具の充実、教職員の研修・研究及び生徒の全国大会等の出場支援 教材教具の充実、教職員の研修・研究及び生徒の全国大会等の出場支援に係る補助対象経費の合計額の 1/2 の金額又は当該事業に係る予算額の 8 割を均等割した金額と、1 割ずつを生徒数と教職員数で按分した金額とを合計した金額のいずれか低い金額 2. 企画事業 当該事業に係る補助金交付額の上限額を 10 万円とし、当該事業を実施し、補助金の交付を受けようとする学校が複数いる場合は、この額を補助対象校で均等に按分した金額を上限額とした金額又は各学校の当該事業に係る補助対象経費の 1/2 の金額のいずれか低い金額
交付時期	精算払
成果指標	研修参加者数、教材教具整備量

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
2,350 (2,350)	2,350 (2,350)	2,350 (2,350)	2,206 (2,350)	2,350 (2,350)	2,350

【概要補足等】

(1) 補助金設定の経緯

私立専修学校への補助金は、旭川市の私立専修・各種学校教育の振興を図り、教育文化の維持発展に寄与することを目的に、昭和 55 年度に開始した。

当初は、各学校が会員として所属していた「(社)旭川私立専修学校各種学校振興基金協会」(昭和 42 年設立)に対して、教職員研修費補助金として一括交付し、同協会が各学校設置者に交付する形態であった。

その後、同協会が平成 19 年 3 月で解散となり、平成 19 年度からは、旭川市が各学校設置者に補助金を直接交付している。

平成 20 年度には、補助対象者から各種学校を除外して専修学校のみに限定し、従前の教職員研修費に加え、教材教具の整備も補助対象とするよう事業の見直しを行った。

また、平成 25 年度には、私立専修学校への補助について、経済活性化や産業振興に結びつくよう事業を整理し、他の部局で行っていた専門学校生が全国大会などへ出場する際の支援、製品開発など地元の企業と共同で取り組む事業及び技術や技能を活かしたイベントの開催事業への支援をまとめ、一つの補助制度として確立し、現在に至っている。

(2) 補助対象校について

当補助金は以下の 7 校に対して補助金を交付している。

	設置者名	学校名
①	一般社団法人 旭川歯科医師会	旭川歯科学院専門学校
②	学校法人 旭川宝田学園	旭川医療情報専門学校
③	学校法人 旭川大学	旭川大学情報ビジネス専門学校
④	学校法人 稲積学園	北都保健福祉専門学校
⑤	学校法人 旭星学園	旭川理容美容専門学校
⑥	学校法人 浅井学園	旭川調理師専門学校
⑦	学校法人 緑蔭会	北海道医学技術専門学校

交付要綱第 2 条において、看護師等の養成のみを行う私立専修学校については交付対象者から除くとされている。旭川市内には、看護師等の養成を行う私立専修学校が 3 校あるが、看護師養成施設には、北海道から補助金が出ており、また、旭川市医師会の看護学校に

対しては、本市保健所からも運営費補助金が交付されており、補助金が重複するとの判断により、交付対象としていない。

監査結果と意見

(1) 補助金交付金額の算定方法の見直しについて【意見】

当補助金の各学校に対する交付金額の算定に当たっては、「教材教具の充実、教職員の研修・研究及び生徒の全国大会等出場支援に係る補助対象経費を合算した額の1/2の金額」又は「均等割、生徒数割、教職員数割の3区分の金額を合算した金額」のいずれか低い金額を上限として算定される。企画事業を行う学校は更に別途、企画事業分として加算される。

平成30年度の各学校に対する補助金上限額は以下のとおりである。実際の補助金も以下のとおり交付されている。

(単位：円)

学校名	均等割	生徒数割	教職員数割	企画事業	合計 A
A 学校	257,142	33,615	20,767	0	311,524
B 学校	257,142	15,390	20,767	0	293,299
C 学校	257,142	11,925	17,302	0	286,369
D 学校	257,142	83,587	93,442	0	434,171
E 学校	257,142	27,337	31,140	100,000	415,619
F 学校	257,142	23,242	13,837	0	294,221
G 学校	257,142	29,835	27,675	0	314,652
計	1,799,994	224,931	224,930	100,000	2,349,855

※均等割は、教材教具の充実、教職員の研修・研究及び生徒の全国大会等出場支援に係る予算額(2,250,000円)の8割(1,800,000円)を7校で按分(小数点以下は切捨て)。

※生徒数割及び教職員数割は、教材教具の充実、教職員の研修・研究及び生徒の全国大会等出場支援に係る予算額(2,250,000円)の1割ずつとし、各校の生徒数及び教職員数で按分。

さらに、各学校の生徒数、教職員数、補助対象経費及び補助率は以下のとおりである。

学校名	生徒数 (人)	教職員数 (人)	補助対象経費 (円) B	補助率 (%) A/B
A 学校	107	6	774,250	40.24
B 学校	49	6	804,378	36.46
C 学校	38	5	711,805	40.23
D 学校	266	27	2,487,909	17.45
E 学校	87	9	2,219,494	18.73

学校名	生徒数 (人)	教職員数 (人)	補助対象経費 (円) B	補助率 (%) A/B
F 学校	74	4	829, 280	35. 48
G 学校	95	8	1, 248, 480	25. 20
計	716	65		

上記のように、各学校間で補助率に大きな差がある。これは予算額の 8 割を均等割として交付していること、及び各学校の補助対象経費発生額の多寡を考慮していないことが要因である。例えば補助対象経費が少ない学校は補助金に占める均等割のウエイトが大きくなり、補助率が高くなる。

学校によって教育内容の専門性や必要となる教材・教具の内容は異なり、コスト発生実態も異なる。そのようなコスト発生実態を考慮した補助金算定方法を検討することがあっても良いと考える。

例えば、均等割を予算額の 4 割とし、新たに補助対象経費割合（以下、便宜上「経費割」という。）を予算額の 4 割として算定してみると以下のようなになる。

学校名	均等割	生徒数割	教職員数割	経費割	企画事業	交付合計
A 学校	128, 571	33, 615	20, 767	76, 500	0	259, 453
B 学校	128, 571	15, 390	20, 767	80, 100	0	244, 828
C 学校	128, 571	11, 925	17, 302	70, 200	0	227, 998
D 学校	128, 571	83, 587	93, 442	246, 600	0	552, 200
E 学校	128, 571	27, 337	31, 140	220, 500	100, 000	507, 548
F 学校	128, 571	23, 242	13, 837	81, 900	0	247, 550
G 学校	128, 571	29, 835	27, 675	124, 200	0	310, 281
計	899, 997	224, 931	224, 930	900, 000	100, 000	2, 349, 858

この場合、各学校の補助率は以下のようなになる。補助率の差が小さくなった。

学校名	補助率 (%)
A 学校	33. 51
B 学校	30. 44
C 学校	32. 03
D 学校	22. 20
E 学校	22. 87
F 学校	29. 85
G 学校	24. 85

各学校の補助対象経費発生額の多寡を考慮する補助金算定方法も、学校間の公平性を確保するための一つの方法であろう。補助金算定方法が妥当かどうか、継続的に検討されることを望む。

(2) 成果指標について【意見】

当補助金の成果指標として「研修参加者数」と「教材教具整備量」が挙げられている。いずれの指標も直近 5 年間は減少傾向にあり、この指標で評価する限り当補助金の効果が高いとは判断できない。そのような状況において補助金交付額は直近 5 年間ほぼ一定である。

当補助金の交付目的は交付要綱第 1 条にもあるように、私立専修学校が行う教育の推進に資することである。教育を推進することにより地元に有能な人材を輩出することにもつながるであろう。

このような目的の補助金を評価するに当たって、現在の成果指標は再検討が望ましいと考える。例えば「卒業生の就職率」などを用いれば、当補助金の交付目的と整合し、成果をより適切に測れるのではないかと。成果指標を再検討することが望ましい。

(3) 補助対象経費について【意見】

旭川調理師専門学校において、「生徒の全国大会等出場支援」に係る経費 10,536 円が補助対象経費とされており、内容は引率教員 2 名分のガソリン代であった。全国大会は平成 30 年 6 月 2 日～3 日に開催された。ガソリン代の領収書を確認したところ、同年 5 月 24 日と 6 月 6 日に支払われたものであった。大会開催日とガソリン代支払日の関係から考えると、直接、補助対象事業に要した経費であることが明確には判断できない。

ガソリン代を補助対象経費に含めるに当たっては、キロメートル当たりの単価を設定し、当該単価に移動距離を乗じた金額を補助対象経費とするといった方法に改めることが望ましいであろう。

3. 防災安全部

旭川市交通安全運動推進委員会運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市交通安全運動推進委員会運営費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 43 年
終期	—
所管部署	防災安全部 交通防犯課
根拠法令等の名称	旭川市交通安全運動推進委員会運営費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川市交通安全運動推進委員会
補助金交付目的	全市民に対して交通安全の組織的な活動を推進し、市民を交通事故から守ること。
対象経費と算定方法	旭川市交通安全運動推進委員会の運営に要する経費を補助対象経費とするが、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費については補助対象外経費とする。ただし、会議の茶菓代、食事代については、必要最小限の範囲で認めるものとする。
交付時期	概算払
成果指標	交通事故発生件数、交通事故死者数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
3,391 (3,391)	3,391 (3,391)	3,391 (3,391)	2,951 (2,951)	2,951 (2,951)	2,951

【概要補足等】

(1) 旭川市交通安全運動推進委員会の設立経緯

昭和 37 年、交通事故の増加を背景に、北海道から各市町村に対し市町村交通安全推進委員会を組織するよう依頼があり、旭川市でも現在の推進委員会の前身となる団体が設立された。その後昭和 43 年に現在の旭川市交通安全運動推進委員会が設立され、当時より同委員会に対し補助金が交付されている。

(2) 事業内容

旭川市交通安全運動推進委員会では以下のような事業を実施している。

- ① 交通安全市民総ぐるみ運動（年４回）
- ② 全国交通安全運動総決起集会等の各種イベントへの参加
- ③ 街頭指導等の地域啓発活動
- ④ 交通安全教室等の開催
- ⑤ 広報活動
- ⑥ その他、交通安全資材の貸出等

同委員会は、旭川市内における交通安全施策を円滑に推進するために、行政機関と地域住民、民間団体等が協力して交通安全運動を展開するための推進母体としての役割を担っている。

(3) 旭川市交通安全運動推進委員会の運営

同委員会は、交通関係行政機関の代表者、交通関係団体の代表者、交通関係住民組織の代表者をもって組織されている。事務局は旭川市防災安全部交通防犯課内に設置され、同事務局が補助金交付申請から請求、受領に至る各業務を、同委員会からの委任を受けて行っている。

監査結果と意見

(1) 交通安全啓発資材の管理について【意見】

同委員会では、交通安全啓発資材（以下「資材」という。）の貸出を事業として実施している。資材はその時の交通事故の発生状況に応じて、毎年、事故が多く発生しているタイムリーなテーマの資材を購入している。例えば、高齢歩行者向け、ドライバー向け、雪道での運転、飲酒運転根絶などである。

資材の購入費用は、同委員会の収支決算書上、消耗印刷費として計上されている。消耗印刷費の過去５年間の支出状況は以下のとおりである。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
497,388 円	513,885 円	1,051,991 円	139,523 円	224,131 円

※消耗印刷費の中には、資材の購入費用だけではなく事務用品の購入費用も含まれている。

このように、各年度で支出金額に変動がある。

年度末において資材の保管数量を把握しているか所管部局に確認したところ、特段把握はしていないとのことであった。

当補助金は一定の補助対象外経費を除き、運営に要する支出金額のほぼ全額が補助対象経費とされている。資材の購入でいえば、仮に保管数量が豊富にあったとしても予算消化

のために本来必要ではない資材を前もって購入し、その購入金額が補助対象経費に含まれる可能性がある。

本当に必要な資材の購入が行われることを確保するために、年度末には保管している資材の棚卸しを実施して保管数量を把握し、余分な資材の購入が行われないよう管理することが望ましい。

4. 市民生活部

旭川市市民委員会活動補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市市民委員会活動補助金
補助金の性格	運営費補助
始期	昭和 37 年
終期	—
所管部署	市民生活部 市民活動課
根拠法令等の名称	旭川市市民委員会活動補助規則 旭川市市民委員会活動補助金交付要領
交付先（団体、個人等）	旭川市内 63 地区市民委員会
補助金交付目的	共同の福祉を増進し、住みよい地域社会を形成するため。
対象経費と算定方法	・対象経費 市民委員会の運営及び事業に要する経費のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、募金に係るもの等は対象としない。 （１）住民の交流、研修、町内会加入促進活動に要する経費 （２）広聴広報活動に要する経費 （３）交通安全運動、違法・迷惑駐車防止活動に要する経費 （４）青少年健全育成活動に要する経費 （５）健康づくり活動に要する経費 （６）暴力追放、防犯、防災、火防活動に要する経費 （７）ごみ減量、分別収集、環境整備、雪対策活動に要する経費 （８）地域福祉活動に要する経費 （９）その他、コミュニティ活動の推進に要する経費 ・算定方法 1 市民委員会につき、均等割（200,000 円）と世帯数割（当該年度 4 月 1 日現在の構成世帯数に 200 円を乗じて得た額）を合算した額とする。
交付時期	前金払
成果指標	町内会加入率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
33,096 (33,582)	32,809 (33,180)	32,697 (32,888)	32,542 (32,697)	32,166 (32,542)	32,166

【概要補足等】

市民委員会とは、市内に 1,237 ある町内会（平成 31 年 4 月 1 日現在）をある程度の規模でまとめた組織であり、昭和 36 年に結成されている。

以下、旭川市の HP から抜粋した市民委員会の役割である。

『現在 63 地区の市民委員会があり、それぞれの地区組織ごとに、地域の実情に応じた体制づくりを進め、自主的な運営、主体的な活動を行っている。市民委員会の活動は、親睦と連帯、住民要望の反映、地域課題の発見と解決、地域内利害の調整などを主な内容としていますが、これらは住民の自発的な取り組みによる意見の集約を通じて行われ、特に市民の主体的なまちづくりという点から考えると、積極的に住民と行政との意思疎通を図るパイプ役となることが市民委員会の役割の一つとなっています。』

当補助金は平成 29 年度まで、〔均等割＋世帯数割〕で算出した補助金を各市民委員会へ渡し切りで支払われていたが、要綱を改訂し、平成 30 年度より補助対象経費の合計額が補助金交付額を下回っている場合には、下回った分については返還を要することとなった。

監査結果と意見

（１） 補助金の前払について【意見】

補助金の交付は、旭川市補助金交付基準にも規定されているように、補助金の額を確定した後に行うことが原則である。一方、その例外規定として前払と概算払がある。両者は似ているがその違いは、交付時点で債務金額が確定しているか否かにある。前払は金額の確定した債務に対して、相手方の義務の履行前又は給付すべき時期の到来前において、その債務金額を支払うものである。概算払はいまだ金額は確定していないけれども、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときに支払うものである。当補助金ではこの例外規定のうち前払が行われている。

しかし、要綱が改定され平成 30 年度より補助対象経費の合計額が補助金交付額を下回った場合には、下回った分は返還を要することとなり、この場合には下回った分の返還額が確定した時点で市の債務金額（補助金額）が確定したことになる。そのため、現状の補助金の交付は、前払ではなく概算払に該当すると考えられる。

ただし、概算払とするのであれば、原則的には補助事業が終了した時点で全ての市民委員会について速やかに債務金額を確定させ精算する必要があるが、現状では困難と言わざるを得ない。

現在、63 ある市民委員会について、全ての市民委員会の証憑チェックは行われておらず、毎年 6 つの市民委員会を選定し、その 6 つと前述の補助対象経費の合計額が補助金交付額を下回っている市民委員会について証憑等のチェックを行っている。

平成 30 年度に、2 つの市民委員会で補助対象経費の合計額が補助金交付額を下回っていたが、監査時点では帳簿、証憑のチェックが未了とのことで補助金の返還はまだ行われておらず、選定した 6 つの市民委員会についても補助金交付対象年度中にチェックを行うことは困難で、補助金交付の翌年度中にチェックを実施している。

63 ある市民委員会について、本来は全市民委員会のチェックを行い、公平性を確保すべきではあるが、現在、6 つの市民委員会のチェックを行うだけでも所管部局の事務負担は大きく、63 ある市民委員会の全てについて補助金対象年度内にチェックを行うのは現実的ではない。

そうであれば、以前のように均等割と世帯数割で算出した補助金額を前払で交付して精算を要しないこととし、定期的なチェックの継続と補助金交付額が過剰になっていないかを注視していくことの方が望ましいと思われる。

(2) 成果指標について【意見】

当補助金の成果指標である町内会加入率は平成 23 年度以降、低下の一途をたどっている。要因は様々であるが、アパートなどの集合住宅では、町内会に加入する割合は低い傾向があり、また、他人との関わりに消極的な住民が増えていることも考えられる。

補助金等評価表においては、『効果』に関して、成果指標は下向いているものの、必要性も効果もあるものとして評価されている。

当補助金は性格上、評価によって交付を一切やめるという選択肢は考えられないとは思いますが、交付額の妥当性などを検討する上でも、当補助金の成果を適切に測ることができる何らかの指標は必要であり、仮に一定の成果指標では効果が測りにくいのであれば、所管部局として複数の成果指標を採用するなど、より一層の検証が必要であると思われる。

旭川市市民委員会連絡協議会運営補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市市民委員会連絡協議会運営補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 61 年
終期	—
所管部署	市民生活部 市民活動課
根拠法令等の名称	旭川市市民委員会連絡協議会運営補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川市市民委員会連絡協議会
補助金交付目的	旭川市市民委員会連絡協議会の活動を通じ、住み良い地域社会の建設と市民福祉の増進に寄与するため。
対象経費と算定方法	市民連協の運営に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。 （１）消耗印刷費 （２）使用料 （３）食糧費（市民連協が主催又は共催で行う会議、説明会、行事等に伴う茶菓及び食事（酒席を伴わないものに限る。）についてのみ対象とし、1 回の会議等で、茶菓代は合計で 1 人 600 円以内、昼食及び夕食については 1 人 1,000 円以内（いずれも税及びサービス料を除く。）とする。 （４）通信費 （５）旅費 （６）交付金 （７）人件費 （８）報償費 （９）その他運営に必要な経費（交際費、慶弔費、懇親会費を除く。） 補助金額は、補助対象経費の 10 分の 10 とし、毎年度予算の定める範囲内とする。
交付時期	概算払
成果指標	町内会加入率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
6,916 (6,916)	6,951 (6,951)	6,978 (6,978)	7,071 (7,071)	7,023 (7,023)	6,547

【概要補足等】

市民委員会連絡協議会とは、市内に 63 ある市民委員会の会長で構成される会であり、各市民委員会の要望の取りまとめ等を行っている。

組織としては、各町内会（1,237 町内会）→ 各市民委員会（63 市民委員会）→ 市民委員会連絡協議会（1 連絡協議会）という構成となる。

市民委員会連絡協議会の運営は、全額が補助金で賄われており、他の収入は生じない。

市民委員会連絡協議会の事務局は、市役所内の市民活動課内にあり、市民委員会連絡協議会の専任職員 1 名、市の職員 3 名が担当している。

市民委員会連絡協議会は、本部と 5 つの部会（広報部会、交通部会、青少年育成部会、女性部会、防犯部会）からなる。

監査結果と意見

（１）移行準備金について【指摘】

通常の収支決算書とは別に、『事務局移行準備金特別会計』として 150 万円程の積立金がある。平成 19 年度から 5 年間程度積立てを行っていたが、外部監査の指摘を受けて積立ては中止しており、使用もないため残高は同額のまま推移している。

この準備金は、現在、市役所内の市民活動課内で行っている事務局業務を独立させるために積み立てているものとのことで、具体的には独立に際して必要になる場所の確保や備品の購入などに充てる予定とのことであったが、事務局業務の独立については具体的な目途はついていない。

補助金の一部が使用されずに積み立てられている現況は望ましい状態とは言えない。

積立てを中止してから、すでに相当な期間が経過していることから、事務局の独立及び当該準備金の今後の方向性について、できるだけ早急に目途をたてる必要がある。

（２）市民自治の在り方とそれに伴う補助金の在り方についての再考【意見】

前述のように、市民自治に関する組織としては、町内会から始まり、各町内会（1,237 町内会）→ 各市民委員会（63 市民委員会）→ 市民委員会連絡協議会（1 連絡協議会）という構成となっている。

市民委員会は各町内会で組織され、市民委員会連絡協議会は各市民委員長から組織さ

れている。

市で行った『平成 29 年度 「旭川市 町内会・自治会調査」 報告（平成 30 年 1 月）』によると、町内会長の平均年齢は 70 歳を超えており、在職年数も平均で 6 年 2 か月であり、10 年以上在職している会長も 18.1%となっている。高齢の一定の人が負担を担わされているのが現状である。

若年層は町内会への加入率も低く、また学童期の子どもをもつ世代では、時間の余裕がないため、町内会の活動に参加することが難しく、平日に行われることもある町内会の会合には出られない。

同報告書では、市民委員会に関する各町内会の意見も載せられているが、町内会の仕事だけでも大変な上に、町内会の代表者は市民委員会にも属さなければならず負担が更に増えることや、各町内会から市民委員会へ納める負担金が必要で、それが町内会の財政を圧迫していること、市民委員会が町内会の上部機関的役割をもつことから、町内会の独自性が保てないなど、市民委員会の必要性や有効性に疑問の声が寄せられている。

一方、市民委員会に関わっている人の熱心な活動に感謝の言葉も寄せられている。

また、町内会の高齢化により役員のなり手がいないため、近隣町内会との合併も視野に入りたいという意見もあった。

町内会長や役員などは、ボランティアの精神がなければ引き受けられないであろうし、実際に個人個人は大変な労力を割いて活動していることは想像に難くない。

出来るだけ早急に、市として市民自治の在り方に関する考え方をまとめて、それに伴う補助金の在り方の再考を進めるべきである。

旭川市地域会館建設費等補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市地域会館建設費等補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	昭和 43 年
終期	—
所管部署	市民生活部 市民活動課
根拠法令等の名称	旭川市地域会館建設費等補助規則
交付先（団体、個人等）	町内会、地区市民委員会、2 以上の町内会の連合体等住民活動の母体となっている団体
補助金交付目的	地域の住民組織活動をはじめ、青少年の健全育成、福祉活動、社会教育活動等、住民の主体性と連帯性を高め、これらの主体的な活動を推進するため。
対象経費と算定方法	町内会、地区市民委員会、2 以上の町内会の連合体、地区青少年団体、地区女性団体その他地域において住民活動の母体となっている団体で、市長の認める団体が次の各号に該当する会館等の新築、増改築、修繕、取得若しくは解体（当該会館等の解体に併せて当該会館等の敷地に設置された融雪設備を撤去する場合にあっては、当該融雪設備の撤去を含む。）又は当該会館等の敷地への融雪設備の設置若しくは修繕をする場合で、これらに要する費用が 30 万円以上のものとする。 （１）設置団体が運営管理するもの （２）会館等の用地が確保されているもの 補助金額は、新築等又は設置に要する費用の 3 分の 1 以内、700 万円を限度額とする。また、新築等又は設置に要する費用について、公共団体又は設置団体以外の公共的団体等から支払を受けた場合は、当該支払を受けた額を控除するものとする。
交付時期	精算払
成果指標	地域会館数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
2,938 (2,938)	4,408 (6,227)	4,797 (4,741)	2,922 (3,599)	2,691 (2,691)	836

【概要補足等】

平成 30 年度において、5 件の修繕や設備工事などに対する補助金交付があった。

5 件全てにおいて、相見積りがとられており、提出資料などに不備もなかった。

監査結果と意見

(1) 成果指標の妥当性について【意見】

当補助金の成果指標は地域会館数であるが、地域会館数が多いほど良いと言えるのか疑問である。

成果指標が定めにくいものであることは一定の理解ができるが、他に補助金交付の成果を示すことができる指標がないか、今一度検討してみるべきである。

旭川市地域まちづくり推進事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 22 年
終期	—
所管部署	市民生活部 地域まちづくり課
根拠法令等の名称	旭川市地域まちづくり推進事業補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱の別表に定める各協議会の所管区域の住民等が組織する団体等
補助金交付目的	身近な地域で住民が主体的にまちづくりに参画し、地域住民が安心して生き生きと暮らしている状態を目指すため。
対象経費と算定方法	補助金交付要綱に定めた補助対象経費で、次の 4 つの事業について、それぞれ定める額を限度に交付する。 (1) 主体的な地域づくり事業： 1 つのまちづくり推進協議会につき 20 万円 (2) 地域協働事業（地域提案型）： 庁内の地域自治推進会議において交付の可否を決定した額 (3) 地域協働事業（行政提案型）： 毎年度当初に市長が提案事業の区分に応じて別に定める額 (4) 地域づくりトライアル事業： 毎年度当初に市長が一の事業につき別に定める額
交付時期	概算払
成果指標	地域まちづくり推進協議会の事業に参画した地域住民の数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
3,359 (4,200)	4,190 (5,500)	4,163 (5,900)	4,489 (5,950)	5,948 (7,250)	8,050

【概要補足等】

地域まちづくり推進協議会は、地域で活動する様々な団体が一堂に会し、地域で解決したい課題（地域課題）や解決策について意見交換するなど、住民の視点から自由なまちづくりを進める場として、平成 22 年度にまず 7 地域が設置され、その後、新たな設置や分割を行い現在は 15 地域に設置されている。

現在の 15 地域は、63 ある市民委員会をいくつかまとめて〔中央・新旭川、豊岡、東光、北星、末広、春光、春光台・鷹の巣、神居、江丹別、永山、東旭川、神楽、緑が丘、西神楽、東鷹栖〕に区分し設置されたもので、主に次の団体で構成される。

〔主な構成団体〕

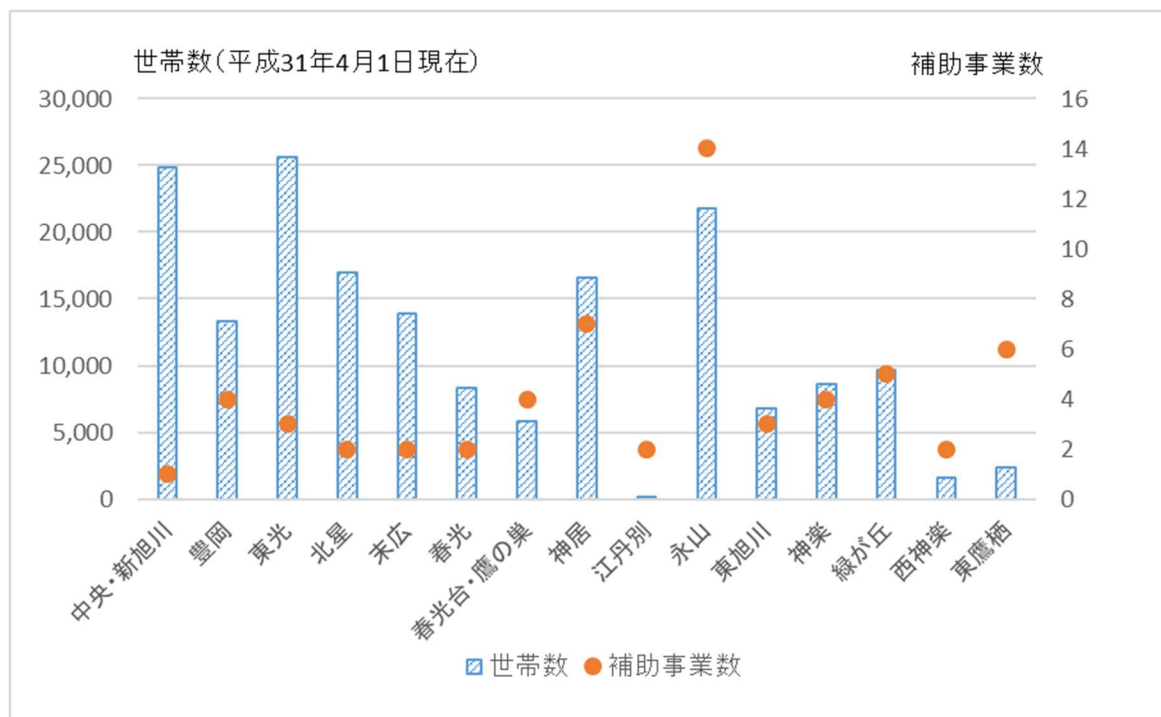
地区市民委員会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、商工関係団体（商店街、商工会等）、消防団、総合型地域スポーツクラブ、地域包括支援センター、農業関係団体（JA 等）、学校関係団体（学校・PTA 等）、その他の地域活動団体など

平成 30 年度に補助金の交付を受けて実施された事業は、全部で 61 事業ある。事業の内容は様々であるが、高齢者の健康増進対策や子どもの居場所づくり、災害等への備えに関するものなどがある。

監査結果と意見

（１）市民自治の組織の在り方について【意見】

下表は、各地域まちづくり推進協議会の構成世帯数と補助事業数を示したものである。



永山地区では世帯数も多く、補助事業数も多くなっており、地域での活動が活発に行われていることがうかがわれる。永山地区は昭和 36 年まで永山町として旭川市とは別の自治体であったため、住民同士のつながりや地域に対する関心・意識が高いと推察される。

春光台・鷹の巣地区、東鷹栖地区では、世帯数は少ないものの補助事業数は多くなっている。これらの地区も永山地区と同様、旭川市とは別の自治体であったことなどが背景にあるものと考えられる。

一方、中央・新旭川地区、東光地区、北星地区などは、世帯数は多いものの補助事業数は少なくなっている。

この地域まちづくり推進協議会は、旭川市とは別の自治体であった 7 つの支所地域から先行して設置され、事業活動に広がりが見られるが、今後、本市における市民自治の推進を図る上で、全市的に地域に対する関心、意識を高めていく必要があると思われる。

最も小さな構成単位である町内会から、市民委員会、市民委員会連絡協議会、地域まちづくり推進協議会と市民自治に関わる組織が複数ある。それぞれに異なった役割を果たしているとは言え、同様の目的を有する部分もあると思われる。

今一度、市民自治の組織の在り方について整理し、補助金交付の方法などを見直す必要があると考える。

5. 福祉保険部

旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 22 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 福祉保険課 地域福祉係
根拠法令等の名称	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川市西第 1 地区民生児童委員協議会 外 32 地区
補助金交付目的	社会福祉の第一線で活躍する民生委員・児童委員の資質向上のための各種研修の実施など、連絡調整機関としての地区民生児童委員協議会の活動を充実させる。
対象経費と算定方法	民生委員法及び児童福祉法に規定する地区民児協の任務、民生委員及び児童委員の職務について、各地区民児協が遂行するために要する経費（旅費、報償費、需用費等）を補助金として交付する。 算定方法は 1 地区当たり 160,000 円＋（18,600 円×委員定数）である。
交付時期	概算払
成果指標	該当なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
19,676 (19,676)	19,676 (19,676)	19,707 (19,707)	19,740 (19,769)	19,755 (19,769)	19,842

【概要補足等】

民生委員については、1948 年に制定された民生委員法に基づいて、その選任や職務が定められている。民生委員法第 26 条及び第 29 条の規定によれば、民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、中核市で負担することと定められている。

補助対象経費は、要綱第 3 条に規定によれば、旅費や備品購入費などであり、交際費や懇親会費は除外されている。ただし民生児童委員協議会ごとに補助対象経費の全額が補助金額になるのではなく、要綱第 3 条に規定された協議会ごとの上限額（民児協割）と民生委員の定数によって算出される金額（定数割）の合計が上限額となる。なお、平成 30 年度時点では民児協割は 160,000 円、定数割は 1 人当たり 18,600 円である。

監査結果と意見

該当なし。

当補助金について特有の結果や意見はない。

所管部局では交付要綱第 25 条に基づき、補助事業者から提出された実績報告書に記載の支出内容全件について、支出を証する書類との確認作業を行っている。しかし、当補助金の補助対象となる協議会は 33 件あり、全ての支出を証する書類を確認するには相当な時間が必要となる。

旭川市補助金交付基準第 5-9 には、「支出を証する書類その他関係書類の枚数が大量である場合は、抽出による確認や実地調査等により添付に替えることができるものとする。」との規定がある。この規定に基づき、抽出による確認によることとすれば所管部局の事務コストの削減につながるのではなかろうか。

しかし全件確認した場合と同水準の審査を行うためには、抽出に恣意性が介入しないよう、抽出方法に一定のルールを設けることが必要であり、抽出方法や結果について事後的な検証のためにも文書化しておくことが必要であろう。

今後、実績報告の審査方法について審査水準の確保と事務コストの観点から検討されることを望むものであるが、この点に関しては監査結果と意見（総論）でも述べているため、当補助金特有の結果や意見とはしない。

旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	平成 20 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 福祉保険課 地域福祉係
根拠法令等の名称	旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会
補助金交付目的	旭川市民生委員児童委員連絡協議会の健全な運営を図る。
対象経費と算定方法	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が運営する旭川市民生委員児童委員連絡協議会の運営に要する経費（人件費、事務費等）を補助金として交付する。ただし、市の予算が上限とされている。
交付時期	概算払
成果指標	該当なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
5,600 (5,600)	5,600 (5,600)	5,600 (5,600)	5,600 (5,600)	5,600 (5,600)	5,600

【概要補足等】

旭川市民生委員児童委員連絡協議会（以下「市民児連」という。）は、従来は旭川市においてその業務を担っていたが、平成 20 年に社会福祉法人旭川市社会福祉協議会に業務移管された。

市民児連は、各地区民生児童委員協議会の運営を支援する事務局の位置付けであり、次のとおり様々な業務を実施している。

＜市民児連の業務内容＞

業 務		内 容
1	会議	市民児連大会、理事会、常任理事会の開催運営事務
2	部会活動	市民児連各部会の開催運営事務
3	各種研修・大会への参加	道民児連などが主催する研修参加のための事務及び研修の同行
4	広報活動	市民児連広報誌の発行事務
5	各種事業の協力	行政機関等からの協力依頼のとりまとめ
6	関係機関・委員への推薦	行政機関等からの委員等推薦依頼取りまとめ
7	表彰関係事務	各種被表彰者の推薦・賞状等の伝達
8	慶弔関係	会員への見舞金、弔慰金及び記念品の伝達
9	会計	市民児連一般会計・慶弔会計の運営・管理及び予算決算報告

交付金額の算定に当たっては、交付要綱第 2 条により人件費や事務費などの実支出額に基づいた算定も行うが、その算定額は毎年度、市の当初予算を超えるため、予算額と同額の交付実績となっている。市の予算額は、平成 20 年の業務移管の際に人件費及び事務費として積算した金額に移管後の事務費不足分の調整を加え、平成 23 年度以降は 560 万円とされている。

監査結果と意見

該当なし。

当補助金について特有の結果や意見はない。

所管部局では交付要綱第 11 条に基づき、補助事業者から提出された実績報告書に記載の支出内容全件について、支出を証する書類との確認作業を行っている。しかし、全ての支出を証する書類を確認するには相当な時間が必要であると思われる。

旭川市補助金交付基準第 5-9 には、「支出を証する書類その他関係書類の枚数が大量である場合は、抽出による確認や実地調査等により添付に替えることができるものとする。」との規定がある。この規定に基づき、抽出による確認によることとすれば所管部局の事務コストの削減につながるのではなかろうか。

しかし全件確認した場合と同水準の審査を行うためには、抽出に恣意性が介入しないよう、抽出方法に一定のルールを設けることが必要であり、抽出方法や結果について事後的な検証のためにも文書化しておくことが必要であろう。

今後、実績報告の審査方法について審査水準の確保と事務コストの観点から検討されることを望むものであるが、この点に関しては監査結果と意見（総論）でも述べているため、当補助金特有の結果や意見とはしない。

旭川市社会福祉協議会運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市社会福祉協議会運営費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 29 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 福祉保険課 福祉保険係
根拠法令等の名称	旭川市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会
補助金交付目的	旭川市社会福祉協議会の運営体制を安定させることにより、本市における地域福祉の推進を図る。
対象経費と算定方法	旭川市社会福祉協議会の運営する事業のうち、法人運営事業や地域福祉事業などに関わる経費のうち、会議費など一部の費用を除いたものを補助対象経費とする。この補助対象経費の実支出額から補助対象経費に関わる収入（受託金や補助金などの収入や事業収入のうち受益者負担に関わるものなど）を控除した金額に、補助率 10 分の 8 を乗じて得た金額を交付する。なお、市の予算が上限とされている。
交付時期	概算払
成果指標	該当なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
48,000 (48,000)	48,000 (48,000)	48,000 (48,000)	48,000 (48,000)	48,000 (48,000)	48,000

【概要補足等】

社会福祉協議会は民間組織ではあるものの、その設立の根拠は、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）であり、全国各地で民間の社会福祉活動を推進することを目的に運営が行われている。

旭川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、社会福祉法人会計に基づいて経理処理が行われており、当補助金では、法人運営事業、地域福祉事業、地域支えあいのまちづくり推進事業、ボランティアセンター事業が補助対象となる。

① 補助対象となる事業		
事業区分	拠点区分	サービス区分
社会福祉事業	ときわ市民ホール	法人運営事業 地域福祉事業 地域支えあいのまちづくり推進事業 ボランティアセンター事業
② 補助対象にならない経費		会議費、渉外費、寄附金及び雑支出
③ 補助対象経費に関わる収入		受託金、配分金、補助金、事業収入のうち受益者負担に関わるものなど

「旭川市補助金交付基準」では、補助率を参考基準として2分の1以内としているが、当補助金では10分の8に設定されている。所管部局によれば、団体の運営に支障を来さないように設定された水準とのことである。

もともと補助対象経費に10分の8を乗じて算出した金額は、市の当初予算を超えるため、実質的な補助率はそれより低い水準となる。平成30年度の交付金額は市の当初予算と同額の48,000千円であり、実質的な補助率は約59%であった。

監査結果と意見

(1) 概算払について【意見】

交付要綱によると、補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であり、概算払は例外として「特に必要があると認めるとき」に可能である。その際はその必要性を厳密に判断しなければならない。当補助金では概算払が行われており、「特に必要があると認めるとき」に該当するか検討を行った。

この点、所管部局によれば、交付先から提出された「資金計画表」に基づいて資金不足が見込まれることから、概算払を実施したという。この「資金計画表」には現預金残高が記載されていなかったため、社協の貸借対照表を別途入手したところ、現預金残高は平成29年度末が約38,000千円、平成30年度末が51,000千円あり、補助金額に相当する程度の現預金残高を有していた。

改めて現預金の使途について所管部局に確認したところ、4月の事業未払金や職員人件費の支払いに充てられたとのことだった。また概算払の必要性については、「5月以降も積立基金の取崩しや他の補助金収入によりやり繰りをしている」ことや、「社協としては前年ベースで事務、事業費を5%カットするよう努め、正職員の補充に当たり昇給のない嘱託職員を採用し、人件費カットにつなげるなどの経営努力を行っている」という点も考慮して概算払を行っているとの回答であった。

社協では前述のように、補助金額に相当する程度の現預金残高を有しており、また介護報酬等の事業未収金も平成29年度末、平成30年度末において約60,000千円有しており、資

金不足が見込まれるという状況にあるとは思えない。また現状の「資金計画書」ではそれを読み取ることができない。

概算払に当たっては、その必要性を判断するに足る説明資料の提出を求め、現預金残高の状況も踏まえ、概算払の必要性について厳密に判断すべきである。

（２） 実績報告に対する審査について

所管部局では交付要綱第 11 条に基づき、補助事業者から提出された実績報告書に記載の支出内容全件について、支出を証する書類との確認作業を行っている。しかし、全ての支出を証する書類を確認するには相当な時間が必要であると思われる。

旭川市補助金交付基準第 5-9 には、「支出を証する書類その他関係書類の枚数が大量である場合は、抽出による確認や実地調査等により添付に替えることができるものとする。」との規定がある。この規定に基づき、抽出による確認によることとすれば所管部局の事務コストの削減につながるのではなかろうか。

しかし全件確認した場合と同水準の審査を行うためには、抽出に恣意性が介入しないよう、抽出方法に一定のルールを設けることが必要であり、抽出方法や結果について事後的な検証のためにも文書化しておくことが必要であろう。

今後、実績報告の審査方法について審査水準の確保と事務コストの観点から検討されることを望むものであるが、この点に関しては監査結果と意見（総論）でも述べているため、当補助金特有の結果や意見とはしない。

社会福祉事業振興補助金

【補助金の概要】

補助金名称	社会福祉事業振興補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	昭和 62 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 福祉保険課 福祉保険係
根拠法令等の名称	旭川市社会福祉事業振興補助要綱
交付先（団体、個人等）	社会福祉事業及びそれに準ずる事業を行うもの
補助金交付目的	社会福祉施設等における設備や備品の整備等に係る経費に対する補助を行うことで、施設利用者の処遇向上を図る。
対象経費と算定方法	①施設及び設備の設置、改修並びに修繕に要する経費については、1 件 10 万円以上 100 万円以下とし、その額の 2 分の 1 以内。 ②備品の購入、修繕に要する経費については、1 件 5 万円以上 50 万円以下とし、その額の 2 分の 1 以内。
交付時期	精算払
成果指標	該当なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
2,000 (2,000)	1,794 (2,000)	1,883 (2,000)	1,634 (2,000)	652 (2,000)	2,000

【概要補足等】

本補助金は、市の一般財源ではなく、社会福祉事業基金の一部及び同基金から生じる利子を財源としている。

社会福祉事業とは、養護老人ホームや障害者支援施設、保育所、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設を経営する事業等である。この事業に用途を特定して、一般からの寄付やふるさと納税により資金積立てを行うのが社会福祉事業基金である。

交付に当たっては市の独自の判断ではなく、申請時に提出のあった見積資料を基に、外部から招聘されたメンバーを含む選考委員会にて選考が行われる。

監査結果と意見

該当なし。

旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 14 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 障害福祉課 障害事業係
根拠法令等の名称	旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会
補助金交付目的	北彩都地区に建つ障害者福祉センターと市内中心部を結ぶシャトルバスを運行することにより、障害者福祉センターを利用する障害者の利便性を高める。
対象経費と算定方法	補助対象事業の職員給与、社会保険料、燃料費、修繕費、自動車保険料等の合算額を限度として、予算の範囲内で市長が適当と認める額。
交付時期	概算払
成果指標	該当なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
7,874 (7,874)	8,000 (8,000)	7,895 (7,895)	7,895 (7,895)	7,895 (7,895)	7,895

【概要補足等】

本補助事業は、旭川市障害者福祉センター（通称「おびった」、以下「センター」という。）までの連絡バスの運行である。

センターは、障害者の身体機能の訓練、健康の増進、レクリエーションなどを提供する施設である。旭川駅近くの北彩都地区に位置するが、徒歩圏とはいえない。そのため、センターでは、障害を持つ方とその介助者を対象に、連絡バスを運行している。なお、補助金の交付先である旭川障害者連絡協議会は、センターの指定管理者である。

「旭川市補助金交付基準」では、補助率を参考基準として 2 分の 1 以内としているが、当補助金では 10 分の 10 に設定されている。当補助金では収入が見込めない上、交通弱者で

ある障害者の輸送サービスとして必要性の高い事業である点が考慮されている。

監査結果と意見

(1) 運行体系の見直しについて【意見】

センターは、旭川駅から約 1.2km、徒歩 16 分に位置する。最寄りのバス停まで徒歩 5 分の距離であり、日中は 1 時間に 0～2 本程度のバス運行である。

こうした事情を踏まえれば、連絡バスが必要と言わざるを得ない。ただ連絡バスも補助金での運営のために頻繁に走らせることができず、利便性が高いとはいえない。そのため、1 日の平均利用者は 20 人前後と低い乗車率である。

低い乗車率から補助金の効果が小さいという意見もあるだろうが、連絡バスを廃止すれば、利便性が更に悪化し、センターの利用者が減るという悪循環になるであろう。

当補助金の所管部局では、路線変更や予約制への変更など既に様々な検討を重ねてきた。今後も最善の解決策を見つけるべく検討を続けることが必要である。

地域活動支援センター補助金

【補助金の概要】

補助金名称	地域活動支援センター補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	平成 18 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 障害福祉課 障害事業係
根拠法令等の名称	- 旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 - 上川中部圏地域活動支援センター事業実施要綱 - 旭川市地域活動支援センター補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	特定非営利活動法人ベネッセレ、社会福祉法人あかしあ労働福祉センター、社会福祉法人旭川旭親会
補助金交付目的	一般就労することが困難な障害者が、通所による生活訓練、作業訓練を行うとともに、福祉的就労の場や社会交流の場を設け、地域社会や関係機関と一体となり、障害者の自立促進と福祉向上を図ること。
対象経費と算定方法	交付要綱に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の金額とする。ただし、旭川市近隣 8 町の利用者がいた場合、利用者数に応じて按分する。
交付時期	概算払
成果指標	該当なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
51, 299 (51, 401)	44, 791 (51, 913)	44, 544 (45, 344)	37, 596 (44, 858)	37, 543 (37, 755)	37, 755

【概要補足等】

本補助金は、一般就労することが困難な障害者の自立促進と福祉向上を図るため、通所による生活訓練、作業訓練を行うとともに、福祉的就労の場や社会交流の場を設けるために交付される補助金である。

障害者自立支援法の施行により、平成 18 年 9 月まで北海道が所管していた精神保健福祉

法に基づく精神障害者地域生活支援センターが、同年 10 月から地域生活支援事業の市町村必須事業となり、現在のような補助事業へ移行した。

旭川市地域活動支援センターでは、利用者からの利用料や生産活動により生ずる収入があるものの、条例により事業者側の利益とはできないこととされている。そのため、本補助事業の運営は補助金の交付が前提となっている。

こうした経緯から、補助金交付金額の算定に適用される補助率は 10 分の 10 となっており、旭川市補助金交付基準で参考基準とされている 2 分の 1 以内より高い。

監査結果と意見

(1) 補助事業者の財務諸表と補助精算額算出調書との整合性の検証について【指摘】

当補助金の補助事業者である社会福祉法人あかしあ労働福祉センター（以下「(福) あかしあ」という。）は、社会福祉法人会計に基づいて、「拠点区分資金収支計算書」を作成している。これによると平成 30 年度の職員給料支出 12,208 千円であった。

一方で、所管部局では補助事業者からの報告に基づいて補助精算額算出調書を作成している。この調書によれば、地域活動支援センターの常勤職員給料は 5,889 千円であった。また、当補助金とは別に(福) あかしあは、旭川市障害者相談支援事業補助金の補助事業者であるが、その補助精算額算出調書によれば、常勤職員給料 5,687 千円であった。これらは同一の拠点区分に属し、2 つの職員給料の合計は 11,576 千円で、(福) あかしあの「拠点区分資金収支計算書」と 632 千円の差異がある。

所管部局によればこの差異は、旭川市障害者相談支援事業の補助金精算額算出調書への記載が一部漏れてしまったため生じたものである。

要綱第 14 条によれば、補助事業者から提出された報告書について所管部局は審査を行うこととされているが、上記差異については補助金確定時の資料に言及がなかった。

今後は審査に当たって、補助事業者の財務諸表と補助精算額算出調書との整合性の検証を十分に行う必要がある。

(2) 実績報告に対する審査について

所管部局では交付要綱第 14 条に基づき、補助事業者から提出された実績報告書に記載の支出内容全件について、支出を証する書類との確認作業を行っている。しかし、全ての支出を証する書類を確認するには相当な時間が必要であると思われる。

旭川市補助金交付基準第 5-9 には、「支出を証する書類その他関係書類の枚数が大量である場合は、抽出による確認や実地調査等により添付に替えることができるものとする。」との規定がある。この規定に基づき、抽出による確認によることとすれば所管部局の事務コストの削減につながるのではなかろうか。

しかし全件確認した場合と同水準の審査を行うためには、抽出に恣意性が介入しないよう、抽出方法に一定のルールを設けることが必要であり、抽出方法や結果について事後的な

検証のためにも文書化しておくことが必要であろう。

今後、実績報告の審査方法について審査水準の確保と事務コストの観点から検討されることを望むものであるが、この点に関しては監査結果と意見（総論）でも述べているため、当補助金特有の結果や意見とはしない。

旭川市障害者相談支援事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市障害者相談支援事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 18 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 障害福祉課 障害事業係
根拠法令等の名称	・ 旭川市障害者相談支援事業実施要綱 ・ 旭川市障害者相談支援事業補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	(福)あかしあ労働福祉センター、特定非営利活動法人ベネッセレ
補助金交付目的	日常生活において不安や疑問等を抱える障害者、家族等からの相談に応じ、障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するため。
対象経費と算定方法	交付要綱に定める補助基準額と補助対象経費とを比較して少ない方の金額とする。
交付時期	概算払
成果指標	該当なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
17,268 (17,268)	17,268 (17,268)	17,268 (17,268)	17,268 (17,268)	17,268 (17,268)	17,268

【概要補足等】

従来の障害者相談支援事業は、障害種別によって実施主体が都道府県と市町村に分かれており、補助事業者は1つの障害種別のみ相談業務を受け持っていた。平成18年の障害者自立支援法の施行により、3つの障害種別（身体・知的・精神）に対応することになったことから、補助事業者の負担は増加した。現在でも負担が大きい状況は変わらず、事業運営が可能な法人が少なく、旭川市内において補助事業者となる法人は2つのみである。

交付金額については、補助対象経費に基づく算出額と補助基準額 8,634 千円の小さい方とされている。補助事業者2者ともに、補助対象経費は補助基準額を上回っているため、毎年17,268千円が交付金額となっている。なお、補助基準額については、地域活動支援センター補助金の予算額や近隣市町村の類似の補助金額と比較検討した上で決定されている。

監査結果と意見

(1) 補助事業者の財務諸表と補助精算額算出調書との整合性の検証について【指摘】
地域活動支援センター補助金の項目を参照のこと。

(2) 実績報告に対する審査について

所管部局では交付要綱第12条に基づき、補助事業者から提出された実績報告書に記載の支出内容全件について、支出を証する書類との確認作業を行っている。しかし、全ての支出を証する書類を確認するには相当な時間が必要であると思われる。

旭川市補助金交付基準第5-9には、「支出を証する書類その他関係書類の枚数が大量である場合は、抽出による確認や実地調査等により添付に替えることができるものとする。」との規定がある。この規定に基づき、抽出による確認によることとすれば所管部局の事務コストの削減につながるのではなかろうか。

しかし全件確認した場合と同水準の審査を行うためには、抽出に恣意性が介入しないよう、抽出方法に一定のルールを設けることが必要であり、抽出方法や結果について事後的な検証のためにも文書化しておくことが必要であろう。

今後、実績報告の審査方法について審査水準の確保と事務コストの観点から検討されることを望むものであるが、この点に関しては監査結果と意見（総論）でも述べているため、当補助金特有の結果や意見とはしない。

視覚障害者情報提供施設運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	視覚障害者情報提供施設運営費補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 12 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 障害福祉課 障害事業係
根拠法令等の名称	・身体障害者保護費国庫負担金交付要綱 ・視覚障害者情報提供施設運営費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	社会福祉法人旭川盲人福祉センター
補助金交付目的	視覚障害者に情報提供を行っている点字図書館の運営費を助成し、視覚障害者の利用促進及び福祉の増進を図る。
対象経費と算定方法	対象経費は、職員手当、消耗品費など図書館の運営費である。 交付金額は、対象経費の実支出額から市補助金以外の収入額を差し引いて算出した額（以下「基準額等」という。）と、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱で定める補助基準額及び民間施設給与等改善費加算率（以下「補助基準額等」という。）により算出した額を比較して、少ない方の金額に 10/10 を乗じて得た額とする。
交付時期	概算払
成果指標	該当なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
28,910 (28,383)	28,910 (28,470)	28,971 (28,910)	29,250 (29,335)	29,514 (28,997)	31,684

【概要補足等】

当補助金は、「身体障害者保護費国庫負担金交付要綱」（以下「国要綱」という。）に基づき、北海道が補助金を交付していたものである。平成 12 年に旭川市が中核市に移行したことで権限移譲が行われ、現在でも旭川市が補助金を交付している。

交付金額の算定については、国要綱に合わせたものとなっており、補助対象経費の 1/2 は国が負担する。

なお、成果指標は「該当なし」となっているが、本事業の実施により最終的に期待される効果は視覚障害者の福祉の増進を図ることであり、具体的な数値で測ることは難しいためである。

監査結果と意見

該当なし。

旭川市障害者福祉施設等整備費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市障害者福祉施設等整備費補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 20 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 障害福祉課 障害事業係
根拠法令等の名称	・ 旭川市障害者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱 ・ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	障害福祉サービス等を行う社会福祉法人等
補助金交付目的	障害福祉サービス等の基盤整備を促進させるため
対象経費と算定方法	対象経費は施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とし、土地の買収又は整地に要する経費、職員の宿舎に要する経費、その他施設整備費として適当と認められない経費は補助対象経費から除く。
交付時期	精算払
成果指標	該当なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
(149, 292)	509, 962 (509, 812)	31, 221 (31, 585)	24, 962 (27, 714)	89, 669 (90, 187)	73, 893

【概要補足等】

本補助金は、社会福祉法人等が実施する「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号各都道府県知事・政令指定都市市長・中核市市長宛て厚生労働事務次官通知）」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「国要綱」という。）に基づいて交付されている。

すなわち原則として国庫補助金を活用する事業であり、その必要性について国との事前協議を経ることとなっている。なお、成果指標が「該当なし」となっているが、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス等事業所の修繕、創設等に対する補助であり、効果の測定が難しいためである。

監査結果と意見

該当なし。

つつじの里等整備費償還補助金

【補助金の概要】

補助金名称	つつじの里等整備費償還補助金
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)
始期	平成 27 年
終期	令和 17 年
所管部署	福祉保険部 障害福祉課 障害事業係
根拠法令等の名称	つつじの里等整備費償還補助金交付要綱
交付先(団体、個人等)	社会福祉法人北海道療育園
補助金交付目的	旭川市が移譲したつつじの里(旧旭川市つつじ学園)の改善整備、つつじグループホーム創設について、社会福祉法人北海道療育園が借り入れた資金の償還に対し補助金を交付することで、つつじの里の安定した運営に寄与する。
対象経費と算定方法	補助対象経費は、補助事業者が対象事業を行うために金融機関等から借り入れた資金の償還に係る元金及び利息額とする。ただし、償還遅延に係る遅延利息と「旭川市つつじ学園の移譲等に関する協定書」において、助成対象となっていない事項に係る元金及び利息は補助の対象としない。
交付時期	精算払
成果指標	該当なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位:千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
28,910 (28,383)	7,523 (8,394)	85,360 (98,806)	93,479 (98,117)	96,996 (98,213)	96,240

【概要補足等】

当補助金が設定される以前には、旭川市立の知的障害者施設、入所施設つつじ学園及び通所施設くるみ学園が運営されていた。しかし、建物の老朽化が進んだこと、市費で運営する効率性なども踏まえて、平成 25 年 4 月に両施設を統合し、社会福祉法人北海道療育園へ移譲することとなった。

移譲に当たり、旭川市と社会福祉法人北海道療育園は「旭川市つつじ学園の移譲等に関する協定書」(以下「協定書」という。)を締結した。この協定書によれば、新たな障害者支援

施設（つつじの里）及び共同生活援助施設の整備費用に関わる借入資金の償還の一部に対し、補助金を交付することとされている。なお償還は令和 17 年に終了する予定である。

本事業は、協定書に基づく償還補助事業であるため、成果指標は「該当なし」とされている。

＜参考：平成 30 年度実績の内訳＞

施設名	交付額（単位：千円）
つつじグループホーム	6,838
つつじの里	85,913
つつじグループホームⅡ・Ⅲ	4,246
合計	96,996

監査結果と意見

該当なし。

障害者バス利用環境整備支援補助金

【補助金の概要】

補助金名称	障害者バス利用環境整備支援補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 26 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 障害福祉課 障害事業係
根拠法令等の名称	障害者全体のバス利用促進に向けた環境整備支援補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川電気軌道株式会社、道北バス株式会社
補助金交付目的	障害者基本法の趣旨に則り、3 障害共通の取扱いを進め、障害者の社会参加を促進する。
対象経費と算定方法	定期路線バス（都市間バス及び定期観光バスを除く。）において、障害者等が精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示した場合に、乗車区間に応じ、当該区間に係る運賃の半額（10 円未満切り上げ）で乗車させる事業。ただし、乗車又は降車のいずれかが旭川市域外の場合は乗車全区間について補助対象としないものとする。 対象経費は、補助対象事業において、障害者等の路線バス利用に際し、通常運賃の額から当該利用者が支払うべき額を控除して得た額とする。
交付時期	精算払
成果指標	該当なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
5,948 (5,788)	5,878 (7,930)	5,701 (6,592)	5,971 (6,000)	6,883 (6,160)	6,888

【概要補足等】

本補助金は、3 障害（身体障害・知的障害・精神障害）のうち、精神障害者について公共交通の運賃割引が進んでいないことから、設定された補助金である。

平成 25 年度までは、保健所において「精神障害者バス料金助成事業費」として、精神障

害者保健福祉手帳所持者に対し年間 3 千円のバスカード等を交付していた。その後、3 障害共通の取扱いが望ましいとの認識のもと、バス事業者と協議の上、平成 26 年度からバス事業者への補助を通じ精神障害者の市内バス乗車料金の半額化を実施している。

精神障害者は、市内定期路線バスにおいて、精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示した場合に、乗車区間に応じた運賃の半額の支払いとなる。乗務員は、その乗車記録をカウントしており、カウント結果を後日バス事業者のシステムに入力している。

この入力データに基づいてバス事業者は市へ請求を行い、市は請求された金額の 10/10 を補助交付金額としている。

監査結果と意見

(1) 補助金増加要因の検証不足について【指摘】

当補助金の交付先は、旭川電気軌道と道北バスである。その内訳をみると、旭川電気軌道は平成 28 年度から平成 30 年度まで金額がほぼ同じである。一方で、道北バスは平成 28 年度から平成 29 年度にかけて変動は小さいが、平成 29 年度から平成 30 年度へかけて約 960 千円増加しており、その増加率は 27.5% と高い。

< 交付先別の補助金額の推移 >

(単位：千円)

交付先	H28 年度	H29 年度 (1)	H30 年度 (2)	増減 (3)=(2)-(1)	増加率 (3)/(1)
旭川電気軌道	2,455	2,482	2,434	△48	△1.9%
道北バス	3,246	3,490	4,449	960	+27.5%

交付要綱第 11 条によれば、補助金の確定時には補助事業の審査を行うことになっている。そこで審査の内容について所管部局に質問したところ、約 960 千円(前年比+27.5%)の増加要因については、当補助金の周知が進んだ可能性に言及するだけで、具体的な要因を特定していなかった。

当補助事業においては、バス事業者からの請求額に対して 10 分の 10 の補助率で補助金が交付される。そのためバス事業者からの請求内容や前年度からの増減要因等について、所管部局における十分な分析検討が必要である。

(2) 乗車データの正確性の検証について【指摘】

バス事業者からの交付請求額の検証方法について、所管部局では、交付請求額の基となる障害者の乗車データを受け取り、当該データと交付請求額の整合性を検証している。しかし、どちらもバス事業者が作成したものであるため整合していることは当然であり、検

証方法として実効性に乏しい。本来必要とされるのは、バス事業者が作成するデータの正確性の検証である。

データを正確に作成し、当補助金の交付金額を正しく算定するには、障害者の乗車回数を正確に把握する必要がある。その乗車回数のもととなるのはバス乗務員のカウントである。カウントミスがあれば乗車回数が正確に把握できない。

また現在の当補助金の算定方法では、乗車回数を多く報告するほど補助金が多く交付されることとなり、乗車回数を上乘せしようとするインセンティブが働きかねない。

このような理由により当補助金ではデータの正確性の検証が重要であるが、当補助事業の性質から、他の補助事業のように客観的証拠である領収書や請求書を入手できない。しかし入手できないのであれば、代替的な方法によりデータの正確性の検証を実施すべきである。たとえば、バス事業者がデータを作成する過程の十分な把握、一般乗客の乗車データや過年度の乗車データから当年度の請求額の妥当性を分析するなどの方法が考えられる。

当補助事業においては、バス事業者からの請求額に対して10分の10の補助率で補助金が交付される。そのためバス事業者から提出されたデータの正確性について、所管部局における十分な分析検討が必要である。

旭川市老人クラブ運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市老人クラブ運営費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 39 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 長寿社会課 高齢者支援係
根拠法令等の名称	・老人福祉法 ・旭川市老人クラブ運営費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	市内の老人クラブ
補助金交付目的	老人クラブの健全な運営を図り、活動を充実させることにより、高齢者福祉の増進を図る。
対象経費と算定方法	会員数に応じた人数基本額(33,000～57,000 円)、地域を豊かにする活動実施状況に応じた活動加算額(4,000 円×1～6 区分)及び高齢者いこいの家運営加算額の合計額
交付時期	概算払
成果指標	老人クラブ加入率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
6,747 (7,028)	6,607 (6,804)	5,661 (6,108)	5,379 (5,958)	23,312 (22,567)	26,377

【概要補足等】

老人クラブは、高齢者で構成される自主的な組織であるが、老人福祉法において、地方公共団体が「適当な援助をするように努めなければならない」と規定されているため、補助金の交付対象となっている。基本的には国の政策を受けたものであり、補助対象経費の 3 分の 1 については、国庫補助が設定されている。

交付金額については、各老人クラブの会員数と、活動実施状況に応じた加算額で決定する。会員数が多く、活動が盛んなクラブほど加算される仕組みとなっている。基本的に収入を見込むことができないため、概算払が実施されている。

補助金交付金額より補助対象経費が少ない場合には、繰越金が生じる。繰越金が生じた場合には、市は「次年度繰越金の使途内訳表」を提出させ、その使途に問題がない場合には繰

越金を認めている。平成 30 年度において 10 万円以上の繰越金があったのは、2 クラブであった。

平成 30 年度から高齢者いこいの家運営費補助金との一体化を順次実施しているため、補助金算定基準に高齢者いこいの家運営加算額（上限は月額 25,000 円）が追加された。

そのため、平成 30 年度から補助金交付額が大幅に増加している。もう一方の補助金である「旭川市高齢者いこいの家運営費補助金」と比較することで、統合が始まっていることを確認できる。両補助金の合計交付額は過年度と比較して大きな変動はない。

＜老人クラブ運営費補助金と高齢者いこいの家運営費補助金の推移＞

（単位：千円）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
老人クラブ運営費補助金	6,747	6,607	5,661	5,379	23,312
高齢者いこいの家運営費	36,270	35,709	31,628	30,476	15,339
合計	43,017	42,316	37,289	35,855	38,651

監査結果と意見

該当なし。

当補助金について特有の結果や意見はない。

所管部局では交付要綱第 8 条に基づき、補助事業者から提出された実績報告書に記載の支出内容全件について、支出を証する書類との確認作業を行っている。しかし、全ての支出を証する書類を確認するには相当な時間が必要であると思われる。

旭川市補助金交付基準第 5-9 には、「支出を証する書類その他関係書類の枚数が大量である場合は、抽出による確認や実地調査等により添付に替えることができるものとする。」との規定がある。この規定に基づき、抽出による確認によることとすれば所管部局の事務コストの削減につながるのではなかろうか。

しかし全件確認した場合と同水準の審査を行うためには、抽出に恣意性が介入しないよう、抽出方法に一定のルールを設けることが必要であり、抽出方法や結果について事後的な検証のためにも文書化しておくことが必要であろう。

今後、実績報告の審査方法について審査水準の確保と事務コストの観点から検討されることを望むものであるが、この点に関しては監査結果と意見（総論）でも述べているため、当補助金特有の結果や意見とはしない。

旭川市老人クラブ連合会運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市老人クラブ連合会運営費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 49 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 長寿社会課 高齢者支援係
根拠法令等の名称	・老人福祉法 ・旭川市老人クラブ運営費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川市老人クラブ連合会
補助金交付目的	各単位老人クラブの育成及び効果的な運営を行うための各種事業を行うことにより、老人クラブ活動を充実させ、高齢者福祉の増進を図る。
対象経費と算定方法	以下の①と②の合算金額。 ①補助対象経費の実支出額の 2 分の 1 に相当する額と総事業費から収入額(会費、負担金、市補助金を除く補助金、広告料、雑収入等)を控除した額とを比較して少ない方の額 ②連合会事務局職員の人件費
交付時期	概算払
成果指標	老人クラブ加入率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
5,765 (5,766)	5,515 (5,788)	5,758 (5,790)	5,833 (5,850)	5,534 (5,850)	5,850

【概要補足等】

各地区で活動する老人クラブを取りまとめるのが、当補助金の交付先である旭川市老人クラブ連合会（以下「旭老連」という。）である。なお、旭老連は市町村レベルの組織であり、都道府県レベルでは北海道老人クラブ連合会、全国レベルでは全国老人クラブ連合会と階層的な連携が図られている。

旭老連への支援については、老人クラブと同様に老人福祉法が準用されるため、補助対象経費の 3 分の 1 については、国庫補助が設定されている。

補助金交付金額は、事務局職員の人件費と、それ以外の経費に基づいて算出される金額の合計である。

なお、精算時に剰余金を全額返還し繰越金は生じない。

監査結果と意見

該当なし。

旭川市高齢者いきいの家運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市高齢者いきいの家運営費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	平成 9 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 長寿社会課 高齢者支援係
根拠法令等の名称	・老人福祉法 ・「高齢者いきいの家」運営費補助要綱
交付先（団体、個人等）	高齢者いきいの家運営委員会
補助金交付目的	適正な管理運営のもと、高齢者が楽しい仲間を見つけ、生きがいや喜びを感じることができるよう、娯楽やレクリエーションなどの活動を楽しめる身近な場所を提供し、高齢者の健康で明るい生活につなげる。
対象経費と算定方法	家賃（月額上限 25,000 円）、光熱水費及び燃料費（高齢者いきいの家ごとに定める）、活動的経費（25,000 円～70,000 円の範囲内で、前々年度年間延べ利用人数に一人当たり 20 円を乗じて得た額）、過疎地加算の合算額
交付時期	概算払
成果指標	利用者延数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
36,270 (37,325)	35,709 (36,221)	31,628 (32,441)	30,476 (31,194)	15,339 (19,092)	16,028

【概要補足等】

いきいの家は、老人がレクリエーションや健康づくりなどの活動を行うための場所である。施設利用料は基本的に無料であるため、その運営経費を補助する必要がある。

運営経費の中でも最も高額なものは家賃であるが、高齢者いきいの家運営委員会が締結する賃貸借契約等に基づき補助金が算定される。なお、月額 25,000 円が上限である。

「旭川市老人クラブ運営費補助金」で記述したとおり、平成 30 年度から高齢者いきいの家運営費補助金との一体化を順次実施している。そのため、当補助金は平成 30 年度から大

幅に減少しているが、一方で「旭川市老人クラブ運営費補助金」は増加している。

監査結果と意見

該当なし。

なお当補助金は、「旭川市老人クラブ運営費補助金」との統合を進めていることから、同補助金を参照のこと。

旭川市軽費老人ホーム運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市軽費老人ホーム運営費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	平成 12 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 長寿社会課 高齢者支援係
根拠法令等の名称	・ 社会福祉法 ・ 老人福祉法 ・ 旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ・ 旭川市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	軽費老人ホーム（A 型・ケアハウス）を運営する社会福祉法人
補助金交付目的	入所者の負担軽減を図るとともに施設運営の安定を図る。
対象経費と算定方法	①又は②のいずれか低い金額から入所者が負担する年間事務費徴収額を減じた額 ①事務費基準額×年間入所者延人数 ②補助対象経費の総額
交付時期	概算払
成果指標	入所者延人数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
297, 243 (300, 062)	311, 205 (304, 468)	321, 149 (318, 475)	317, 083 (326, 520)	317, 183 (322, 656)	323, 600

【概要補足等】

軽費老人ホームは、健康状態や高齢などに不安があるが、家族の援助を受けることが困難な高齢者に対して、比較的低い利用料でサービスを提供する施設である。この低料金を実現するために、補助金が交付されている。

補助対象経費については、①又は②のいずれか低い金額から入所者が負担する年間事務費徴収額を減じた額とされている。

- ① 事務費基準額×年間入所者延人数（要綱では「取扱基準」という。）
- ② 補助対象経費の総額（要綱では「事務費基準額」という。）

補助対象経費の総額が認められるということは、補助率が 10/10 であることを意味する。旭川市補助金交付基準で参考基準とされる補助率 2 分の 1 以内を上回っているが、その理由は所管部局によれば、「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について（平成 20 年 5 月 30 日厚生労働省老健局長通知）」を基に、地域事情を踏まえているためとのことである。

監査結果と意見

（１）概算払について【意見】

概算払は交付要綱において「特に必要と認められるとき」に実施可能な例外措置とされている。

交付先の 1 つである施設 A（補助金交付額 31 百万円）には、概算払が実施されている。施設 A は平成 30 年 3 月 31 日時点の現預金残高が 51 百万円であり、流動資産マイナス流動負債でも 31 百万円となっている。加えて毎月利用者収入による資金流入も期待できることから、資金繰りには問題はないといえる。

同様に、施設 B（補助金交付額 16 百万円）にも、概算払が実施されている。平成 30 年 3 月 31 日時点の現預金残高が 33 百万円であり、流動資産マイナス流動負債でも 50 百万円となっている。加えて毎月利用者収入による資金流入も期待できることから、資金繰りには問題はないといえる。

こうした交付先について、概算払の必要性があると判断することは難しい。概算払の必要性の検討に当たっては、申請書に資金計画書が添付されているだけであり、所管部局として十分な検討を行ったとはいえないであろう。今後、概算払は例外措置であるとの認識の下、厳密な判断を行った上で実施すべきである。

（２）提出書類間の整合性の確認について【指摘】

補助金交付先の 1 つである施設 C について、交付申請時に提出された費用予算総額よりも、概算払請求時に提出された「資金計画書」における費用予算総額の方が過大であった。所管部局によれば、口頭のみで両者の相違を確認していたとのことである。しかし現状では、資金計画書は例外的な措置である概算払の必要性を検討するための唯一の資料である。過大な費用の計上はその判断を誤らせる可能性がある。その差異要因については書面に記載し、修正した資金計画書で概算払の判断を行うべきである。

旭川市高齢者福祉施設整備費助成金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市高齢者福祉施設整備費助成金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	平成 16 年
終期	令和 26 年 3 月
所管部署	福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係
根拠法令等の名称	・ 旭川市社会福祉施設整備費助成金交付要綱 ・ 旭川市高齢者福祉施設整備費助成金交付要綱
交付先（団体、個人等）	市内老人福祉施設設置者（社会福祉法人）
補助金交付目的	老人福祉施設に整備を促進し、施設入所待機者の解消等を図る。
対象経費と算定方法	旭川市社会福祉施設整備費補助金交付要綱及び旭川市高齢者福祉施設整備費補助金交付要綱に基づき算定する補助金交付額の 1/3 に相当する額（1,000 円未満切捨）とし、独立行政法人福祉医療機構からの借入金における償還年数で除した金額を、各年度の交付額としている。
交付時期	概算払
成果指標	特別養護老人ホーム整備率、ケアハウス整備率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
23,794 (23,794)	36,191 (36,191)	37,692 (37,692)	37,649 (37,649)	37,649 (37,649)	37,649

【概要補足等】

当補助金が制定される以前は、「旭川市社会福祉施設整備費補助金」において、その財源となる国庫補助金に旭川市独自の上乗せをして補助金を交付していた。しかし、厳しい財政状況を勘案し財政負担の平準化を図るため、平成 16 年度から旭川市の上乗せ相当額が 20,000 千円を超える場合には当補助金で交付することとなった。

その結果、旭川市からみれば一度に支出していた補助金が分割払となり負担が軽減されたことになるが、補助対象期間が、補助事業者の借入金償還期間にわたり、比較的長期間の補助金となった。なお、旭川市の上乗せ相当額が 20,000 千円未満の場合は、従来どおり整備年度での支出となる。

監査結果と意見

該当なし。

旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 3 年
終期	—
所管部署	福祉保険部 長寿社会課 高齢者支援係
根拠法令等の名称	・ 旭川市長寿社会生きがい基金条例 ・ 旭川市長寿社会生きがい振興事業補助要綱
交付先（団体、個人等）	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 特定非営利活動法人カタクリの会
補助金交付目的	高齢者の生きがいの高揚及び社会福祉の向上を図る。
対象経費と算定方法	要綱で定める補助対象経費により補助額を算定する。なお、補助率については申請を受け個別に審査し、補助限度額については当該年度の予算の範囲内で決定する。また、非継続的事業・小規模事業については定額制とし、当該年度の予算の範囲内で決定する。
交付時期	概算払
成果指標	安心見守り対象者数、会食サービス等参加者数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
11,907 (11,907)	11,907 (11,907)	11,907 (11,907)	5,679 (5,700)	5,681 (5,681)	5,681

【概要補足等】

本補助金は、旭川市長寿社会生きがい基金運用指針に基づき、長寿社会に対応する社会福祉活動を振興するため、在宅高齢者の見守り等の援助事業等を対象に、平成 3 年度に補助金が設定された。

本補助金は公募となっているが、平成 26 年度から平成 30 年度まで、応募 2 者がいずれも内定者となっている。

補助金交付額については、補助対象経費に基づいた算定方法などがあるものの、近年は補助対象経費の金額が予算額を大きく超えているため、予算額がそのまま交付金額となって

いる。

監査結果と意見

該当なし。

当補助金について特有の結果や意見はない。

所管部局では補助要綱第 15 条に基づき、補助事業者から提出された実績報告書に記載の支出内容全件について、支出を証する書類との確認作業を行っている。しかし、全ての支出を証する書類を確認するには相当な時間が必要であると思われる。

旭川市補助金交付基準第 5-9 には、「支出を証する書類その他関係書類の枚数が大量である場合は、抽出による確認や実地調査等により添付に替えることができるものとする。」との規定がある。この規定に基づき、抽出による確認によることとすれば所管部局の事務コストの削減につながるのではなかろうか。

しかし全件確認した場合と同水準の審査を行うためには、抽出に恣意性が介入しないよう、抽出方法に一定のルールを設けることが必要であり、抽出方法や結果について事後的な検証のためにも文書化しておくことが必要であろう。

今後、実績報告の審査方法について審査水準の確保と事務コストの観点から検討されることを望むものであるが、この点に関しては監査結果と意見（総論）でも述べているため、当補助金特有の結果や意見とはしない。

6. 子育て支援部

母子生活支援施設整備費特別補助金

【補助金の概要】

補助金名称	母子生活支援施設整備費特別補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 20 年
終期	令和 9 年
所管部署	子育て支援部 子育て支援課 子育て企画係
根拠法令等の名称	母子生活支援施設整備費特別補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	社会福祉法人 旭川隣保会
補助金交付目的	母子生活支援施設を整備することで、経済的理由等により保護が必要になった母子世帯に対し、母子の生活と自立を支援する。
対象経費と算定方法	母子生活支援施設整備事業を行うため、独立行政法人福祉医療機構を含む金融機関から借入れした貸付資金に係る、当該年度に支払う元金及び利子から事業者負担分を差し引いた額。
交付時期	一部概算払
成果指標	トキワの森月初日入所延世帯数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
13,264 (13,264)	13,105 (13,105)	12,942 (12,942)	12,784 (12,784)	12,619 (12,619)	12,459

【概要補足等】

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第 38 条）である。

旭川市では政策的に平成 19 年から 20 年にかけて、同様の施設であった市立北星のぞみ荘を社会福祉法人旭川隣保会トキワの森に統合した。当補助金は統合時の施設整備に必要な金融機関からの借入れについて、元金及び利子から事業者負担分を差し引いた額を補助するものである。補助対象が限定され、市の政策に基づいた補助金であるため非公募である。

補助金交付額の決定に当たり、母子生活支援施設整備事業を行うための借入に係る、当該年度に支払う元金及び利子から差し引く額（事業者負担分）は、社会福祉法人旭川隣保会の母子生活支援施設の運営に係る収支決算状況を勘案し、毎年度見直しを図っている。見直す基準としては、運営費等に係る当該会計年度の各種積立預金への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る事業活動収入の 5%を超えるかどうかで判断している。

監査結果と意見

（１）財産処分制限について【指摘】

旭川市補助金交付基準第 5-19 では、財産の処分の制限が規定されている。補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で一定のものについて、補助金の交付目的に反し、譲渡等をしようとする場合は、承認を受けなければならないという規定である。

当補助金は「事業の安定的な運営のため、金融機関からの借入金の償還に対する補助金」とされており、直接的には財産の取得のための補助金と考えられていないため、交付要綱に財産の処分の制限が規定されていない。

しかし当補助金は、金融機関からの借入金の償還に対する補助金であるとはいえ、借入資金は施設整備のために充てられたのであるから、実質的には、施設の取得のために交付したものであると言える。

当該施設について、仮に何ら制限なく譲渡等が行われてしまうと、補助金交付目的は実現されず、交付目的に反することになる。交付要綱において財産の処分の制限を規定すべきである。

（２）概算払の必要性の検討について【意見】

旭川市補助金交付基準第 5-13 では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。一方、当補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。

当補助金交付要綱第 13～15 では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。

平成 30 年度補助金概算払申請書に記載された申請理由は、「トキワの森の安定運営を図るため」となっているが、提出された添付書類の内容や資金収支計算書からは、当補助金が概算払でなくてはならない必要性を読み取ることができなかった。

補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するための添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。

(3) 交付金額算定方法の見直しについて【意見】

当補助金は交付要綱第3において、「補助金の額は母子生活支援施設整備事業を行うため借り入れした貸付資金に係る当該年度に支払う元金及び利子額から、1,000,000円を差し引いた額（千円未満切捨て）とし、差し引く額は、旭川隣保会の母子生活支援施設の運営に係る収支決算状況を勘案して、今後見直しを図る。」とされているが、交付開始から現在に至るまで、差し引く額の見直しは行われていない。

差し引く額の検討は、前期の補助金交付対象法人の拠点区分資金収支計算書の数字を基に行われており、運営費等に係る当該会計年度の各種積立預金への積立支出及び当期資金収支差額の合計額（以下、「算定額」という。）が、当該施設に係る事業活動収入の5%を超えるかどうかで判断している。実際に過去5年間の算定額は、事業活動収入の5%以内に収まっているため、見直しが行われていない（下記表のD÷A参照）。

しかし、算定額には当補助金の交付対象拠点である「トキワの森」から、他の拠点への資金移動である「拠点区分間繰入金支出」が含まれていない。もし「拠点区分間繰入金支出」が特段の目的がなく、単純に余剰資金を移動させたものであるならば、当該支出も算定額に含めるべきであろう。当該支出を加味すると、過去5年全ての年度で事業活動収入の5%を超えている（下記表のF÷A参照）。

（単位：千円）

		H26	H27	H28	H29	H30
A	事業活動収入	74,609	77,084	96,039	95,335	99,156
B	各種積立支出	6,000	3,000	0	3,000	3,000
C	資金収支差額	-2,271	-2,595	4,692	420	483
D	B+C	3,729	405	4,692	3,420	3,483
	D÷A	4.99%	0.52%	4.88%	3.58%	3.51%
E	拠点区分間繰入金支出	3,300	3,461	3,641	9,739	7,338
F	D+E	7,029	3,866	8,333	13,159	10,821
	F÷A	9.41%	5.01%	8.67%	13.80%	10.91%

今一度、補助金交付金額の算定方法について、見直しが行われることが望ましい。

育児院施設整備補助金

【補助金の概要】

補助金名称	育児院施設整備補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 25 年
終期	令和 13 年
所管部署	子育て支援部 子育て支援課 子育て企画係
根拠法令等の名称	旭川育児院施設整備補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	社会福祉法人 旭川育児院
補助金交付目的	親のいない児童、病気や保護などで親が養育できない児童、虐待を受けている児童のために育児院を整備することにより、施設を利用している子供たちの暮らしや社会的自立を支援する。
対象経費と算定方法	育児院の環境整備の推進及び設置者である社会福祉法人の財政的な負担の軽減を図るため、施設の整備に係る経費についての補助。具体的には育児院の改築を行うため、交付決定額を独立行政法人福祉医療機構から借入れした貸付資金の総額で除した額に、当該支払年度における支払元金を掛けた額を補助する。
交付時期	精算払
成果指標	育児院平均利用人数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
7,196 (7,196)	7,196 (7,196)	7,196 (7,196)	7,196 (7,196)	7,196 (7,196)	7,196

【概要補足等】

当補助金は旭川育児院からの要望を受け、平成 25 年に旭川育児院の施設整備を目的に設定された。

交付対象となる旭川育児院は大正 10 年に創立され、様々な事情で家庭での生活が困難な児童が生活する、児童福祉法第 41 条に規定されている児童養護施設である。

毎年度の補助金交付金額の算定方法は以下のとおりである。

- ① 北海道補助金交付要綱に基づき交付された補助金額の 3 分の 1
(補助事業開始当初に北海道から交付決定された補助金総額の 3 分の 1)
- ② 福祉医療機構償還総額 (借入金の元金総額)
- ③ 当該年度の医療機構への償還額 (当年度の返済額)
- 算定式 = ①÷②×③ (千円未満切捨て)

監査結果と意見

(1) 財産処分制限について【指摘】

旭川市補助金交付基準第 5-19 では、財産の処分の制限が規定されている。補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で一定のものについて、補助金の交付目的に反し、譲渡等をしようとする場合は、承認を受けなければならないという規定である。

当補助金は「事業の安定的な運営のため、金融機関からの借入金の償還に対する補助金」とされており、直接的には財産の取得のための補助金と考えられていないため、交付要綱に財産の処分の制限が規定されていない。

しかし当補助金は、金融機関からの借入金の償還に対する補助金であるとはいえ、借入資金は施設整備のために充てられたのであるから、実質的には、施設の取得のために交付したものであると言える。

当該施設について、仮に何ら制限なく譲渡等が行われてしまうと、補助金交付目的は実現されず、交付目的に反することになる。交付要綱において財産の処分の制限を規定すべきである。

旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金
補助金の性格	事業費補助、個人等への補助
始期	昭和 49 年
終期	—
所管部署	子育て支援部 子育て支援課 子育て企画係
根拠法令等の名称	旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	市内各私立高等学校設置者（5 学校法人）
補助金交付目的	全日制の私立高等学校の設置者が入学一時金の一部を減免した場合に、旭川市が当該減免分に対し補助金を交付することで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、私立高等学校への入学を促進する。
対象経費と算定方法	入学一時金減免分 1 人当たり 15,000 円×対象者数
交付時期	精算払
成果指標	市内高校生徒数に占める私立高校生徒の割合、高校進学率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
14,670 (14,820)	15,900 (16,065)	15,510 (16,920)	16,110 (16,800)	14,865 (15,675)	15,345

【概要補足等】

当補助金は高等学校に進学する子供を持つ保護者の経済的負担を軽減するとともに、私立高等学校への入学を促進することにより、学びの場である高等学校の選択肢を確保・充実させるために設定されたものである。私立高等学校設置者が入学一時金を減免する場合に、生徒 1 人当たり 15,000 円を限度に交付されている。

私立とはいえ高等学校は公教育の場として重要であり、当補助金は入学金の公私間格差の是正に一定の効果を与えているといえる。

当補助金の交付事務の流れは、まず各高等学校が入学確定者の一覧を作成して市に補助金申請を行う。そして市は、対象生徒数に応じて学校に対し補助金交付を行う。各高等学校においては、入学生徒から当補助金を控除した金額を入学一時金として徴収している。

監査結果と意見

(1) 成果指標の妥当性について【意見】

当補助金では成果指標として「市内高校生徒数に占める私立高校生徒の割合」と「高校進学率」を採用している。これらの成果指標については再検討することが望ましい。

まず「市内高校生徒数に占める私立高校生徒の割合」についてであるが、当補助金には私立高等学校への入学を促進するという目的がある。そうであるならば、「市内中学卒業生の私立高等学校への進学率」を採用した方が妥当ではないか。年度によって当該進学率は変動があるかもしれない。高校進学率が高い現代において、私立高等学校への進学率が変動する要因は、公立高校への進学率が変動したためであり、両者は表裏一体であろう。この指標を採用することで、市内中学卒業生の進路選択の動態を把握することもできるであろう。

また「高校進学率」についてであるが、現代では高校進学率が高いことは明らかであり、進学率には公立高校への進学も含まれている。私立高等学校の入学一時金が当補助金の対象であるところ、成果指標には公立高校への進学の要素を含めるべきではないであろう。

旭川市私立高等学校教育推進補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市私立高等学校教育推進補助金
補助金の性格	事業費補助、個人等への補助
始期	平成 20 年
終期	—
所管部署	子育て支援部 子育て支援課 子育て企画係
根拠法令等の名称	旭川市私立高等学校教育推進補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	市内各私立高等学校設置者（5 学校法人）
補助金交付目的	市内私立高等学校に在学中の生徒及び保護者並びに私立高等学校設置者に対して、私立高等学校での教材教具並びに教職員の研修・研究活動に係る経費を補助することにより、教育環境及び教職員の資質の向上並びに私学経営の安定を図るとともに、間接的に保護者の経済的負担を軽減する。
対象経費と算定方法	私立高等学校を単位とする均等割額、毎年度 5 月 1 日現在の各私立高等学校の生徒数に応じた額（生徒割額）及び各私立高等学校の本務教職員に応じた額（教職員割額）の合算額を算定基準とする。算定基準額と補助対象経費の 2 分の 1 を上限とした額を比較し、少ない額を交付額とする。
交付時期	精算払
成果指標	市内高校生徒数に占める私立高校生徒の割合、高校進学率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
9,027 (9,055)	7,861 (9,106)	9,185 (9,472)	9,242 (9,379)	7,384 (9,379)	9,239

【概要補足等】

各算定基準について、直近の改定は以下のとおりである。

算定基準	改定年度	改定前	改定後
均等割	H24	700,000 円	658,000 円
生徒割	H25	1,470 円／人	1,250 円／人
教職員割	H22	8,001 円／人	8,000 円／人

監査結果と意見

該当なし。

私立認可保育所等建設補助金（旭川児童福祉施設整備費助成金）

【補助金の概要】

補助金名称	私立認可保育所等建設補助金（旭川児童福祉施設整備費助成金）
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	昭和 49 年
終期	—
所管部署	子育て支援部 こども育成課 こども育成係
根拠法令等の名称	旭川市社会福祉法人の助成に関する条例 旭川市社会福祉施設整備費補助金交付要綱等
交付先（団体、個人等）	市内認可保育所等設置者（社会福祉法人）
補助金交付目的	市内において認可保育所等を整備する社会福祉法人に対して、認可保育所等の整備を促進し、待機児童の解消及び老朽化施設の改善を図り、量の増加と質の向上につなげる。
対象経費と算定方法	<国・道制度> 保育所等整備交付金（認定こども園施設整備交付金）により、定員別の基準額と補助対象経費の 2/3（1/2）を比較し、少ないほうの額を補助額とする。 負担割合は以下のとおりである。 保育所等整備交付金：国 2/3、市 1/12 認定こども園施設整備交付金：道 1/2、市 1/4 ※国等との協議の結果、同等の補助事業である道の安心こども基金事業に変更する場合もある。 <市独自補助> 上記補助額の 1/3（＝市補助額と同額）を補助する。 ※その額が 2 千万円を超える場合、独立行政法人福祉医療機構への借入金償還時に分割して補助を実施。（平成 26 年度分まで）
交付時期	精算払・概算払
成果指標	待機児童数（4 月 1 日時点）

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
549, 294 (683, 053)	828, 098 (1, 002, 446)	1, 054, 520 (1, 089, 460)	1, 806, 521 (1, 819, 669)	246, 162 (265, 674)	144, 321

【概要補足等】

当補助金の対象となった施設の増加により、旭川市では認定こども園を含む認可保育所等の定員数は平成 26 年度の 4,511 人から平成 30 年度は 6,316 人と大幅に増加している。また、いわゆる「待機児童」の人数は年々減少してきており、当補助金の対象となる、新規に保育所等の建設を行う事業者も減少しているため、予算額は減少傾向である。

ただし、年度途中に発生する待機児童への対応の必要性から、今後も引き続き補助事業を継続する方針である。

補助金交付実績は平成 26 年度から平成 29 年度にかけて大きく増加しているが、国の幼保一元化政策の流れで認定こども園の新規設立が増加したためであり、現在は新設件数が落ち着いている。

補助対象となった認定こども園の累計件数の推移(4月1日時点)は以下のとおりである。

(単位：件)

類型	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
幼保連携型	1	2	2	2	2	3	3	9	14	14
幼稚園型	1	0	0	0	0	1	1	1	1	2
保育園型	0	0	0	0	0	0	4	12	14	19
計	2	2	2	2	2	4	8	22	29	35

監査結果と意見

(1) 成果指標の妥当性について【意見】

当補助金では成果指標として、「待機児童数(4月1日時点)」を採用している。平成 30 年度の当該数値はゼロであった。しかし、4月1日時点の待機児童数から当補助金の成果を測るのでは不十分であろう。結果として4月1日時点では待機児童がいないかもしれないが、年度途中に発生する待機児童数も加味しなければ当補助金の成果を適切に測ることはできないであろう。

現在成果指標は一つであるが、一つの指標で当補助金の成果を測ることが難しければ、複数の指標を設定して複合的に評価することがあっても良いと考える。

私立認可外保育施設運営補助金

【補助金の概要】

補助金名称	私立認可外保育施設運営補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 41 年
終期	—
所管部署	子育て支援部 こども育成課 こども育成係
根拠法令等の名称	旭川市認可外保育施設補助要綱
交付先（団体、個人等）	私立認可外保育施設及び事業所内保育施設設置者
補助金交付目的	私立認可外保育施設及び事業所内保育施設設置者に対して、私立認可外保育施設及び事業所内保育施設の施設運営の安定化を図り、入所児童の健全育成を図る。
対象経費と算定方法	施設基本額（月額）と加算額（入所児童数加算、職員健康診断加算）により、補助基準額を算定する。対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額を補助する。
交付時期	精算払・概算払
成果指標	認可外保育施設等入所児童数、待機児童数（4 月 1 日時点）

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
39,435 (41,716)	29,328 (33,599)	22,710 (23,476)	23,577 (27,221)	21,437 (25,606)	22,521

【概要補足等】

当補助金は、私立認可外保育施設及び事業所内保育施設の安定した運営を図るための補助金であるが、所管部局では幼児教育の無償化に伴い、各園が確保できる園児数及び保育士数への影響、事務手続の煩雑化に伴う影響等を考慮した上で、補助対象経費や補助基準額の算定方法の見直しについて検討を行っていく方針である。

監査結果と意見

（１）概算払の必要性の検討について【指摘】

旭川市補助金交付基準第 5-13 では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。

当補助要綱第 22 条の 2 では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。

一連の資料を確認したところ、平成 30 年度補助金概算払申請書に記載された申請理由について、それを説明するための資金収支計画等の添付書類がなかったことから、概算払でなくてはならない必要性を読み取ることが出来なかった。

補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するに足る添付書類の提出を求めることが必要である。

保育体制充実補助金・特別支援保育事業補助金

標記 2 件の補助金について、便宜上まとめて記載する。

保育体制充実補助金

【補助金の概要】

補助金名称	保育体制充実補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	昭和 55 年
終期	—
所管部署	子育て支援部 こども育成課 保育給付係
根拠法令等の名称	旭川市保育体制充実事業実施要綱 旭川市保育体制充実補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	認可保育所等を運営する法人等
補助金交付目的	認可保育所等を運営する法人等に対して、保育体制の充実と適正化を図る。
対象経費と算定方法	・基準の配置人数を超えて保育士等を雇用する場合、その経費相当を補助する。（保育士 2 名及び予備調理員 1 名） ・職員が産前産後休暇等を取得する際に、その代替職員の賃金を補助する。対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額を補助する。 【補助基準額】 予備保育士：上限 月 157,920 円/月 低年齢児担当保育士：上限 157,920 円/月 予備調理員：上限 39,150 円/月 産休等代替職員：810 円/時
交付時期	概算払
成果指標	入所児童数、交付団体実施率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
198,607 (209,436)	208,702 (243,189)	201,288 (272,451)	238,497 (264,100)	259,292 (270,171)	298,202

【概要補足等】

当補助金は、年度途中での入園を促進できるよう、施設の体制を充実させるために人件費補助を行うものである。実際に旭川市の待機児童数は、年度途中も低く抑えられている。

特別支援保育事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	特別支援保育事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	昭和 55 年
終期	—
所管部署	子育て支援部 こども育成課 保育給付係
根拠法令等の名称	旭川市特別支援保育事業実施要綱 旭川市特別支援保育事業補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	特別支援保育事業実施施設として市が指定する認可保育所等を運営する法人
補助金交付目的	障害等を有し、特別な支援を必要とする児童に対して、保育の充実を図る。
対象経費と算定方法	・保育を必要とする特別支援対象児を受け入れている保育所及び認定こども園 1 名につき月額 71,600 円 ・教育を必要とする特別支援対象児を受け入れている認定こども園 1 名につき月額 65,300 円 ・対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額を補助する。
交付時期	概算払
評価指標	延べ入所児童数（月初日入所児童数の年間合計） 利用率（定員充足率）

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
69,380 (69,380)	77,404 (74,608)	82,046 (88,275)	82,854 (88,764)	104,515 (93,705)	108,030

【概要補足等】

当補助金では平成 27 年、新たに特別支援保育事業補助金交付要綱を制定し、教育を利用

する特別支援対象児を受け入れる認定こども園に補助を開始している。潜在的な要支援児を含め、特別支援保育の利用者が年々増加しているため、今後も事業を継続していく方針である。

監査結果と意見

(1) 概算払の必要性の検討について【意見】

旭川市補助金交付基準第 5-13 では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。一方、両補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。

両補助金交付要綱では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。

補助金交付先から提出された補助金概算払申請書では、概算払を必要とする時期について一律 11 月となっており、概算払を必要とする理由は、一律「本事業に対する補助金は人件費に充当するため」となっているが、なぜ必要とする時期が 11 月であるのか明確ではなく、また補助対象経費が人件費であることは概算払の必要条件であるとは言えず、他の添付書類の内容からも、概算払の必要性を読み取ることはできなかった。

補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するための添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。

保育所等 I C T 化推進事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	保育所等 I C T 化推進事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 30 年
終期	平成 30 年
所管部署	子育て支援部 こども育成課 保育給付係
根拠法令等の名称	旭川市保育所等における I C T 化推進事業補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	認可保育所等を運営する法人等
補助金交付目的	認可保育所等を運営する法人等に対して、保育所等における保育士の業務効率化を図る。
対象経費と算定方法	補助基準額 1,000 千円と補助対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額に 4 分の 3 を乗じた額（1,000 円未満切捨て）
交付時期	精算払
成果指標	入所児童数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
—	—	—	—	5,250 (0)	—

【概要補足等】

国からの補助の有無が、市の予算策定時に決定していないため、当補助金は当初予算に設定されていない。また、補助基準額 1,000 千円は国庫補助金である「保育対策総合支援事業補助金」において定められた額である。

監査結果と意見

該当なし。

延長保育事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	延長保育事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 7 年度
終期	—
所管部署	子育て支援部 こども育成課 こども事業係
根拠法令等の名称	旭川市延長保育事業補助金交付要綱 旭川市長時間延長保育事業補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	延長保育事業実施施設として、市が指定する認可保育所等を運営する法人等
補助金交付目的	延長保育事業実施施設を運営する法人等が、保護者の就労形態の多様化等に伴うニーズへ対応し、通常の保育時間を超えた時間帯に保育を実施することで、児童の健全育成及び福祉の向上を図る。
対象経費と算定方法	通常の保育時間（保育標準時間：11 時間、保育短時間：8 時間）を超え、延長保育を実施する認可保育所等に対し事業に係る経費を補助する。算定は、保育時間を算定の基礎としている。対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額を補助する。 保育標準時間： (1)利用対象児童数に応じた基本分 (2)減免対象児童に対する利用料免除加算分 保育短時間： (1)利用対象児童数に応じた基本分 (2)実施状況に応じた市独自加算分
交付時期	精算払・概算払
成果指標	延長保育の 1 日平均利用者数及び延長保育延利用者数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
128,544 (130,273)	38,243 (119,882)	43,916 (57,052)	54,602 (55,850)	71,085 (64,942)	70,093

【概要補足等】

補助金交付額は、事業に要する経費から利用料等の収入を差し引いた「補助対象経費」と、預かり保育時間に対応する基準額に対象園児数を乗じて計算された「補助基準額」とを比較し、低い方の金額に、事業所割・児童数割で計算された額を加算して算定される。

延長保育事業は共働き世帯の増加により、年々需要が増加している。

監査結果と意見

(1) 概算払の必要性の検討について【意見】

旭川市補助金交付基準第 5-13 では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。一方、当補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。

当補助金交付要綱では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。

所管部局としては、補助対象経費の大部分は職員給与等の人件費であるため、年度当初から補助事業を実施するためには概算払が必要であると判断しているが、補助対象経費が人件費であることは概算払の必要条件であるとは言えず、提出書類の内容からも、概算払の必要性を読み取ることはできなかった。

補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するための添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。

旭川市一時預かり事業（一般型）補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市一時預かり事業（一般型）補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 11 年度
終期	—
所管部署	子育て支援部 こども育成課 こども事業係
根拠法令等の名称	旭川市一時預かり事業（一般型）補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	一時預かり事業（一般型）実施施設として、市が指定する認可保育所等を運営する法人等
補助金交付目的	一時預かり事業（一般型）実施施設に対して、保護者等の育児に伴う心理的・肉体的負担感の解消、急病や断続的・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴い、一時的な保育に対応し、児童福祉の増進を図る。
対象経費と算定方法	市が指定した一時預かり事業（一般型）を実施する保育所等に対し、事業に係る経費を対象とし、延べ利用児童数区分による基本分に生活保護世帯又は前年度住民税非課税世帯利用料に対する減免分を加算した額を補助基準額とする。対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額を補助する。
交付時期	概算払
成果指標	1 日当たりの利用児童数 実施率（事業実施施設数/私立認可保育所等）

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
44, 581 (45, 781)	47, 993 (45, 299)	47, 188 (48, 075)	42, 504 (49, 529)	45, 943 (58, 286)	54, 880

【概要補足等】

一時預かり事業とは、一時的に家庭での保育ができない場合、主に昼間において認定こども園、幼稚園、保育所などが乳幼児を預かり、必要な保護をする事業である。市町村が「子ども・子育て支援法」に基づいて実施する、地域子ども・子育て支援事業の一つである。

監査結果と意見

(1) 概算払の必要性の検討について【意見】

旭川市補助金交付基準第 5-13 では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。一方、当補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。

当補助金交付要綱では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。

補助金交付先から提出された補助金概算払申請書では、概算払を必要とする時期について一律 10 月及び 1 月となっており、10 月及び 1 月で必要な経費の支出が困難となる見込みであると記載されているが、各交付先の資金繰りの状況は異なるから、一律に 10 月及び 1 月で必要な経費の支出が困難になるとは考えにくい。また月次の資金繰表等の添付はなく、他の提出書類の内容からも、概算払の必要性を読み取ることはできなかった。

補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するための添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。

保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	保育士宿舎借り上げ支援事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 30 年度
終期	—
所管部署	子育て支援部 こども育成課 こども育成係
根拠法令等の名称	旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	認可保育所等を運営する法人等
補助金交付目的	認可保育所等を運営する法人等に対して、保育所等に勤務する保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助することにより、市内の保育所等へ就職促進及び就労継続を図る。
対象経費と算定方法	一戸当たり月額 50,000 円を上限とする。対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額を補助する。
交付時期	精算払
成果指標	新卒で就職した保育士数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
—	—	—	—	8,852 (24,750)	24,585

【概要補足等】

当補助金を設定した趣旨は、若者の大都市居住志向が強まり、市内での保育士確保が困難な状況にあることを受けて、若手保育士の金銭面での負担軽減を図ることにより、生活の質の改善や離職防止、就労継続につなげるためである。補助上限額 50,000 円は、市内の対象物件の家賃情報を基に決定されている。

監査結果と意見

(1) 成果指標の妥当性について【意見】

当補助金は成果指標として「新卒で就職した保育士数」を採用している。しかし、この保育士数の中には、当補助金を利用することなく就職した者も含まれているであろう。そ

うであるならば「当補助金を利用して就職した保育士数」を成果指標として採用した方が妥当ではなかろうか。

また、当補助金には就労継続を図るという目的もある。そうであるならば、「当補助金を利用して就職した保育士の職場定着率」を新たに成果指標として追加することを検討しても良いのではないかと考える。

いずれにしても現在成果指標は一つであるが、一つの指標で当補助金の成果を測ることが難しければ、複数の指標を設定して複合的に評価することがあっても良いと考える。

旭川市放課後児童健全育成事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市放課後児童健全育成事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 27 年度
終期	—
所管部署	子育て支援部 こども育成課 こども事業係
根拠法令等の名称	旭川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	市が規定する基準を満たし、かつ市に事業開始の届出がある放課後児童健全育成事業を実施する法人等
補助金交付目的	市が規定する基準を満たし、かつ市に事業開始の届出がある放課後児童健全育成事業実施事業者が、民間事業者のノウハウを活用した多様なニーズへの対応及び全市的な受け皿拡大による放課後児童クラブ待機児童減少を目的とする。
対象経費と算定方法	放課後児童健全育成事業実施施設を運営する法人等に対し、事業実施に係る経費を補助する。 ① 支援の単位を構成する児童数に応じた基本分 ② 開所日数及び時間に応じた加算分 ③ 送迎実施の有無に応じた加算分 ④ キャリアアップ処遇改善に応じた加算分 により補助基準額を算定する。対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額を補助する。
交付時期	精算払・概算払
成果指標	延利用者数（月ごとの利用児童数の累計） 待機児童数（各年 5 月 1 日現在の数値）

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
—	7,619 (8,526)	13,777 (18,523)	27,190 (33,819)	57,300 (73,214)	79,166

【概要補足等】

旭川市には同様の事業を行う公設の施設が 81 か所あるが、公設施設のみでは 100 人を超

える待機児童が発生するという試算がある。当補助金を民間事業者へ交付することにより、保護者の需要に対する供給を補助する狙いがある。

監査結果と意見

(1) 概算払の必要性の検討について【意見】

旭川市補助金交付基準第 5-13 では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。一方、当補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。

当補助金交付要綱では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。

補助金交付先から提出された補助金概算払申請書では、概算払を必要とする時期について一律 11 月と記載されており、必要となる理由は「平成 30 年度の事業実施計画にあたり、旭川市からの補助金収入を見込み、年度当初から事業を開始しているが、補助金の概算払を受けなければ、年度途中で資金が滞り、事業の運営に支障をきたすため。」という記載が全ての申請書で見受けられた。各法人等によって資金繰りの状況は異なり、一律に 11 月に資金が滞るということは考えにくい。

補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するための添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。

旭川市私立幼稚園就園奨励費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市私立幼稚園就園奨励費補助金
補助金の性格	個人等への補助
始期	昭和 47 年
終期	—
所管部署	子育て支援部 こども育成課 こども事業係
根拠法令等の名称	旭川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（国庫補助事業）
交付先（団体、個人等）	私立幼稚園の設置者
補助金交付目的	旭川市に住民登録があり、私立幼稚園に就園する園児を持つ保護者（現に旭川市に居住している方）に対し、保護者の経済的負担を軽減し、私立幼稚園への就園を促す。
対象経費と算定方法	補助金交付要綱に基づく補助限度額と、保護者が当該年度に支払う入園料・保育料を比較し少ない方の額を交付する。
交付時期	概算払
成果指標	私立幼稚園就園率（満 3 歳・3 歳私立幼稚園就園率） 幼稚園就園者数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
379, 772 (398, 766)	337, 506 (390, 973)	287, 490 (310, 776)	182, 790 (203, 743)	116, 868 (183, 982)	56, 943

【概要補足等】

令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園就園奨励費制度が廃止となるため、当補助金は令和元年度で廃止となる。

監査結果と意見

該当なし。

旭川市私立幼稚園幼児教育推進補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市私立幼稚園幼児教育推進補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 20 年度
終期	—
所管部署	子育て支援部 こども育成課 こども事業係
根拠法令等の名称	旭川市私立幼稚園幼児教育推進補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	市内の私立幼稚園を設置する学校法人
補助金交付目的	私立幼稚園での教材教具の購入及び賃借に補助することにより、私学経営の安定を図る。また、教職員の資質及び教育水準の向上を図る。
対象経費と算定方法	幼稚園を単位とする「均等割額」、園児数に応じた「園児数割」、学級数に応じた「学級割額」及び防災防犯安全対策補助事業「園割」の合算額を補助基準額とする。対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額を補助する。
交付時期	概算払
成果指標	市内私立幼稚園等園児数、市内私立幼稚園等教員数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
12, 882 (13, 096)	12, 881 (13, 175)	12, 892 (12, 901)	13, 822 (13, 948)	13, 760 (13, 890)	12, 591

【概要補足等】

当初は総務部総務課が私学振興の所管部局であり、私立幼稚園、私立高等学校への補助を行っていた。平成 20 年 5 月の機構改革により子育て支援部が新設され、私立幼稚園への補助はこども育成課の所管となった。その後、「私立幼稚園教材教具補助金」と「私立幼稚園教職員研修費補助金」を統合し、「旭川市私立幼稚園幼児教育推進補助金」が設定された。

監査結果と意見

(1) 概算払の必要性の検討について【意見】

旭川市補助金交付基準第 5-13 では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されてい

る。一方、当補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。

当補助金交付要綱では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。

補助金交付先から提出された補助金概算払申請書では、概算払を必要とする理由について、「教材教具は年度初期に準備すべきものが多く、また研修等についても年度の前半に行われるものが多いため、支払資金が必要である」ということが必要な理由として記載されている。しかし、支払資金が必要であることは理解できるが、各法人によって必要となる資金の額は異なるであろうから、一律に上記理由が該当するとは考えにくい。

補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断する添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。

旭川市一時預かり事業（幼稚園型）補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市一時預かり事業（幼稚園型）補助金
補助金の性格	団体等への補助（事業費補助）
始期	平成 16 年度
終期	—
所管部署	子育て支援部 こども育成課 こども事業係
根拠法令等の名称	旭川市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川市内に私立幼稚園、認定こども園を設置する学校法人・社会福祉法人
補助金交付目的	旭川市内の私立幼稚園・認定こども園の設置者と、市内の私立幼稚園・認定こども園に在園する園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、子育て支援環境の充実に資する。
対象経費と算定方法	国の定める基準（子ども・子育て支援交付金）に基づき、実施時間及び利用児童数により補助基準額を算定し、補助対象経費と比較して低い金額を補助金交付額とする。
交付時期	概算払
成果指標	各年 4 月 1 日現在待機児童数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
33,918 (34,983)	52,639 (73,976)	51,633 (74,526)	63,401 (83,988)	66,465 (83,193)	71,582

【概要補足等】

一時預かり事業とは、一時的に家庭での保育ができない場合、主に昼間において認定こども園、幼稚園、保育所などが乳幼児を預かり、必要な保護をする事業である。市町村が「子ども・子育て支援法」に基づいて実施する、地域子ども・子育て支援事業の一つである。

補助金額の積算については、8 時間以上の利用に対する加算のほか、特別な支援を必要とする園児の在園数に対しても加算して交付することとなっている。

監査結果と意見

(1) 概算払の必要性の検討について【意見】

旭川市補助金交付基準第 5-13 では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。一方、当補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。

当補助金交付要綱では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。

補助金交付先から提出された補助金概算払申請書では、概算払を必要とする時期について一律 11 月となっており、概算払を必要とする理由は、一律「11 月に必要な経費の支出が困難となる見込みである」となっている。しかし、各法人によって資金繰りの状況は異なり、一律に 11 月に必要な経費の支出が困難になるとは考えにくい。

補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するための添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。

旭川市特定不妊治療費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市特定不妊治療費補助金
補助金の性格	個人への補助
始期	平成 16 年度
終期	—
所管部署	子育て支援部 母子保健課
根拠法令等の名称	旭川市特定不妊治療費補助金交付要綱 旭川市不妊等について悩む市民に対する支援事業要綱
交付先（団体、個人等）	個人
補助金交付目的	特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）以外の治療法では妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと判断された夫婦に対して、高額な医療費を要する特定不妊治療費用の一部を補助することにより、経済的負担の軽減を図り、自然妊娠による子どもを持つことを諦めていた夫婦が治療に臨むきっかけをつくる。
対象経費と算定方法	・治療区分により、1 回当たり 15 万円又は 7 万 5 千円を上限に補助（ただし、初回申請に限っては補助上限額を 15 万円から 30 万円にする）。妻の治療開始年齢が 39 歳以下の場合は通算 6 回まで、40 歳以上 42 歳以下の場合は通算 3 回まで補助。 ・特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療について、1 回当たり 15 万円を上限に補助。 ・第 2 子以降の特定不妊治療費についても同様の内容を実施（市単独事業）。補助額や回数については、国の基準に準ずる。
交付時期	精算払
成果指標	助成者数（延）

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
27, 676 (34, 550)	32, 487 (35, 550)	39, 250 (63, 350)	38, 851 (56, 265)	40, 569 (44, 925)	41, 550

【概要補足等】

当補助金は少子化対策の一環として、不妊治療等の経済的負担の軽減を図るため、医療保

険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療等に要する費用の一部を助成することを目的に設定された。

監査結果と意見

該当なし。

7. 保健所

旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 56 年
終期	—
所管部署	保健所 保健総務課
根拠法令等の名称	旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川赤十字病院
補助金交付目的	旭川赤十字病院が実施する救命救急センター運営事業に対し補助することで、三次救急医療機関（※）として高度な専門医療機能を有する当該センターにおいて重篤救急患者の救命医療を確保し、市民の健康と生命を守ること。 ※三次診療～複数の診療領域にわたる重篤救急患者の救命医療
対象経費と算定方法	補助対象はセンター運営事業とし、交付額は次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数があった場合には、これを切り捨てる。 ① 別表（※）に定める事業費と基準額とを比較して、少ない方の額を選定する。 ② ①により選定された額に補助率を乗じたものを交付額とする。 ③ ②により算出された額を、当該会計年度予算で定めた額の範囲内で交付する。
交付時期	概算払
成果指標	患者数

※別表

事業費	基準額	補助率
救命救急センターの運営に関する次に掲げる経費から寄付金その他の収入を控除した額 (1) 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、	次によりそれぞれ算出された額を合計し、（別記）に定める基準率 100%を乗じて得た額 (1) 床数に係る基準額 77,912 千円×運営月数/12 (2) ドクターカー運転手の確保に係る基準額 3,134×運営月数/12	10 分の 1

事業費	基準額	補助率
法定福利費等) (2) 材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等） (3) 経費（消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等） (4) その他の費用（研究研修費、図書費等）	(3) 専門医確保に係る基準額 ① 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保 8,843 千円×運営月数/12 ② 脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保 8,843 千円×運営月数/12	

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
7,020 (7,020)	7,020 (7,020)	7,020 (7,020)	7,020 (7,020)	7,020 (7,020)	7,020

【概要補足等】

(1) 旭川赤十字病院救命救急センターについて

旭川赤十字病院救命救急センター（以下「同センター」という。）は、医療法第 30 条の 4 第 2 項に基づき策定されている「北海道医療計画」において北海道が整備することとされており、同センターに対し北海道からも補助金が交付されている。

同センターは対象となる地区が、上川、留萌、オホーツク、宗谷、北空知の 5 地区あり、5 地区にある 9 市 5 町村も住民の三次診療を確保するため、それぞれの規定により補助を行っている。

同センターの過去 5 年間の患者数実績推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
入院	3,523	3,616	3,555	3,890	4,042
外来	5,848	5,486	5,037	5,343	5,295
計	9,371	9,102	8,592	9,233	9,337

(2) 補助金交付理由

同センターは、初療及び二次医療機関からの転送患者を受け入れる後方病院であり、これらの医療機関及び救急搬送機関との連携の下に、24 時間体制で重篤救急患者を受け入れ診

療を行っており、旭川市の救急医療体制において三次医療機関として位置付けられている。このようなセンターの運営を確保し、旭川市の救急医療体制の充実を図るため補助金を交付するものである。

監査結果と意見

(1) 補助金交付申請日について【意見】

補助金交付申請書によると申請日は平成 30 年 12 月 10 日である。一方で事業の着手日は平成 30 年 4 月 1 日であり、事業着手日から申請日まで 8 か月以上の乖離がある。補助金交付要綱には申請期限が特段定められていないため要綱違反ではないが、申請があまりにも遅いと思われる。

申請に当たっては当該年度の事業予算書を添付することが求められていることから、予算確定後、速やかな提出を求めるべきである。

(2) 変更後予算入手の徹底について【意見】

補助金交付申請時に提出された収支予算書と実績報告時に提出された収支決算書に記載されている予算額との間で金額の不一致があった。その要因について所管部局を通して同センターに確認したところ、交付申請後、国の補助金算定方法に変更が生じたことにより、当初予算に変更が生じたためとのことであった。

この変更後予算を所管部局は入手していない。予算実績差異分析の有効性を確保するためにも、原則として変更後予算を入手すべきであり、それを交付要綱等にも規定すべきである。ただし実務上の便宜を考慮し、当初予算からの変動割合が一定水準以下であれば変更後予算を入手しないことが認められるといった取扱いを交付要綱等で規定することは認められるであろう。

(3) 書類間での支出科目の不整合について【指摘】

補助金交付申請時の必要書類と実績報告時の必要書類の間で、以下のように支出科目に整合性がなかった。

① 経費の配分調書

交付申請時（様式第 3 号）	実績報告時（様式第 9 号）
給与費、材料費、経費、委託料、研究研修費、設備関係費	給与費、備品費、消耗品費、材料費、光熱水費、燃料費、研究研修費

② 事業予算書と収支決算書

事業予算書	収支決算書
給与費、材料費、経費、委託料、研究研修費、設備関係費	給与費、備品費、消耗品費、材料費、光熱水費、燃料費、研究研修費

これらは本来、支出科目が整合しているべきである。予算実績差異分析を適切に行う上でも整合性が求められる。所管部局はセンターに対し書類作成方法を周知、徹底すべきである。

(4) 実績報告の審査及び調査について【指摘】

実績報告の審査及び調査の内容について所管部局にヒアリングしたところ、提出書類の検算等を行うのみとのことであった。これでは十分な審査及び調査を実施しているとは言えない。

同センターは旭川市だけではなく北海道からも同様に補助金交付を受けている。北海道からは、病院全体の収支から同センターの収支のみを切り出すための算出方法を示されている。その方法に基づいて同センターの収支を算出していることから、所管部局としては提出された書類の詳細な検討を特段行っていないとのことであった。

実績報告時の提出された収支決算書によると以下のように予算額と決算額の乖離が大きい科目があった。

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異
給与費	2,077,274,000	2,155,360,609	78,086,609
消耗品費	78,741,000	22,645,244	△56,095,756
材料費	919,498,000	875,450,320	△44,047,680

上記のように予算実績差異が大きい科目については所管部局としてヒアリング等を実施し、差異要因の把握に努めるべきであるが、特段手続を行っていない。

旭川市として独自に補助金を交付している以上、北海道が示した算出方法を根拠として同センターの収支を把握しているので良いということにはならないであろう。所管部局はその算出方法を把握、理解し、必要に応じてサンプリング調査等も行うべきではないか。今後は補助金交付主体として積極的な実態把握や分析を行うべきである。

旭川市医師会看護専門学校運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市医師会看護専門学校運営費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 55 年
終期	—
所管部署	保健所 保健総務課
根拠法令等の名称	旭川市医師会看護専門学校運営費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	一般社団法人旭川市医師会
補助金交付目的	一般社団法人旭川市医師会が実施する旭川市医師会看護専門学校の運営に対し補助することで、看護師及び准看護師の養成を通じて、医療従事者を確保し適正な医療サービスの提供を図ること。
対象経費と算定方法	旭川市医師会看護専門学校の看護師科及び准看護師科を運営する事業のうち別表に定める経費を対象経費とする（下記※参照）。 補助金の額は、前年度において北海道知事が看護職員養成施設運営支援事業費補助金交付要綱に基づいて交付決定した補助金の 10 分の 1 を限度とし、予算の範囲内とする。ただし別表に定める対象経費の実支出額から当該年度における北海道知事の補助金交付額を控除した額及び当該事業に要する事業費の合計額から収入（寄附金、繰越金及び補助金を除く。）の合計額を控除した額を超えないものとする。
交付時期	概算払
成果指標	市内の人口 10 万対看護師数

※別表

種目	科目
教員経費	(1) 専任教員給与費 (2) 専任教員 需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 (3) 部外講師謝金 (4) 委託料（(1)から(3)までに該当するものに限る。）

種目	科目
事務職員経費	(1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料（専任事務職員給与費に該当するものに限る。）
生徒経費	(1) 生徒教材費 (2) 事業用教材費 (3) 臨床実習経費（消耗器材に要する経費） (4) 委託料（(1)から(3)までに該当するものに限る。）
実習施設謝金	(1) 報償費（実習施設謝金） (2) 委託料（報償費に該当するものに限る。）

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
2, 146 (2, 146)	2, 146 (2, 146)	2, 146 (2, 146)	2, 146 (2, 146)	2, 146 (2, 146)	2, 146

【概要補足等】

（１）補助金設定の経緯

旭川市内の病院における看護師不足は深刻な問題であるとして、旭川市医師会看護専門学校に対し、昭和 55 年度から運営費の一部を助成することで看護師の養成及び確保を図ることとした経緯がある。

（２）旭川市医師会看護専門学校について

同校は現在、准看護師の養成、准看護師から看護師への養成及び日中働きながら看護師を目指すことを可能にする事業を行っている、市内で唯一の看護師養成機関である。

平成 30 年度教育計画書によると、同校は、高等課程准看護師科、専門課程看護師 1 科（夜間定時制）、同 2 科（全日制）を運営している。

各科ごとの直近の生徒数は以下のとおりである（毎年度 5 月 1 日現在）。

（単位：人）

	准看護師科	看護師 1 科	看護師 2 科	合計
平成 27 年度	180	126	62	368
平成 28 年度	190	121	58	369
平成 29 年度	177	118	66	361
平成 30 年度	167	117	58	342
平成 31 年度	137	113	51	301

上記のように生徒数は減少傾向にある。

監査結果と意見

(1) 補助対象経費の算定根拠の把握について【指摘】

当補助金の交付申請時には「対象経費の支出予定額内訳書」、実績報告時には「対象経費の支出内訳書」の提出が必要とされている。これらは補助対象経費を算出するための書類である。

「対象経費の支出予定額内訳書」と「対象経費の支出内訳書」の作成方法について所管部に確認をしたところ、一部分について十分な理解がされておらず、今回学校に確認して初めて理解したという例がみられた。これでは所管部局として、補助金交付先に対するチェック機能が十分に働いていないということになるであろう。

これらの書類は補助金交付額を算定するに当たって基本となる重要な書類である。作成方法が理解されていないということは、内訳書の中に補助対象外経費が含まれていたとしても見逃すことにもつながりかねない。

所管部局として学校から提出された書類の内容を精査及び理解し、厳格な審査を行うことが求められる。

(2) 専任教員、専任事務職員であることの確認について【指摘】

当補助金の補助対象経費のうち教員経費と事務職員経費については、その支出対象が専任教員と専任事務職員であることが要件とされているが、所管部局は支出対象が専任であるか否かのチェックを行っていない。

専任であるか否かで補助対象経費になるか否かが決まることから、所管部局として確実にチェックすることが求められる。

(3) 成果指標について【意見】

補助金等評価表によると、当補助金の成果指標として「市内の人口 10 万対看護師数」を挙げており、この指標は 2 年に一度しか設定されていない。この理由を所管部局に確認したところ当該指標は北海道から発表される指標であり、2 年に一度しか発表されないためとのことである。指標が毎年設定されていない状況で当補助金の成果を適切に測ることはできないであろう。

また、当補助金の交付目的は学校の医療従事者養成力の拡充を図り、市内の医療機関に多くの人材を輩出することが目的の一つである。

そのような目的の補助金の成果を測る指標として、例えば「卒業生の市内医療機関への就職数や就職率」といった指標を採用した方が、より適切ではなかろうか。成果指標の再検討を望む。

8. 環境部

旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金
補助金の性格	個人等及び民間事業者等への補助（事業費補助）
始期	平成 21 年
終期	—
所管部署	環境部 環境総務課 温暖化対策係
根拠法令等の名称	旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	市内に居住している個人、市内で事業活動をしている民間事業者
補助金交付目的	地域特性を生かした再生可能エネルギー設備等を導入しようとする個人及び民間事業者に対して補助することで、温室効果ガス排出量が削減された低炭素社会を構築する。
対象経費と算定方法	本市の地域特性を生かした再生可能エネルギー設備等を導入する際の設置費用の一部を補助する。 具体的な補助対象設備は以下のとおりである。 ●太陽光発電設備：補助率 1/10、上限 15 万円 ●ガスエンジンコージェネレーション：補助率 1/10、上限 8 万円 ●エネファーム：補助率 1/10、上限 15 万円 ●定置用リチウムイオン蓄電池：補助率 1/10、上限 15 万円 ●HEMS：補助率 1/3、上限 3 万円 ●地中熱ヒートポンプ：補助率 1/3、上限 75 万円 ●木質バイオマスストーブ（ペレット・薪）：補助率 1/3、上限 20 万円
交付時期	精算払
成果指標	太陽光発電出力累計

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
9,806 (21,250)	23,999 (24,950)	7,474 (8,450)	8,047 (8,360)	7,102 (7,440)	2,920

【概要補足等】

国の政策として始まった地球温暖化対策に関連して、当補助金は平成 21 年度から交付がスタートした。再生可能エネルギー設備等を導入する市民及び市内民間事業者に対して、一定の補助率及び上限金額により算定された補助金を交付するものである。

監査結果と意見

(1) 成果指標の妥当性について【意見】

「補助金等評価表」によると、当補助金の成果指標は「太陽光発電出力累計」とされている。【補助金の概要】で記載した「温室効果ガス排出量が削減された低炭素社会を構築する。」という補助金交付目的の達成を評価する指標として妥当であるか、改めて検討することを望む。

当補助金では太陽光発電設備を導入する際の設置費用だけでなく、その他の再生可能エネルギー設備等を導入する際の設置費用も補助対象となっており多岐にわたる。そのような補助金の成果を「太陽光発電出力累計」だけで測ることはできないであろう。当補助金の成果を測るには他にも成果指標が必要であろう。

当補助金に対する直接的な成果指標を設定することが難しいことは理解に難くない。しかし「太陽光発電出力累計」以外にも適切な成果指標を設定できないか、検討することが望ましい。

再生資源回収奨励金

【補助金の概要】

補助金名称	再生資源回収奨励金
補助金の性格	個人等への補助（事業費補助）
始期	平成 10 年
終期	—
所管部署	環境部 クリーンセンター ごみ減量係
根拠法令等の名称	旭川市再生資源回収奨励金交付要綱
交付先（団体、個人等）	再生資源回収活動を実施する市民団体
補助金交付目的	ごみの資源化・減量化を推進するとともに、ごみの減量化と再生資源の利活用を図るため、回収活動を安定的に実施する。
対象経費と算定方法	・紙類 回収量(kg)×3.5 円 ・びん類、布類 回収量(kg)×5 円 ・金属（アルミ缶、スチール缶） 回収量(kg)×3 円
交付時期	精算払
成果指標	ごみ排出量、リサイクル率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
44,039 (47,946)	43,381 (45,000)	42,169 (45,000)	41,375 (41,442)	34,530 (39,892)	39,024

【概要補足等】

当補助金は再生資源回収活動を実施する各市民団体に対して、回収業者から支払われる再生資源回収時の買上金額とは別に、市が奨励金として上乘せ支給するものである。

補助金交付目的は【補助金の概要】で記載したとおりであるが、さらに言えば、市民意識の増進により、ごみの資源化・減量化を啓発することも目的である。

回収業者は再生資源を回収した際に「再生資源回収買い上げ証明書」を市民団体に発行する。市民団体は市に対し、再生資源回収奨励金交付申請書に上記証明書を添付して提出する。そして奨励金は市から市民団体に直接交付される。

監査結果と意見

該当なし。

当補助金について特有の結果や意見はない。

当補助金は奨励金としての性格を有するものである。旭川市補助金交付基準第3-2(3)では、「奨励を目的とする補助については、原則として期限を設定することとする。」と規定されているが、当補助金は奨励目的であるものの期限（終期）が設定されていない。この理由について所管部局に確認したところ、市民団体にとって奨励金は活動原資として予定されているものであり、仮に終期を設定すると市民団体に与える影響が大きいため、終期の設定に馴染まないためとのことであった。

期限（終期）を迎えた時点で改めて当補助金の効果や目的達成状況を検証し、結果として補助金を継続するという判断は当然あって良いことであり、期限（終期）で必ず補助金が廃止ということにはならない。

終期の設定については当補助金だけに限らず全庁的な考え方の統一が必要であるから、別途「監査結果と意見（総論）」で記載している。そちらを参照していただきたい。

浄化槽設置整備事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	浄化槽設置整備事業補助金
補助金の性格	個人等への補助（事業費補助）
始期	平成9年
終期	—
所管部署	環境部 廃棄物処理課 浄化管理係
根拠法令等の名称	旭川市浄化槽設置整備事業補助金実施要綱
交付先（団体、個人等）	浄化槽の設置を行う個人
補助金交付目的	公共下水道整備及び農業集落排水整備区域外の住民に浄化槽の設置を促し、生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止する。
対象経費と算定方法	5人槽 528千円、7人槽 661千円、 10人槽 882千円、単独処理浄化槽撤去費 90千円
交付時期	精算払
成果指標	生活排水処理率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 予算
14,573 (23,074)	16,069 (19,507)	7,087 (17,082)	8,714 (14,176)	10,347 (11,403)	9,158

【概要補足等】

公共下水道等が整備されていない地域に所在する個人住宅の浄化槽設置者に対して補助金を交付するものである。法人（事業者）は補助対象者とはならない。

なお、平成30年度の補助金交付実績は18件であり、内訳は以下のとおりである。

	新築住宅	増改築住宅	既存住宅	計
5人槽	5	1	8	14
7人槽	0	0	3	3
10人槽	0	1	0	1
計	5	2	11	18

平成30年度は当初、平成30年4月27日までが申請受付期限であったが、申込金額が予算額に達しなかったことから、5月14日から12月28日までの追加受付期間が設定された。しかし5月14日に予算額に達したため、同日に受付が終了された。その後、予算残額の発

生、補助金辞退者の発生により 2 回の追加受付が行われた。

監査結果と意見

該当なし。

9. 経済部

旭川市高年齢者就業機会確保事業費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市高年齢者就業機会確保事業費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 55 年
終期	—
所管部署	経済部 経済総務課 雇用労政係
根拠法令等の名称	高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱 旭川市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	公益社団法人旭川市シルバー人材センター
補助金交付目的	公益社団法人旭川市シルバー人材センターの円滑な運営や育成・援助、及び高齢者の短期的・臨時的な就業機会の確保を行うこと。
対象経費と算定方法	補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、国の補助金交付要綱及び執行方針を基に算定した予算の範囲内で補助する。
交付時期	概算払
成果指標	受注件数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
8,880 (8,880)	8,140 (8,140)	11,888 (11,888)	12,038 (12,038)	13,236 (13,236)	12,036

【概要補足等】

当補助金は、公益社団法人旭川市シルバー人材センターへ交付される補助金である。同法人は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立されており、国の施策を反映するための活動を実施している。

補助金の交付は、2 つに分類される。1 つは運営費であり、国が定めた基準で算定される。もう 1 つは、事業費（高齢者活用・現役世代雇用サポート事業）であり、市の予算の範囲内で対象経費の 1/2 を補助している。

監査結果と意見

該当なし。

旭川市中小企業福祉事業費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市中小企業福祉事業費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 49 年
終期	—
所管部署	経済部 経済総務課 雇用労政係
根拠法令等の名称	旭川市中小企業振興基本条例 旭川市中小企業福祉事業費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	一般財団法人旭川市勤労者共済センター
補助金交付目的	市内の中小企業勤労者の総合的な福祉の向上と雇用の安定を図る。
対象経費と算定方法	補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、予算の範囲内で補助する。
交付時期	概算払
成果指標	給付件数、事業参加者数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
4,500 (4,500)	3,000 (3,000)	3,000 (3,000)	3,000 (3,000)	3,000 (3,000)	3,000

【概要補足等】

旭川市中小企業等振興条例第 9 条第 2 項において、市は中小企業者等における労働環境や勤労者福祉の向上を支援することとされており、これを実行するために設立されたのが一般財団法人旭川市勤労者共済センターである。そのため、市では同法人の運営費補助を行っている。

交付要綱によれば、次の 3 つの事業に関わる費用の一部が補助対象経費とされている。

- （１） 管理事業（法人の運営費に該当する。）
- （２） 会員加入促進事業
- （３） 健康の維持増進事業

なお補助対象経費から会費などの特定の収入は控除されて補助金交付額が算定される。過去には多額の繰越金が計上されていたこともあり、平成 27 年度に交付金額の上限が 3,000 千円に引き下げられた。

監査結果と意見

(1) 概算払について【意見】

当補助金の交付要綱によると、補助金の交付は精算払が原則であり、概算払は例外として「特に必要と認めるとき」に可能とされている。当補助金では概算払が行われており、「特に必要と認めるとき」に該当するか検討を行った。

所管部局によれば、交付先から提出された「資金計画表」に基づいて資金不足が見込まれることから、概算払の承認を行ったとのことであった。しかし、この「資金計画表」には現預金残高が記載されていなかったため、別途、貸借対照表を入手したところ、平成 29 年度末及び平成 30 年度末に 6,000 千円強の現預金残高があった。

年度末の現預金残高の使途について所管部局に質問したところ、翌期以降の共済金の支払などに充てられるとの回答を得た。しかし、それだけでは資金不足が見込まれることの根拠としては乏しいであろう。どのくらいの共済金の支払いなどが見込まれ、結果として資金不足がどのくらい見込まれるか把握しなければ必要性の厳密な判断はできないと思われる。

概算払を行うことの必要性について、所管部局としてより厳密な検討が必要であろう。

あさひかわ商工会補助金

【補助金の概要】

補助金名称	あさひかわ商工会補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	昭和 48 年以前
終期	—
所管部署	経済部 経済総務課 経済企画係
根拠法令等の名称	旭川市中小企業振興基本条例 あさひかわ商工会補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	あさひかわ商工会
補助金交付目的	市内小規模事業者の経営の安定化・基盤の強化等を図る。
対象経費と算定方法	補助対象経費の 2 分の 1 以内及び記帳専任職員の人件費 1 名分（上限額 2,500 千円）とし、予算の範囲内で補助する。
交付時期	概算払
成果指標	経営相談延べ件数、集団講習会等参加人数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
18,099 (18,099)	18,099 (18,099)	20,599 (20,599)	20,599 (20,599)	21,889 (21,889)	21,889

【概要補足等】

当補助金の始期は昭和 48 年以前とされているが、現在のあさひかわ商工会補助金は、市内 4 商工会（旭川北商工会、永山商工会、旭川東商工会、旭川南商工会）が合併し、あさひかわ商工会となった平成 20 年度から交付している。

旭川市中小企業振興基本条例において、中小企業者等の経営革新や経営基盤の強化を支援することとされているが、行政では十分に行き届かない細かな支援を、あさひかわ商工会を通じて実施している。

補助金の算定については、補助対象経費の 1/2 及び記帳専任職員の人件費 1 名分とし、旭川市の予算額 21,889 千円の範囲内で補助する。なお、記帳専任職員の人件費については 10/10 が交付されることとなっているが、平成 30 年度は当該人件費が 0 円であった。

上記の【交付実績・予算】について、平成 27 年度から平成 28 年度にかけての増額は、補助対象経費に記帳専任職員の人件費（注 1）を追加したこと、平成 29 年度から平成 30 年度

にかけての増額は、補助対象経費に記帳機械化対策費等（注 2）を追加したことが要因である。

（注1） あさひかわ商工会の記帳専任職員の人件費が道の交付金で減額されたため、旭川市が新たに補助対象経費とした。

（注2） 中小企業の「記帳機械化対策」を推進するための事業に関わる経費を、新たに補助対象経費とした。

監査結果と意見

該当なし。

一般事業資金信用保証料補助金

【補助金の概要】

補助金名称	一般事業資金信用保証料補助金
補助金の性格	中小企業者等への補助
始期	平成 13 年
終期	—
所管部署	経済部 経済総務課 金融支援係
根拠法令等の名称	旭川市中小企業振興資金信用保証料補助金交付要領
交付先（団体、個人等）	一般事業資金を借り入れた市内の中小企業者等のうち補助金交付申請者
補助金交付目的	中小企業者等における資金調達コストを軽減し、経営の維持発展に役立つこと。
対象経費と算定方法	信用保証料 × 20%（補助率）又は 100%（補助率） *一般事業資金のうち長期融資及び短期融資は補助率 20%、小口零細企業特別融資は補助率 100% *補助額の上限は 150,000 円 *同一資金の借入が年度内 2 回以上ある場合には、年度内 1 回の資金借入に係る信用保証料に限る。 *信用保証料率は最大で 2.20%（平成 30 年度）
交付時期	精算払
成果指標	新規融資額

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
4,844 (7,353)	6,225 (8,522)	4,635 (5,243)	11,936 (7,597)	14,113 (11,443)	13,989

【概要補足等】

当補助金の根拠となるのは、旭川市中小企業振興基本条例第 12 条である。同条によれば、中小企業者等の金融の円滑化を図ることが求められている。

旭川市中小企業振興基本条例 (金融の円滑化) 第 12 条 市は、不況、災害等の影響から中小企業者等を守るとともに、経営の革新、経営基盤の強化、技術開発、創業等を促進するため、融資制度による金融の円滑化を図るものとする。
--

この条例に基づいて、旭川市では中小企業等向けに当補助金を含めて、9つの融資メニューに関する信用保証料を補助している。うち7つの融資メニューごとの過去5年間の補助金交付額を示したのが、下表である。この表によれば、旭川市中小企業振興基本条例第12条における「不況、災害等の影響から中小企業者等を守る」ための融資制度に該当すると考えられるのは「(2)緊急対策資金のうち〔災害・景気対策融資〕や〔倒産関連融資〕」である。もっとも、これらの補助金の利用は極めて少ない。

また「技術開発、創業等を促進」するための融資制度に該当すると考えられる「(3)経営革新・販路拡大等支援資金〔経営革新・販路拡大等支援融資〕」、「(4)経営革新・販路拡大等支援資金〔経営力強化サポート融資〕」、及び「(5)新規創業支援資金」については減少傾向である。

これに対して、当補助金「(1)一般事業資金」は、大きく増加している。

＜当補助金及び類似補助金の過去5年推移＞

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
当補助金： (1)一般事業資金	4,844	6,225	4,635	11,936	14,113
うち〔小口零細企業特別融資〕	788	1,178	1,011	7,778	11,019
(2)緊急対策資金	994	392	111	0	0
うち〔災害・景気対策融資〕	994	392	111	0	0
うち〔倒産関連融資〕	0	0	0	0	0
(3)経営革新・販路拡大等支援資金 〔経営革新・販路拡大等支援融資〕	1,302	255	236	458	0
(4)経営革新・販路拡大等支援資金 〔経営力強化サポート融資〕	6,052	3,605	971	1,214	1,668
(5)新規創業支援資金	11,633	4,143	4,951	2,023	2,084
(6)中心市街地新規出店支援資金	1,080	913	1,733	1,031	915

監査結果と意見

(1) 補助率について【意見】

旭川市補助金交付基準では、参考基準として補助率を 1/2 としている。当補助金では、〔小口零細企業特別融資〕の補助率が 10/10（100％）であるが、その根拠について所管部局によると、「平成 26 年度に公布された小規模企業振興基本法において、小規模企業の事業の持続的な発展を図るため地方公共団体が責務を果たすよう定められたこと等を加味した。」とのことである。

確かに、「(2)緊急対策資金のうち〔災害・景気対策融資〕や〔倒産関連融資〕」であれば、緊急の融資が必要な場合もある。また「(5)新規創業支援資金」など、旭川市の政策に合致する企業に対する融資の場合は、補助率を高くすることは政策的な範疇にあるといえる。

しかし、当補助金の対象は一般事業資金である。一般事業資金は極力借入金に頼らないことが理想であるが、〔小口零細企業特別融資〕は自己負担なく信用保証を受けることで、借入金への依存を高めてしまうおそれがある。また、本来融資を受ける必要がない事業者であっても融資を受けることが考えられ、企業の健全な発展が妨げられるおそれもある。実際、上記推移表にあるように、「(1)一般事業資金のうち〔小口零細企業特別融資〕」は、補助率が 10/10 に引き上げられた平成 29 年度から急増している。

当補助金の目的は理解できるが、市内中小企業者等の健全な発展を実現し、ひいては市全体の経済の発展を実現するために、〔小口零細企業特別融資〕の補助率は 10/10（100％）が妥当な水準であるか、継続的に検討されることを望む。

旭川市中心市街地出店促進補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市中心市街地出店促進補助金
補助金の性格	個人等への補助
始期	平成 23 年
終期	—
所管部署	経済部 経済交流課
根拠法令等の名称	旭川市中小企業振興基本条例 旭川市中心市街地出店促進補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	中心市街地の空き店舗及び集合住宅の店舗部分を活用した新規出店者
補助金交付目的	空き店舗の活用促進により中心市街地の活性化を図るとともに、まちなかに居住する住民の利便性向上を図る。
対象経費と算定方法	中心市街地の空き店舗及び集合住宅の店舗部分を活用した新規出店者の店舗賃借料の一部について、月額 10 万円を上限として補助する。補助率は店舗賃借料の 3 分の 1 で、期間は最大 1 年間とする。
交付時期	精算払
成果指標	平和通買物公園歩行者通行量

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
4,784 (12,000)	6,424 (5,870)	7,437 (7,370)	5,236 (7,613)	7,117 (7,613)	7,790

【概要補足等】

旭川市では中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地活性化に向けた各種取組を進めている。その課題の一つが、中心市街地の空き店舗の活用であり、その解消を図る目的で設定されたのが当補助金である。

当補助金には、主に次のような特徴がある。

- 店舗、飲食店などが対象であり、オフィスは対象外
- 1 階および 2 階であり、出入口が道路に面していること
- 補助率は賃料の 3 分の 1 であり、上限は月額 10 万円

●補助期間は最大で1年間

当補助金では、成果指標として「平和通買物公園歩行者通行量」が採用されているが、過去5年の推移は以下のとおりである。

(単位：人/日)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
117, 591	111, 893	111, 664	102, 585	測定なし

監査結果と意見

(1) 成果指標について【意見】

当補助金の成果指標は「平和通買物公園歩行者通行量」とされているが、以下の二点から見直すことが望ましい。

まず、当補助金の対象地域は「北彩都あさひかわ地区、買物公園、銀座通周辺地区、神楽地区の一部を含む都心環状道路の内側」とされ、かなり広範囲である。駅前から北に延びる「平和通買物公園」は全体のごく一部に過ぎない。対象地域が広範囲であるにも関わらず、「平和通買物公園歩行者通行量」のみで当補助金の成果を適切に測ることはできないであろう。

参考として、以下に当補助金の対象地域を示す。



また、当補助金の交付期間は最大１年間であるが、成果指標である「平和通買物公園歩行者通行量」は１年のうち、わずか２～３日の通行量である。さらに、各年度の測定日は６月や７月の週末であり、比較的通行量が多い曜日である。このような測定結果を用いて当補助金の成果を適切に測ることはできないであろう。年間を通し、測定日も平日が含まれている必要があろう。

＜測定日＞

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
7 月 18 日(金) 19 日(土)	6 月 19 日(金) 20 日(土) 21 日(日)	7 月 8 日(金) 9 日(土) 10 日(日)	7 月 7 日(金) 8 日(土)	未実施

以上のように、「平和通買物公園歩行者通行量」は、当補助金の成果指標として妥当とはいえない。新たな指標の採用を検討することが望ましい。

旭川商店街サポートセンター補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川商店街サポートセンター補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 13 年
終期	—
所管部署	経済部 経済交流課
根拠法令等の名称	旭川市商店街の活性化に関する条例 旭川市中小企業振興基本条例 旭川商店街サポートセンター補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川商店街サポートセンター
補助金交付目的	市内に所在する商店会の自主的な活動を支援し、本市商業の振興並びに商店会の活性化を図る。
対象経費と算定方法	以下の事業が補助対象である。 ●商店会の活動に対する指導助言（指導助言事業） ●商店会が取り組む事業に対する助成（助成事業） ●商店会活性化のため、サポートセンター自らが取り組む事業（自主事業） これらの事業内容、事業効果及び市の財政状況を勘案し交付額が算定される。
交付時期	概算払
成果指標	助成商店会数、助成事業数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
2,700 (2,700)	6,550 (6,550)	6,800 (6,800)	6,800 (6,800)	6,800 (6,800)	6,800

【概要補足等】

商店会に対する補助事業は、以前は市が窓口となり実施していたが、成果ノウハウの蓄積などが難しいという問題があった。そこで、平成 13 年に「旭川商店街サポートセンター」（以下「サポセン」という。）を設立し、市はサポセンに補助金を交付し、サポセンを窓口とする形態となった。こうした背景から、旭川市補助金交付基準で参考基準とされる補助率

1/2 ではなく、飲食費などを控除した 10 分の 10 が補助対象経費となっている。

ただし 10 分の 10 とはいえ、補助金には予算が設定されているため、対象経費が増加しても予算以上に交付されることはない。【交付実績・予算】にあるとおり、現在の予算は 6,800 千円に設定されている。

なお、平成 27 年度から補助金額が増加した。これは、補助対象経費に「指導助言事業に係る人件費等」が追加されたためである。商店会の活動に対する助言や書類作成支援など、サポセンの各商店会に対するサポート機能の強化を図る事業である。

本補助金では、成果指標として「助成商店会数」及び「助成事業数」が採用されているが、過去 5 年の推移は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
助成商店会数 (単位：団体)	10	17	18	19	17
助成事業数 (単位：事業)	17	23	21	23	25

監査結果と意見

(1) 補助金の在り方と成果指標について【意見】

当補助金の交付目的は【補助金の概要】で記載したように「市内に所在する商店会の自主的な活動を支援し、本市商業の振興並びに商店会の活性化を図る。」というものである。

しかし実際には、旭川市における商店会の数は減少傾向にある。一般的に商店会の減少については、インターネットショッピングの普及等、消費スタイルの多様化や大型店の出店、人口減少など外部環境の厳しさが要因に挙げられる。

そのような中で、当補助金の在り方を今一度検討することがあってもよいと思う。当補助金では、成果指標として「助成商店会数」及び「助成事業数」が挙げられているが、これらの指標が増加したとしても商店会の数が減少している状況では、補助金交付目的が達成されたとはいえないであろう。

商店会の数が減少している現状で、今後商店会はどうあるべきか、それを実現するために当補助金が必要であるならば、どのような内容の補助金が効果的であるのか、今一度検討されることを望む。結果として当補助金を継続するという判断に至ったとしても、適切な成果指標を設定し、補助金効果の継続的な検証が必要であると考ええる。

(一財)旭川産業創造プラザ運営補助金

【補助金の概要】

補助金名称	一般財団法人旭川産業創造プラザ運営補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	平成 22 年
終期	—
所管部署	経済部 産業振興課
根拠法令等の名称	一般財団法人旭川産業創造プラザ運営補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	一般財団法人旭川産業創造プラザ
補助金交付目的	一般財団法人旭川産業創造プラザの経営基盤の強化及び事業の円滑な推進を図り、もって新事業の創出及び産業の振興と地域経済の活性化を図る。
対象経費と算定方法	補助対象経費のうち 10 分の 10 に相当する額以内で、予算の範囲内で算定 ※補助対象経費は、法人所有の不動産などの固定資産税及び都市計画税の相当額
交付時期	精算払
成果指標	参加者数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
9,758 (9,758)	9,658 (9,758)	9,658 (9,658)	9,658 (9,658)	9,557 (9,658)	9,557

【概要補足等】

一般財団法人旭川産業創造プラザ運営補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によれば、当補助金は旭川市中小企業振興基本条例第 8 条 1 項の定めにより、旭川産業創造プラザ運営に要する費用の一部を補助することとされている。

要綱第 3 条によれば、補助対象経費は法人所有の不動産などにかかる固定資産税及び都市計画税の相当額であり、市は補助対象経費の 10 分の 10 を交付している。

一方「旭川市補助金交付基準」では、補助率の参考基準として 2 分の 1 以内としている。

当補助金の補助率が交付基準と相違している理由は、産業支援機能を当該法人に集約・強化を行ったのは市の政策的措置であり、集約・強化に伴って増加した法人の負担を支援する

必要があるためである。

監査結果と意見

該当なし。

新製品等開発・研究促進補助金

【補助金の概要】

補助金名称	新製品等開発・研究促進補助金
補助金の性格	中小企業等への補助
始期	平成 21 年
終期	—
所管部署	経済部 産業振興課
根拠法令等の名称	新製品等開発・研究促進補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	市内の中小企業者等
補助金交付目的	新製品の開発、機械・器具等の省力化・高性能化等のための技術研究・開発を行うとする中小企業及び個人事業主に対し、その経費の一部を助成することにより旭川市の産業振興に寄与すること。
対象経費と算定方法	新製品の開発、機械・器具等の省力化・高性能化等のための技術研究・開発に係る経費の一部を助成する。申請 1 件当たり対象事業費の 1/2 以内（上限 2,000 千円）。
交付時期	精算払
成果指標	助成金額

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
4,707 (6,000)	5,503 (6,000)	4,500 (4,500)	5,716 (6,000)	5,101 (6,000)	6,000

【概要補足等】

新製品等開発・研究促進補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によれば、当補助金は、地域の中小企業等の新技術・新製品等開発及び研究に対して補助金を交付することで、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

助成期間は 1 年以内で、補助率は 2 分の 1 以内、限度額は 2,000 千円とされている。

交付に当たっては外部より審査委員を招聘し、申請者とヒアリングを実施した上で、採択の可否を判定する。

監査結果と意見

(1) 出張費と補助事業の関連性及び支出証拠書類の入手について【指摘】

平成 30 年度に補助事業者を選定された 1 社については、補助対象経費 2,200 千円の 1/2 である約 1,100 千円が交付決定額であった。補助対象経費 2,200 千円の内容を確認すると、旅費が約 770 千円で、補助対象経費の約 35%を占めていた。うち約 440 千円が 1 回の海外出張費であった。残りの 330 千円の国内出張費の多くは、横浜駐在の社員が旭川市内の本社で社内打合せをするための移動費であった。

交付要綱第 12 条によれば、補助金の確定に当たって、補助事業の成果が交付決定の内容に適合するか審査することになっている。しかし、海外出張費と国内出張費ともに、多額の出張費と補助事業との関連性について口頭のみ確認であった。

また出張時に他業務や私用があったならば、出張費を補助対象経費と対象外経費に按分する必要があるが、その確認が十分に行われていなかった。

さらに補助対象経費の支出証拠書類を確認したところ、いくつかの書類が不足していた。例えばホテルの宿泊費について、カード明細のみで領収書が添付されていなかった。領収書がないため、本人の宿泊の有無や宿泊人数、飲食代や他のサービスなどが含まれていないかについて確認できなかった。

補助金の確定に当たっては、出張費と補助事業との関連性の十分な検証、支出証拠書類の入手を徹底することが必要である。

(2) 補助対象経費の見直しについて（旅費）【意見】

交付要綱第 1 条によれば、「積極的な製品開発、技術開発、デザイン開発を奨励する」ことが当補助金の趣旨である。研究開発には様々なコストを要するが、そのうち旅費については補助金交付事務における事後的な審査が煩雑になりやすいといえる。例えば出張先で他業務や私用があれば、旅費を補助対象経費と対象外経費に按分する必要があるが、その按分方法を確認し計算過程を検証する必要がある。宿泊代や交通費については、本人以外の宿泊者の有無や飲食代が含まれていないこと、ホテルグレードや交通経路が適切であるか等、様々な確認が必要である。

そこで旅費については一定の上限額を設定するなど、補助対象経費に含むための条件等を検討されることが望ましい。

(3) 成果指標について【意見】

「補助金等評価表」によれば当補助金の成果指標は「助成金額」である。しかし「助成金額」の多寡によって当補助金の成果を測ることはできないであろう。

当補助金の交付目的は【補助金の概要】で記載したように「旭川市の産業振興に寄与すること。」である。この目的の達成を測るための指標として、例えば「新製品開発成功率」など、補助金交付先のアウトプットに視点を置いた指標を採用することが望ましいと考える。

補助金交付目的に沿った成果指標を採用することを検討すべきである。

旭川市工業等振興促進条例に基づく補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市工業等振興促進条例に基づく補助金
補助金の性格	個人等への補助
始期	昭和 62 年
終期	—
所管部署	経済部 企業立地課
根拠法令等の名称	旭川市工業等振興促進条例
交付先（団体、個人等）	市内に工場等を新增設する者
補助金交付目的	本市における工業等の振興を促進し、もって本市経済の活性化及び雇用機会の拡大を図る
対象経費と算定方法	●工場等設置助成金： 事業所税相当額を 3 年間助成 ●土地取得助成金： 土地取得価額の 25/100 に相当する額、1 億円限度 ●工場等改修助成金： 賃借物件の改修費の 50/100 に相当する額、2,000 万円限度 ※土地取得助成金と工場等改修助成金はどちらかを選択 ●環境配慮型施設整備助成金： 環境配慮型施設の設備整備費の 50/100 に相当する額、5,000 万円限度 ●雇用助成金： 常用雇用者 1 人当たり 30 万円以内を 3 年間、各年度 3,000 万円限度 ●操業前研修助成金： 操業前研修を受講した常用雇用者 1 人当たり 20 万円以内、500 万円限度 ●操業助成金： 操業に係る費用の 50/100 に相当する額を 3 年間、各年度 500 万円限度 ※操業に係る費用は、建物賃借料・通信回線使用料・上下水道使用料・電気料金いずれか 1 つを選択
交付時期	精算払
成果指標	製造業事業所数及び製造業従事者数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位: 千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
166,983 (169,444)	127,104 (134,045)	235,705 (226,772)	314,601 (337,814)	290,316 (293,514)	173,981

【概要補足等】

旭川市工業等振興促進条例（以下「条例」という。）によれば、当助成金は市の経済活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。他の自治体との競争関係にあるため、随時拡充されている。

●平成 20 年 9 月 19 日施行（全部改正）

【条例】

- ・工場等設置奨励金の新設（事業所税の相当額を 3 年間助成）
- ・雇用奨励金の新設（1 人 20 万円を 3 年間交付（上限年 2,000 万円、土地取得奨励金との選択制））
- ・土地取得奨励金の新設（土地取得価額の 25%助成（上限 1 億円））

●平成 23 年 4 月 1 日施行（一部改正）

【条例】

- ・コールセンター業等の指定要件を緩和（投資不要に）
- ・工場等設置奨励金 → 工場等設置助成金（名称変更）
- ・雇用奨励金 → 雇用助成金（名称変更、助成単価増、土地取得助成金と併給可能に）
- ・土地取得奨励金 → 土地取得助成金（名称変更）
- ・工場等改修費助成金の新設（1,000 万円以上の工事費の 2 分の 1 を助成（上限 2,000 万円））
- ・操業前研修費助成金の新設（研修費について一人 20 万円を助成（上限 500 万円））
- ・環境配慮型施設整備助成金の新設（5,000 万円以上の整備費の 2 分の 1 を助成（上限 5,000 万円））
- ・操業助成金の新設（年間経費の 2 分の 1 を 3 年間助成（上限年 500 万円））

●平成 25 年 4 月 1 日施行（一部改正）

【条例】

- ・雇用助成金の上限額 年 2,000 万円 → 3,000 万円 に引き上げ

●平成 29 年 9 月 15 日施行（一部改正）

【条例】

- ・特定業務施設（本社機能）の指定要件を新設（2,500 万円以上の投資及び 3 人以上の新規雇用で指定要件該当）

監査結果と意見

(1) 成果指標の記載について【指摘】

市民への補助金周知、補助金効果の公表等のために重要な役割を果たしているのが、「補助金等評価表」である。そのため評価表は実態に即して記載されるべきであるが、「1 補助金の概要：成果指標と過去5年間の実績」に記載誤りがあった。

具体的には、成果指標として「製造業事業所数」及び「製造業従事者数」が記載されているが、平成26年度から平成30年度まで数値が同一になっていた。評価表の作成に当たって、記載内容の確認を徹底すべきである。

なお所管部局から入手した修正後の数値は下表のとおりである。なお下表の数値は経済産業省が実施する「工業統計調査」に基づいている。そのため、工業統計調査が実施されていない平成27年度の数値(※1)は平成28年6月に実施した「平成28年経済センサス-活動調査(産業別集計 製造業の結果)」の数値であり、また平成30年度については、工業統計調査が未公表のため、“—”と記載している。

平成27年度と平成30年度を除くと3年のみの推移ではあるが、製造業従事者の数値は増加傾向にあり、補助金に一定の効果がみられる。

<①製造業事業所数>

(単位：事業所)

	平成26年度	平成27年度 (※1)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現状の記載	338	338	338	338	338
正しい数値	338	389	331	319	—

<②製造業従事者数>

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度 (※1)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現状の記載	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151
正しい数値	8,151	9,185	8,503	8,622	—

10. 観光スポーツ交流部

一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金

コンベンション誘致推進事業補助金

コンベンション誘致活動運営補助金

一般社団法人旭川観光コンベンション協会管理費補助金

観光スポーツ交流部が所管する上記補助金は、全て一般社団法人旭川観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に対して交付されている。協会の概要は以下のとおりである。

1. 協会について

（1）設立日

平成 25 年 4 月 1 日

社団法人旭川観光協会と旭川コンベンションビューローが統合し設立された。

（2）設立の目的

旭川市における観光資源の開発と紹介宣伝、コンベンションの誘致、観光関係者の資質の向上等に努めることにより観光関連事業の健全な振興を図り、もって、観光旅行者等の利便の増進、安全の確保及び市民生活の向上、繁栄に寄与することを目的として設立された。

（3）協会が実施する主な事業

- 観光宣伝及び観光客の誘致
- 観光資源の保護、開発及び観光地の美化
- 観光拠点の整備改善及び管理運営
- 接遇の改善及び向上
- コンベンションの誘致、創出及び支援
- フィルムコミッション（※）に関すること
- 観光関係情報の収集及び提供
- 旅行業法に基づく旅行業
- その他本協会の目的を達成するために必要な事業

※フィルムコミッションは、映画、テレビドラマ、CM等で旭川地域が広く国内外に紹介されることがロケを通じた直接的な経済効果のほかに、観光振興などの地域の活性化等につながるとの考えにより実施するもの。

(4) 団体構成等

旭川商工会議所、企業、個人事業者等

令和元年7月1日現在、約560会員が加入している。

2. 旭川市の観光入込客数（協会ホームページより引用）

区分	観光入込客数 (人)	うち道外客 (人)	うち道内客 (人)	宿泊延数 (泊)	外国人宿泊 延数(泊)
平成30年度	5,270,500	2,784,800	2,485,700	1,083,100	244,515
平成29年度	5,357,000	2,666,000	2,691,000	935,600	205,764
平成28年度	5,310,000	2,519,400	2,790,600	857,100	188,365

平成30年度は観光入込客数が前年度を下回ったが、宿泊延数、外国人宿泊延数は上回り、宿泊延数、外国人宿泊延数については過去最高を更新した。観光入込客数は前年度を下回ったものの道外客の増加に伴い、宿泊延数は対前年度比115.8%であった。

国・地域別では中国が最も多く、重点的にプロモーションを行っているタイや旭川空港との直行便がある台湾が続ぎ、香港、韓国の順であった。国・地域別の宿泊延数は以下のとおりである。

- 1位 中国 54,910泊
- 2位 タイ 50,407泊
- 3位 台湾 43,474泊
- 4位 香港 28,557泊
- 5位 韓国 22,106泊

旭川市では令和5年までに宿泊延数100万泊、外国人宿泊延数24万泊を目標値としていたが、平成30年度で達成した。当協会が行っている観光、コンベンションに関する各種取組が一定の成果を上げているものと考えられる。

3. 旭川市から協会に対する補助金等の交付状況

旭川市から協会に対して複数の補助金等が交付されている。過去3年の交付実績及び令和元年度の交付予算額をまとめると以下のとおりである。

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
<補助金等>				
(一社)旭川観光コンベンション協会補助金	14,301,000	14,301,000	17,802,000	17,802,000
(一社)旭川観光コンベンション協会管理費補助金	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
コンベンション誘致活動運営補助金	17,450,000	17,450,000	17,450,000	17,450,000
コンベンション誘致推進事業補助金	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
大雪広域観光圏推進協議会負担金	3,501,000	3,501,000	—	—
観光ガイドマップ作製事業費補助金	2,800,000	3,800,000	3,000,000	3,000,000
旭川観光物産情報センター運営業務委託料	17,326,332	17,364,823	17,737,885	18,133,640
旭川観光ボランティア補助金	460,000	460,000	—	—
補助金等合計（A）	61,938,332	62,976,823	62,089,885	62,485,640
<会費収入>				
	14,705,000	13,855,000	14,235,000	
<その他収入（他団体負担金、事業収入等）>				
	16,340,531	18,939,520	16,733,996	
収入計（B）	92,983,863	95,771,343	93,058,881	
収入に占める補助金等の割合（（A） / （B））	66.6%	65.8%	66.7%	

過去 3 年の収入に占める補助金等の割合はほぼ一定している。その他収入のうち事業収入に該当するものは、物品販売収入や旅行業収入などである。

一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金

【補助金の概要】

補助金名称	一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	平成 25 年
終期	—
所管部署	観光スポーツ交流部 観光課
根拠法令等の名称	一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	一般社団法人旭川観光コンベンション協会
補助金交付目的	一般社団法人旭川観光コンベンション協会に対して補助し、その体制及び財務基盤を強化し、行政と一体となって観光事業の健全な振興を図り旭川経済の活性化に結びつけること。
対象経費と算定方法	事業費及び管理費（いずれも旧旭川観光協会関係分）を補助対象経費とし、その 100 分の 60 以内、ただし補助対象経費中、役員報酬、給与手当、福利厚生費については 100 分の 100 以内とし、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。
交付時期	概算払
成果指標	観光客入込客数、観光客宿泊延数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
8,400 (8,400)	14,301 (14,301)	14,301 (14,301)	14,301 (14,301)	17,802 (17,802)	17,802

監査結果と意見

（１） 交付要綱における補助対象経費の規定について【意見】

一般社団法人旭川観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、旧旭川観光協会と旧旭川コンベンションビューローが平成 25 年 4 月に統合されて設立された組織である。

当補助金交付要綱第 2 条には補助対象経費が規定されており、協会の事業費と管理費が対象経費とされているが、「旧旭川観光協会関係分」との条件が設けられている。所管部局によると、「旧旭川観光協会関係分」との条件は当補助金設定時に必要な条件であったが、現在は該当がないとのことであった。これは不要な条件であると考えられるため、現状に即して条件を削除することが可能であろう。

(2) 補助金交付水準の在り方について【意見】

協会の直近 5 年間の現金預金残高、正味財産額（貸借対照表における資産合計－負債合計）、当期一般正味財産増減額は以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
現金預金残高	852	3,903	5,008	7,279	12,482
正味財産額	1,456	3,055	7,626	10,159	11,326
当期一般正味財産増減額	△4,237	1,598	4,571	2,532	1,166

協会は平成 25 年 4 月に統合されて設立されたが、設立当初に比べて現金預金残高、正味財産額は増加している。この間、補助金交付金額は増加している。

これまで人件費抑制による支出の圧縮や、会員の積極的な勧誘による会費収入の確保に取り組み、財政基盤を強化してきた経緯がある。実際に設立当初と比べても財政状況は改善されてきたであろう。

今後の予測について所管部局によると、近年の会員数は減少傾向にあること、コスト水準高騰による事業費の増加等の要因により、正味財産が増加していく見込みにはならないであろうとの見解である。

しかし財政状況が改善されてきた状況を鑑み、補助金交付水準について今一度検討する必要があるものとする。補助金は交付先の運営が安定するまでの一時的な交付という側面もある。現在実施している物品販売を更に強化することや、新たな収益事業に取り組むなど自主財源の確保策を検討し、補助金等への依存の状況を少しでも改善することが必要ではなかろうか。所管部局には、協会をそのような方向性に意識付けする役割も求められるであろう。

コンベンション誘致推進事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	コンベンション誘致推進事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 25 年
終期	—
所管部署	観光スポーツ交流部 観光課
根拠法令等の名称	コンベンション誘致推進事業補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	一般社団法人旭川観光コンベンション協会
補助金交付目的	一般社団法人旭川観光コンベンション協会が行うコンベンション誘致推進に係る事業に補助することにより、コンベンション誘致を促進し、旭川市の観光・経済の振興を図ること。
対象経費と算定方法	協会が実施するコンベンション誘致等に係る事業に要する経費のうち、旅費交通費（通勤手当を除く）、通信運搬費、宣伝関係費、情報収集費、催事費、印刷製本費、支払負担金、賃借料、消耗品費とする。ただし、市が補助金及び負担金を交付している他の事業・団体への補助金及び負担金、並びに交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は除く。 上記対象経費の 100 分の 60 以内とし、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。
交付時期	概算払
成果指標	観光客入込客数、観光客宿泊延数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
4,500 (4,500)	4,500 (4,500)	4,500 (4,500)	4,500 (4,500)	4,500 (4,500)	4,500

監査結果と意見

(1) 補助対象経費の考え方について【意見】

当補助金は補助対象経費として雑費を認めていない。一方「一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金」では雑費を認めている。このような相違点がある理由を所管部局に確認したところ、当補助金では雑費で支出する内容としては振込手数料のみを想定している

ため対象外とし、「一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金」は振込手数料以外の運営管理費が生じることを想定しているため対象としているとのことであった。

同じ振込手数料でも補助金によって補助対象経費となるか否かに差がある。同じ振込手数料であるならば補助金間で整合させることが望ましいであろう。

コンベンション誘致活動運営補助金

【補助金の概要】

補助金名称	コンベンション誘致活動運営補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 25 年
終期	—
所管部署	観光スポーツ交流部 観光課
根拠法令等の名称	コンベンション誘致活動運営補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	一般社団法人旭川観光コンベンション協会
補助金交付目的	一般社団法人旭川観光コンベンション協会が行うコンベンション・フィルムコミッションの推進に係る事業に補助することにより、コンベンション・フィルムコミッションの誘致を促進し、旭川市の観光・経済の振興を図ること。
対象経費と算定方法	協会が実施するコンベンション及びフィルムコミッションの推進に係る事業に従事する者の人件費、福利厚生費を対象経費とし、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。
交付時期	概算払
成果指標	観光客入込客数、観光客宿泊延数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
17,450 (17,450)	17,450 (17,450)	17,450 (17,450)	17,450 (17,450)	17,450 (17,450)	17,450

【概要補足等】

コンベンション誘致活動運営事業を補助対象事業とし、コンベンションシティ旭川の推進と、国際・国内のコンベンション・フィルムコミッションの積極的な誘致・推進のためにかかる人件費を補助するものである。

監査結果と意見

(1) 交付要綱における派遣費の取扱いについて【意見】

当補助金の補助対象経費として派遣費がある。株式会社 J T B 北海道より出向者 1 名を受け入れ、一般社団法人旭川観光コンベンション協会（以下「協会」という。）のプロジェクト

クトマネージャーとして業務を行っており、出向協定書に基づく出向である。この出向に伴う派遣費の支出は、交付要綱における補助事業に従事する者の人件費に含まれると解されている。

しかし人件費とは協会と直接の雇用関係にある者に対する支給分をいうのが本来であり、直接の雇用関係にない出向者に対する支給分は人件費に含めるべきではないであろう。平成 31 年 4 月以降は、株式会社近畿日本ツーリストより出向者 1 名を受け入れている。

派遣費について、交付要綱において別途記載することが望ましい。

(2) 概算払の検討について【指摘】

交付要綱第 18 条において、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができると規定されており、その必要性は厳密に検討されなければならない。

当補助金では概算払が行われており、概算払申請書と併せて資金収支計画書が提出されている。資金収支計画書によると、平成 30 年 8 月に派遣費支出 3,000 千円が計画されているが、実際の派遣費支出は 10 月及び 3 月に行われている。この支出日は平成 29 年 4 月 1 日に株式会社 JTB 北海道との間で交わされた「出向協定書に関する覚書」に明示されており、平成 30 年度の資金収支計画書を作成する段階ではその支出日は把握できていたはずである。

つまり協会が作成した資金収支計画書には誤りがあり、それに基づき所管部局は概算払の必要性を検討していたことになる。当補助金は 8 月に 12,450 千円、12 月に 5,000 千円の概算払が行われているが、その時期及び金額が妥当であったのか、疑問を抱かざるを得ない。

所管部局における概算払の必要性検討には不備がある。概算払は例外であることを今一度認識し、その必要性を厳密に検討することが必要である。

(3) 補助金集約の可能性について【意見】

協会に対するコンベンション誘致に関する補助金には、当補助金と「コンベンション誘致推進事業補助金」がある。両補助金を分けている趣旨は、協会にはコンベンション誘致事業を重点的に実施してほしいとの考えのもと、事業費を十分に確保したいとの意向から「コンベンション誘致推進事業補助金」を別個設置したというのが所管部局の回答であった。

しかし、コンベンション誘致事業を行うには当然ながら人材と財源が必要であり、補助対象が異なるとはいえ、両補助金を分ける必要性は低いと考える。むしろコンベンション誘致という共通の目的の補助金は集約した方が、管理コストの観点からも望ましいと考える。

一般社団法人旭川観光コンベンション協会管理費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	一般社団法人旭川観光コンベンション協会管理費補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 25 年
終期	—
所管部署	観光スポーツ交流部 観光課
根拠法令等の名称	一般社団法人旭川観光コンベンション協会管理費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	一般社団法人旭川観光コンベンション協会
補助金交付目的	一般社団法人旭川観光コンベンション協会の執務室を移転し、旭川の観光関連施設を一か所に集めることにより相互連携を深め、より本市における観光資源の開発や紹介宣伝、観光施設の整備改善、観光関係者の資質の向上、観光旅行者の利便性増進や、本市観光の振興を推進させること。
対象経費と算定方法	入居する旭川フードテラス 2 階の賃借料及び共益費を対象経費とし、その 3 分の 2 以内で予算の範囲内とする。
交付時期	概算払
成果指標	観光客入込客数、観光客宿泊延数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
1,600 (1,600)	1,600 (1,600)	1,600 (1,600)	1,600 (1,600)	1,600 (1,600)	1,600

【概要補足等】

旭川市の観光資源の開発や紹介宣伝、観光施設の整備改善、観光関係者の資質向上に資するため、旭川フードテラス 2 階に観光機能を集約させるために、その執務室賃借料の一部に補助金を充てるものである。

監査結果と意見

(1) 当補助金の在り方について【意見】

当補助金は執務室の賃借料等を補助するものである。旧旭川観光協会と旧旭川コンベン

シオンビューローが平成 25 年 4 月に統合された際、事務所を移転することにより事務所賃借料が大きく増加することからそれを補助するために設定された経緯があり、補助金額はここ 5 年間一定である。

協会の事務所賃借料の負担に対し補助をすることについて、現在の協会の資金残高は補助金設定時と比較して大幅に増加している。そのため、補助の必要性に疑問がある。

また協会に対しては運営費補助として別途他の補助金を交付している。

このような状況を鑑み、当補助金の在り方については今一度検討が必要であろう。補助金交付を継続するにしても、補助金額の水準は現状のままで良いのか、他の運営費補助金に集約することはできないか、そもそも補助をする必要性があるのか、説明可能な理由に基づき再検討されることを望む。

(2) 概算払の必要性について【意見】

当補助金は 8 月及び 12 月に概算払が行われている。概算払申請書によると、概算払を必要とする理由は「別紙収支計画書のとおり、事業の運営に支障を来すため」とされている。添付された資金収支計画書によると自己資金として 4 月と 7 月に当事業に対し繰入がある。この繰入の時期及び金額を再検討することによって概算払によらないことも可能ではないかと考える。上述のように協会には一定の資金残高があり、当補助金を概算払しないと賃借料等が支出できないとする根拠に乏しい。

概算払の必要性について、その根拠も含め厳密な検討が必要である。

(3) 事業予算書と事業決算書の金額不整合について【指摘】

申請時に提出された事業予算書と実績報告時に提出された事業決算書における予算額との間で金額不一致があった。予算実績比較を適切に行うためにも両者は一致していなければならない。

	事業予算書	事業決算書における予算額
<収入の部>		
補助金	1,600,000 円	1,600,000 円
自己負担金	1,091,000 円	875,541 円
<支出の部>		
事務所賃借料・共益費	2,691,000 円	2,475,541 円

氷彫刻世界大会開催補助金

【補助金の概要】

補助金名称	氷彫刻世界大会開催補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 5 年
終期	—
所管部署	観光スポーツ交流部 観光課
根拠法令等の名称	氷彫刻世界大会開催補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	氷彫刻世界大会実行委員会
補助金交付目的	氷彫刻世界大会実行委員会が毎年 2 月に開催する「氷彫刻世界大会」に対し開催事業費を補助し、旭川冬まつり・あさひかわ雪あかりと同時期開催が可能になることにより、道内他地域と差別化された冬季観光イベントの開催を実現し、観光客を誘致すること。
対象経費と算定方法	対象経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、飲食費及び懇親会費を除く。 (1) 会場費 会場設営費（台座制作費・氷代・照明費・看板等備品費等）、人件費等 (2) 氷彫刻制作費 選手及び役員の旅費・宿泊費、分担金等 (3) 行事費 前夜祭・表彰式会場費、表彰費等 (4) 事務局費 公認料、会議費、保険料等 補助金の額は、上記補助対象経費の 100 分の 50 以内とし、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。
交付時期	概算払
成果指標	観客動員数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
5,600 (5,600)	5,600 (5,600)	5,600 (5,600)	5,600 (5,600)	5,600 (5,600)	5,600

【概要補足等】

(1) 氷彫刻世界大会の概要

氷彫刻世界大会（以下「大会」という。）は、氷彫刻文化の発展及び氷彫刻技術向上に寄与することを目的に開催されている。国内外より氷彫刻家が旭川に集まり氷彫刻を競技大会形式で製作し、技術を競うとともに、氷彫刻を市民、観光客に展示する冬の旭川ならではのイベントである。

例年 2 月に旭川冬まつり・あさひかわ雪あかりと同時期に開催しており、旭川平和通買物公園を会場にする。参加資格は N P O 法人日本氷彫刻会会員及び一般及び大会に賛同する世界の仲間とされ、テーマは自由（ただし未発表作品に限る。）、審査の結果、賞及び賞金が贈呈される。

(2) 過去 5 年間の参加選手数

	個人戦	団体戦
平成 27 年	28 名	44 名
平成 28 年	27 名	44 名
平成 29 年	24 名	48 名
平成 30 年	25 名	46 名
平成 31 年	26 名	46 名

※団体戦の 1 チームは 2 名である。

(3) 氷彫刻世界大会実行委員会について

大会は氷彫刻世界大会実行委員会（以下「委員会」という。）が主催し、委員会は氷彫刻技術の向上と氷彫刻の普及を図るため、広く世界各国から氷彫刻家を集め、氷彫刻世界大会を実施することを目的とした組織である。委員会は N P O 法人日本氷彫刻会や北海道新聞旭川支社などが構成メンバーであり、N P O 法人日本氷彫刻会が大会運営に関する様々な業務を担っている。委員会の事務局は N P O 法人日本氷彫刻会事務局内に置かれる。

(4) 他の補助金との関係性

当補助金以外にも、氷彫刻という枠内において旭川市が交付する補助金には「氷彫刻推進

補助金」がある。両補助金の違いを整理すると以下のとおりである。

	氷彫刻世界大会開催補助金	氷彫刻推進補助金
補助金の性格	事業費補助	運営費補助
交付先団体	氷彫刻世界大会実行委員会	NPO法人日本氷彫刻会
対象事業の内容	氷彫刻世界大会の開催	法人運営費及び 全国氷彫刻展夏季大会の開催

対象事業の内容は、「平成 30 年度補助金等評価表」によれば、両補助金とも同一内容が記載されている。しかし実際には、「氷彫刻世界大会開催補助金」は旭川冬まつりと同時期に開催される大会の事業費補助であり、「氷彫刻推進補助金」は法人の日々の運営費、及び全国氷彫刻展夏季大会（毎年 7 月に東京で開催）の開催費等を補助対象にしているという点で相違している。夏季大会では旭川での世界大会のPRや、旭川市長賞を贈呈しており、旭川市における氷彫刻世界大会の観光客誘致にもつながっている。

監査結果と意見

（１）補助対象経費について【指摘】

2019 年氷彫刻世界大会決算書には支出の部に公認料として 1,700,000 円が計上されており、補助金交付金額の算定に当たってその全額が補助対象経費に含まれている。公認料の支払先は委員会の構成メンバーでもあるNPO法人日本氷彫刻会であり、大会開催に当たって様々な業務を担っている法人である。この公認料の内容は、当法人が大会参加選手招集や運営を補助しているためそれに必要な経費であり、具体的には印刷費等の大会開催にあたっての補助業務に必要な経費である。しかしその金額根拠は特に存在しない。

公認料を実行委員会の自己財源から支出することについて指摘や意見はないが、金額根拠が明確ではない経費を補助対象経費とすることは、その財源が公金である以上適切ではない。本来ならば経費の積み上げを行った上で金額根拠を算定し、その金額に基づいて補助対象経費を算出すべきである。

（２）賞金を補助対象とすることの妥当性について【意見】

当補助金の補助対象経費には賞金が含まれている。2019 年大会での賞金は個人戦であれば、最優秀賞及び優秀賞（各 1 名）に 50,000 円、団体戦であれば最優秀賞及び優秀賞（各 1 チーム）に 100,000 円を贈呈していた。賞金を贈呈することは出場者の大会への参加意欲を盛り上げ、モチベーションを向上させるなどの効果が期待され、何ら問題はないことである。

しかし、賞金を補助対象経費とすることについては再検討が必要ではなかろうか。交付要綱や補助金等評価表によると当補助金の目的は観光客誘致と地域イメージの向上に寄与することとされている。賞金はこの目的と合致するものではない。賞金を贈呈することにより、

観光客が誘致され、地域イメージが向上するであろうか。賞金贈呈は大会開催の結果生ずる副次的なものであろう。

そうであるならば、当補助金の交付目的と直接的に結びつかない賞金は、補助対象経費に含めるべきではないと考える。

(3) 補助対象経費の積算間違い【指摘】

交付要綱第2条によれば、補助対象経費は飲食費及び懇親会費を除くものとされている。実績報告時の書類を確認した結果、以下の支出が補助対象経費に含まれていた。

項目		金額	内容
旅費・宿泊費	選手役員旅費	587,000 円	食事代（表彰式・懇親等）
		60,626 円	食事代（海外選手夕食代金）

飲食費及び懇親会費を補助対象経費に含めており交付要綱に反する。結果として補助金交付金額に影響はないものの、実績報告時の審査を徹底する必要がある。

各種体育大会運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	各種体育大会運営費補助金		
補助金の性格	事業費補助		
始期	昭和 55 年		
終期	—		
所管部署	観光スポーツ交流部 スポーツ課		
根拠法令等の名称	旭川市体育関係団体等に対する補助金交付要綱		
交付先（団体、個人等）	旭川市で開催される全道、全国大会の主催者		
補助金交付目的	各種スポーツ大会の主催者及び参加者に対し、大会経費の一部について補助を行うことにより、大会の円滑な運営を目指すこと。		
対象経費と算定方法	大会運営に要する経費を対象経費とし、その 2 分の 1 以内で、かつ、以下に定める金額の範囲とする。		
	大会規模	参加人数	補助金
	国際大会、国際親善試合又はこれに準ずる大会		100,000 円
	全国的な参加規模をもって開催される大会	350 人以下	30,000 円
		351 人以上 700 名以下	50,000 円
		701 名以上	100,000 円
	全道的な参加規模をもって開催される大会	350 人以下	15,000 円
		351 人以上 700 名以下	25,000 円
		701 名以上	100,000 円
	※なお、参加人数については、当該大会のプログラムへの記載を予定する大会参加者数及び大会役員数を合わせた数とする。		
交付時期	精算払、概算払		
成果指標	—		

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
655 (485)	645 (485)	530 (485)	445 (485)	375 (485)	460

【概要補足等】

(1) 補助金設定の経緯

当補助金は昭和 55 年度に設定されたが、昭和 54 年度から昭和 62 年度までの 9 か年総合計画の中で体育の振興の主要施策の一つとして市民体育の振興が示されており、当該計画では市民体育の振興として「地域、職域、同行者などによる、スポーツの幅広いグループ活動を育成し、スポーツに対する市民の関心度を一層高めるため、『市民体育の日』を制定するほか、スポーツ振興助成基金を創設する。」と記載されている。この計画に基づき当補助金が設定された。

(2) 過去 5 年間の実績推移

過去 5 年間の補助金交付件数、大会参加者数の推移は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付件数 (単位：件)	15	12	13	10	7
大会参加者数 (単位：人)	7,479	5,623	5,521	4,825	3,358

いずれも減少傾向にある。

監査結果と意見

(1) 成果指標について【意見】

当補助金は「補助金等評価表」において成果指標が記載されていない。所管部局に対し、何をもって当補助金の成果を測定しているか確認したところ、「市有スポーツ施設使用者数」で測定しているとのことであった。

当補助金の目的は大会経費の一部について補助を行うことによって、大会の円滑な運営を目指すことである。この目的と上述の成果指標「市有スポーツ施設使用者数」には関連性は見当たらない。補助金成果を適切に測定できる他の指標の採用を検討することが望ましい。

(2) 概算払について【指摘】

当補助金では概算払が行われているケースがある。交付要綱第 18 条には、概算払は特に必要があると認めるときに可能であると規定されており、例外の取扱いである。

申請者から提出された概算払申請書には概算払を必要とする理由は記載されているが、その理由の根拠となる書類は特段提出されていない。所管部局に対し、理由の妥当性や必要性をどのように判断しているのか確認したところ、申請者の財務状況は把握できないため、概算払申請があった段階で大会運営に係る申請者の金銭的負担は大きいものと認識し、収支予算書の内容及び事業内容・目的と概算払が必要な理由を確認した上で、一律に補助金を交付しているとのことであった。

概算払の必要性判断には厳密性が求められるところ、このような対応では不十分であろう。申請があったものについて一律に概算払を行うことは交付要綱の規定に合致しない。

概算払に当たっては、申請者から支払計画等の提出を受け、その内容確認を行うなど、所管部局として必要性を厳密に判断しなければならない。

（３）補助金の在り方について【意見】

この補助金の必要性について所管部局によれば、当補助金は、旭川市のスポーツ振興政策の一翼を担うものでスポーツ環境づくりに寄与するものであり、また、道内及び全国からの参加者の宿泊等による交流人口の増加による経済効果もあることから、厳しい財政状況の中、他の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策であるとのことである。

また当補助金があることで大会運営の一助になるほか、スポーツの裾野の拡大、スポーツを通じた地域活性化を図ることにつながるため、存在意義があるとのことである。

しかし過去５年の補助金交付件数は減少傾向にある一方で、市内で開催される国際・全国等スポーツ大会数は近年１０件前後で大きな増減はない。それは、当補助金がなくても自主運営可能な大会が一定数あるからであろう。

そうであるならば、当補助金の在り方について、今一度検討することが必要であろう。

（４）補助金の受取方法について【意見】

当補助金を申請者が受け取る方法としては、①現金受取と②口座振込を設けている。補助金の受取方法として現金受取を設けることには懸念がある。補助金は特定の目的のために市が交付するものであり、補助対象者に確実に渡し、補助対象に使用される必要がある。現金受取とした場合、申請者が補助金を受け取った後、紛失するリスクが考えられるし、場合によっては受け取った補助金が私用に使われるリスクも考えられる。金融機関への口座振込を行えばこれらのリスクを全て回避することができるわけではないが、一定のリスク回避は可能であろう。

今後、原則的には口座振込、例外として特別の事情があるときには現金受取を認めるといったように、補助金の受取方法を整理すべきであると考える。

各種体育大会選手派遣費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	各種体育大会選手派遣費補助金	
補助金の性格	個人等への補助	
始期	昭和 55 年	
終期	—	
所管部署	観光スポーツ交流部 スポーツ課	
根拠法令等の名称	旭川市体育関係団体等に対する補助金交付要綱	
交付先（団体、個人等）	全国大会、世界大会等に出場する選手・監督等	
補助金交付目的	全国大会、世界大会等の体育大会に出場する選手・監督等に対し派遣に係る経費の一部を補助することにより、選手等の負担を軽減すること。	
対象経費と算定方法	選手派遣に係る旅費及び宿泊費を対象経費とし、対象経費の 3 分の 1 以内で、かつ以下に定める金額の範囲とする	
	大会規模	補助金
	全日本選手権大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校選手権大会等の全国大会	一人 8,000 円 (1 競技・1 種目 20 名を限度とする)
	オリンピック大会、世界選手権大会、アジア競技大会及びユニバーシアード大会	一人 40,000 円
	国民体育大会	一人 5,000 円
交付時期	精算払、概算払	
成果指標	—	

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
4,269 (6,416)	4,407 (6,416)	4,636 (6,416)	4,185 (5,536)	5,161 (5,536)	5,240

【概要補足等】

当補助金に係る「平成 30 年度補助金等評価表」によると、対象事業等の内容として「スポーツ振興基金の創設目的に沿った形で、市民が参加する全国大会、世界大会等の区分に

じて補助金を交付する。」とされている。

スポーツ振興基金は、各種スポーツ大会の派遣事業に必要な経費の財源に充てることを目的に、昭和 55 年に 2,050 万円でスポーツ振興助成基金として設置したものである。

平成 24 年度に、それまでスポーツ大会派遣に用途を限定していたものを、広くスポーツ振興に充てられるよう条例改正を行い基金名称も変更した経緯がある。

当補助金の過去 5 年の交付件数及び交付対象人数は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付件数	90 件	94 件	93 件	92 件	111 件
交付対象人数	551 人	552 人	566 人	535 人	640 人

監査結果と意見

(1) 成果指標について【意見】

当補助金は「補助金等評価表」において成果指標が記載されていない。担当部局に対し、なにをもって補助金成果を測定しているか確認したところ「スポーツ実施率（市民アンケート調査）」で測定しているとのことであった。

当補助金の目的は全国大会、世界大会等に出場する選手・監督等に対し派遣費用の一部を補助することにより、選手等の負担を軽減することである。この目的と上述の成果指標「スポーツ実施率（市民アンケート調査）」に関連性は見当たらない。

補助金成果を適切に測定できる他の指標の採用を検討することが望ましい。

(2) 補助金交付の公平性について【指摘】

交付対象の中には以下の大会に関する選手派遣費補助が含まれていた。

	学校名	大会名	補助金交付額
①	A 高等学校	全国高校サッカー選手権大会	300,000 円
②	B 高等学校	高等学校ラグビーフットボール大会	160,000 円

上記 2 件はいずれも旭川市内の高等学校が全国大会に出場する際の派遣費用の一部を補助するものである。

当補助金の交付金額は【補助金の概要】に記載したように派遣人数に応じて決定されることが原則であるが、交付要綱第 6 条 2 項ただし書より、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める額とされる。

上記 2 件の交付金額の算定方法について一連の資料を確認したところ、②については原則どおり派遣人数に応じて決定されていた。一方①については原則に従った算定ではなく、交付要綱第 6 条 2 項ただし書きの規定に従い 30 万円が交付決定されていた。いずれも全国大会でありながら、なぜ算定根拠に相違があるのか所管部局に確認したところ以下の回答であった。

①について本大会が高校サッカーの頂点を決める大会であり、市民に大きな感動を与えるものであることや、試合がテレビ放送されるなど他の大会に比べて取扱いが大きいことなど、スポーツ振興だけではなく本市のPRにつながること、さらには多くの経費がかかる一方で、学校職員、PTA、同窓会等から構成される出場を支援する会を組織し、広く寄附を募っていることなども鑑み、申請者からの申請があったうえで、「市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める額」として30万円を交付決定したものです。

②については「市長が特に必要と認める場合」の補助については、交付決定にあたり、大会の規模や収支予算書等を審査し、また、要望書等の提出があった場合、これらを含め、本市のスポーツ振興や地域経済の活性化などに極めて有効であると総合的に判断し対応しております。高校生の全国大会出場に係る申請はラグビーのほか、駅伝、バレー、柔道等多数ありますが、当該大会出場を支援する会等を組織しておらず、また相手方の要望もなかったことから、要綱第6条2項ただし書きは適用していません。

上記のそれぞれの算定根拠には客観性と公平性の観点が欠けていると言わざるを得ない。客観性の観点では、①にあるような市民に大きな感動を与えるという根拠はあくまでも主観的な判断である。

また公平性の観点では、メディアでの扱いの大小、支援組織の有無、要望の有無という根拠は、参加する選手等には起因しない要因であり、派遣費用の一部を補助することで選手等の負担を軽減するという補助金目的に照らせば適切とは言えないであろう。

また①の交付金額の決定に関して、交付要綱第6条2項ただし書き「市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める額とされる。」との規定が適用されているが、「市長が特に必要と認める場合」とはどのような場合なのか、明確な基準が存在しておらず抽象的である。

補助金交付に当たっては、明確な基準の下、判断の客観性と公平性の観点が求められる。

(3) 補助金の受取方法について【意見】

この補助金を申請者が受け取る方法としては、①現金受取と②口座振込を設けている。補助金の受取方法として現金受取を設けることには懸念がある。補助金は特定の目的のために市が交付するものであり、補助対象者に確実に渡し、補助対象に使用される必要がある。現金受取とした場合、申請者が補助金を受け取った後、紛失するリスクが考えられるし、場合によっては受け取った補助金が私用に使われるリスクも考えられる。金融機関への口座振込を行えばこれらのリスクをすべて回避することができるわけではないが、一定のリスク回避は可能であろう。

今後、原則的には口座振込、例外として特別の事情があるときには現金受取を認めるといったように、補助金の受取方法を整理すべきであると考えます。

(4) 補助金交付金額の算定について【意見】

交付要綱第6条3項には、他の団体等から交付対象とする経費の10分の4を超える補助金が交付される場合には、この補助金は支出しないものとする規定されている。この規定に関する実際の交付事務での運用状況を確認したところ、例えば、大会参加者が所属する団体若しくは上部団体から補助があった場合、それは普段納めている会費から分配されたものと捉え、要綱における「他の団体等から交付された補助金」とはしない取扱いがなされていた。

また、大会参加者が属する学校から補助があった場合、それは普段部活や学校に納めている部費等から分配されているものと捉え、要綱における「他の団体等から交付された補助金」とはしない取扱いがなされていた。

交付要綱における「他の団体等から交付された補助金」というのは何を指すのか、曖昧である。大会参加者からすれば自己負担が軽減されるのであるから、大会参加者が所属する団体や学校から交付された金銭も「他の団体等から交付された補助金」に該当すると解釈することは可能である。

「他の団体等から交付された補助金」の内容について誤った解釈が生じることのないよう、改めて所管部局内で規定内容の周知を図る必要があると考える。

11. 農政部

農業所得調査等団体補助金

【補助金の概要】

補助金名称	農業所得調査等団体補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	平成 29 年
終期	—
所管部署	農政部 農政課 農政係
根拠法令等の名称	農業所得調査等団体補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	農業所得調査等団体（5 団体）
補助金交付目的	市内農業者の農業所得に関して必要な調査、協議及び税申告に関する業務を行う団体に対し、市内農業者の農業所得に関する諸業務を円滑に推進できる状態にすること。
対象経費と算定方法	補助対象者が支出する事務費、会議費、人件費及び旅費とする。 ただし、飲食費や交際費にかかる費用が含まれる場合は、当該費用を差し引いた額とする。 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。
交付時期	概算払
成果指標	申告件数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
—	—	—	6,022 (6,022)	5,036 (5,972)	5,036

【概要補足等】

当補助金は、市内農業者の農業所得に関する諸業務の負担を軽減し、自らの営農に専念してもらうことを目的に設定されたものである。当初は税務部の所管であったが、平成 29 年度から農政部に移管され、農家支援の一環として補助金を交付することとなった。

補助対象者は、「市内農業者の農業所得に関して必要な調査、協議及び税申告に関する諸業務を行う農業所得調査等団体」である 5 団体である。補助金交付先及び交付金額は以下の

とおりである。

交付先名	交付金額
江丹別税対策協議会	344,000 円
永山町農民同盟	1,142,000 円
神楽農業所得事務協議会	841,000 円
東鷹栖農民連盟	1,344,000 円
J A 東旭川税対策協議会	1,365,000 円
計	5,036,000 円

各交付先の規約によると、永山町農民同盟と東鷹栖農民連盟は、当補助金の補助対象業務である「農業者の農業所得に関して必要な調査、協議及び税申告に関する諸業務」以外の業務も活動内容とされている。他の交付先は当補助金の補助対象業務のみが活動内容とされている。

監査結果と意見

(1) 事業実施期間の明確化について【指摘】

旭川市補助金交付基準には交付の申請に当たって申請者から提出を受ける申請書には以下に掲げる事項を記載することが規定されている。

- ア 申請者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）
- イ 補助事業の名称、目的及び内容
- ウ 補助事業の着手及び完了予定年月日
- エ 補助事業に要する経費の配分及び収入金の内訳
- オ その他市長が必要と認める事項（あらかじめ具体的に定めるものとする。）
- ※ 補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、記載すべき事項の一部又は関係書類の添付を省略することができる。

当補助金の交付申請書には上記ウ「補助事業の着手及び完了予定年月日」の記載がないため、記載を徹底すべきである。この記載がないと補助対象経費が明確にならず、補助対象期間外に発生した経費も補助対象経費に含まれる可能性がある。

交付申請書の様式を改定し、補助事業の着手及び完了予定年月日を明示すべきである。

なお、包括外部監査期間中に様式の改定が行われた。

(2) 補助対象経費について【指摘】

以下、補助対象経費について3点指摘する。

- ① 所管部局によると、当補助金の補助対象期間は交付決定日から年度末（3月末）までのことであるが、補助対象期間外、すなわち前年度の補助対象経費を当年度の補助対象経費としているケースが散見された。

交付先名 (括弧内は交付先の会計期間)	金額	内容
江丹別税対策協議会 (9月1日～8月31日)	5,200 円	H30.3.27 (H29 年度) の出勤に伴う日 当及び交通費
神楽農業所得事務協議会 (1月1日～12月31日)	326,430 円	H29.12月～H30.3月 (H29 年度) に係 る残業代
東鷹栖農民連盟 (2月1日～1月31日)	3,509,404 円	H30.2月～3月発生経費 対策費 178,608 円 職員給与 3,307,900 円 需要費 22,896 円

実務上は補助金交付先毎に会計年度が異なることから、交付先の会計年度内の支出については補助対象期間内の経費として判断しているとのことである。しかし原則的な考え方にに基づき、交付決定日から年度末(3月末)までに発生した経費を当年度の補助対象とすべきである。この点からも上記(1)で述べたとおり、補助対象期間を明確にすべきである。

なお、包括外部監査期間中に所管部局において交付要綱の改定が行われ、事業の円滑な実施を図るために補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、交付決定前着手届を提出することにより、交付決定前に発生した支出も補助対象経費とすることができるものと規定された。

② 江丹別税対策協議会

職務手当として職員外勤時の自家用車借上料が補助対象経費とされており、車代と運転代で構成されている。車代として月の初回は2,500円、2回目以降は1,250円が支給されている。また運転代として該当職員が外勤に当たって運転に不安があることから、やむを得ず本人の代わりに運転を行う当人の親族に対して支払う謝金を一回当たり5,000円で支給している。

車代に関しては月の初回と2回目以降で金額が変動する根拠が見当たらない。補助対象経費の算定に当たっては金額を統一すべきである。

運転代に関しては、協議会の判断に基づき自らの財源で支給することは構わないが、それを補助対象経費とすることは妥当ではない。補助対象経費は、事業を行うに当たって不可避の経費に限るべきであり、謝金は職員当人の個人的事情に基づくものであり、事業を行うに当たって不可避の支出とは言えない。

なお、包括外部監査期間中に当協議会に対し、必要な説明が行われた。

③ 神楽農業所得事務協議会

収支計算書によれば雑費の中に積立金として100,000円が含まれており、内容を確認したところパソコン又はプリンターの購入代金に充てるための費用として計上したものとの

ことである。実際には物品を購入しておらず、積立金を補助対象経費とすることは妥当ではない。実際に物品購入があったときに補助対象経費とすべきである。

なお、包括外部監査期間中に当協議会に対し、必要な説明が行われた。

(3) 概算払の必要性について【指摘】

旭川市補助金交付基準によれば、補助金の概算払は補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときに行うことができるものとされており、行うに当たってはその必要性を厳密に判断しなければならない。

当補助金において交付先 5 団体全てに対して概算払が行われているが、概算払申請書によると必要性の理由は全て「農業所得に関する諸業務を円滑に推進するため。」とされている。本来、それぞれの交付先で概算払を必要とする理由は異なるであろう。資金繰りの状況や、発生する経費の内容は異なるからである。また申請書には、資金計画表などの概算払の必要性を判断するための根拠となる書類は添付されていない。これでは所管部局として概算払の必要性を厳密に判断したとは言えないであろう。

交付先には概算払の必要性を検討するための書類の提出を求め、所管部局は厳密な検討を行うことが求められる。

なお、包括外部監査期間中に交付要綱の改定が行われ、概算払申請書に資金計画書を添付して提出することが規定された。

(4) 繰越金の存在について【意見】

各補助金交付先には以下のとおり一定金額の繰越金が存在している。

	平成 30 年度末繰越金
江丹別税対策協議会	76,099 円
永山町農民同盟	4,935,779 円
神楽農業所得事務協議会	960,215 円
東鷹栖農民連盟	2,059,015 円
J A 東旭川税対策協議会	944,267 円

このうち補助金額を上回る繰越金を有するのは永山町農民同盟、神楽農業所得事務協議会及び東鷹栖農民連盟である。組織運営上ある程度の繰越金を有することは致し方ないが、多額の繰越金を有する団体に対し補助金を交付する際には追加の検討が必要であろう。

永山町農民同盟は、平成 29 年度末は 4,531,059 円の繰越金を有していたが平成 30 年度末は繰越金が増加し、さらに収支計算書によると補助対象経費には含まれていないが予備費として 210,000 円が計上されている。

神楽農業所得事務協議会は、上記(2)③で述べたように積立金として 100,000 円が計上されている。

また東鷹栖農民連盟は、補助対象経費には含まれていないが特別積立金 200,000 円、予備

雑費 98,736 円が計上されている。

このように多額の繰越金を有していること、また積立金や予備費を計上できるということは資金的に余裕があるためとも考えられる。それを確認するための前提として、団体が行う事業ごとの区分経理を徹底し、資金状況を把握する必要がある。その上で交付水準は妥当なのか等、所管部局は継続的に厳密な検討を行う必要があると考える。

（５）検査調書について【意見】

交付要綱第 11 条第 2 項において、市長は実績報告書を受領したときは、当該補助事業について検査命令書により命じた職員に検査を行わせ、検査調書を作成させるものとしてされている。

当該検査調書を確認したところ、検査結果はいずれも「実地調査による検査確認の結果、適正に処理されており、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合する。」と画一的に記載され、実地調査の過程や結果の判断根拠が明確ではなかった。

調査内容の事後把握のためにも実地調査の過程を文書化して検査調書に添付するなど、実効性のある調査とすべきである。

（６）補助金交付の公平性について【意見】

農業所得に関する諸業務は特殊性があり、これまで旭川市としては 45 年に渡り農業者を支援してきているが、税申告の ICT 化等が進展し、45 年前とは状況が変化してきている。

また他にも様々な業種業界があるなかで、農業者のみ補助することの他業種業界との公平性、農業所得調査等団体が存在しない市内他地域に所在する農業者との公平性の観点から、当補助金の内容や継続の妥当性を改めて検討する必要があると考える。

（７）成果指標について【意見】

平成 30 年度補助金等評価表によれば、当補助金の成果指標として「申告件数」が挙げられている。当補助金を活用することで税申告が可能となった農家数をその成果としているためである。

しかし、今後は高齢化による農家数の減少等の事情により「申告件数」は減少していくと考えられ、これだけで判断すると当補助金は今後十分な成果を上げていくことが難しいことになる。補助金を交付するからにはその成果が見込めるものでなければならない。

当補助金を継続していくための前提として、適切な成果指標を検討することが必要であろう。

農業経営改善資金利子補給金

【補助金の概要】

補助金名称	農業経営改善資金利子補給金
補助金の性格	個人等への補助
始期	昭和 47 年
終期	—
所管部署	農政部 農政課 経営支援係
根拠法令等の名称	農業金融促進事業事務実施要綱 旭川市農業農村振興条例施行規則 旭川市農業農村振興条例
交付先（団体、個人等）	市内農業協同組合
補助金交付目的	旭川市内の農業者・生産組織に対し、農業振興に必要な資金の融通を促進するため、規模拡大や農業用機械・施設の導入など、農業経営の改善に必要な資金を低利で融資し、農業経営の安定と地域農業の振興を図ること。
対象経費と算定方法	利子補給計算期間における融資平均残高に対し、旭川市農業農村振興条例施行規則で定められた利子補給率 0.85% を乗じた金額を利子補給する。
交付時期	精算払
成果指標	融資実績

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
34,488 (35,100)	31,646 (36,531)	28,531 (33,988)	27,692 (33,565)	26,528 (30,849)	30,920

【概要補足等】

(1) 当補助金の内容

農業制度資金については、農業者が設備投資等を行うに当たって必要な資金に対し、都道府県が利子補給を行う農業近代化資金や、日本政策金融公庫等が融資を行う農業経営基盤強化資金等が整備されている。

旭川市の農業経営改善資金は、事業規模や融資時期等の都合により上記資金制度の活用が困難な融資案件について市が利子補給を実施することで、上記制度資金に準じた低利融

資を実現し、経営改善に取り組む農業者の負担を軽減することを目的としている。

(2) 貸付条件等について

【資金種類】	農地等取得資金、家畜購入資金、施設資金、土地改良資金、農機具等資金、経営維持資金
【償還期間】	7年～15年
【利子補給期間】	4年～10年
【貸付利率】	1.0%
【利子補給率】	0.85%

(3) 過去3年の資金種類別貸付実績

資金種類	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数 (件)	貸付額 (千円)	件数 (件)	貸付額 (千円)	件数 (件)	貸付額 (千円)
農地等取得資金	13	96,021	7	40,150	11	61,837
新規就農・農地等取得資金	0	0	0	0	0	0
家畜購入資金	1	3,100	2	4,540	0	0
施設資金	8	26,510	12	72,270	16	72,215
土地改良資金	8	13,330	2	2,800	9	22,903
農機具資金	121	373,721	113	395,600	103	424,601
経営維持資金	0	0	0	0	0	0
合計	151	512,682	136	515,360	139	581,556

(4) 過去3年の貸付及び利子補給実績

年度	新規貸付		新規分利子補給		既往分			合計	
	貸付額 (千円)	利子補給率 (%)	利子補給額 (円)	件数 (件)	期首残高 (千円)	利子補給額 (円)	件数 (件)	利子補給額 (円)	件数 (件)
H28	512,682	1.15	880,345	115	1,875,644	25,054,185	848	25,934,530	963
H29	515,360	1.05	1,605,683	128	2,344,994	23,321,096	842	24,926,779	970
H30	581,556	0.85	1,298,165	139	2,344,741	23,076,659	799	24,374,824	938

監査結果と意見

(1) 特例移動報告書の提出について【指摘】

農業金融促進事業事務実施要綱第7条には以下のように規定されている。

利子補給の承認を受けた農業経営改善資金について次の事由が発生したときは、融資機関は特例残高移動報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 貸付対象者の変更及び追加並びに住所の変更等、第4条別表1に定める貸付対象者の要件に係る事項の変更
- (2) 繰上償還及び繰上償還による約定償還計画の変更
- (3) その他貸付内容に変更を生じたとき

あさひかわ農業協同組合が、平成31年1月4日に提出した平成30年度第3四半期分特例残高移動報告書には、平成30年1月18日及び同年2月1日の繰上償還に関する移動報告が記載されていた。これは前年度に発生した移動事由である。実施要綱では速やかな報告を求めているため要綱違反である。実際には所管部局において書類間の突合せを行って報告漏れが発見されたとのことであり、所管部局のチェック機能は一定程度機能している。しかし繰上償還が行われて約1年後の発見である。

融資機関に改めて報告期限を周知徹底するとともに、同様の事例が発生した場合により早期に発見できるよう、所管部局でのチェック体制等を再検討すべきである。

省力技術導入支援事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	省力技術導入支援事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）・個人への補助
始期	平成 27 年
終期	令和元年
所管部署	農政部 農業振興課 園芸係
根拠法令等の名称	省力技術導入支援事業実施要綱
交付先（団体、個人等）	旭川青果物生産出荷協議会及び各地区支部、東神楽蔬菜研究会
補助金交付目的	旭川市内の野菜生産者に補助することにより、施設園芸分野において「新たな省力技術の導入」と、これと「一体的に取り組む生産拡大」への支援により、産地の生産力減退に歯止めを掛け、国策や貿易自由化の影響を受けにくい足腰の強い園芸作物の産地として維持及び発展を図ることを目的とする。
対象経費と算定方法	事業に要する経費の 1/2 以内（詳細は【概要補足等】参照）
交付時期	概算払
成果指標	農業生産額

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
—	35,731 (52,900)	5,501 (6,400)	10,743 (11,350)	11,003 (11,350)	11,350

【概要補足等】

（１）当補助金の設定経緯について

農業者の高齢化や担い手・労働力不足による農家戸数の減少に伴い、1戸当たりの作付面積は増加している。複合農家は時間と手間がかかる施設園芸（野菜）栽培から米専業農家へ転換志向にあり、野菜の作付面積は年々減少傾向にある。今後も高齢化がより進んでいくことから担い手・労働力不足はより深刻化することが予想される。

そのため、省力化技術導入により栽培管理にかかる時間を短縮して労働負担を軽減し、生産力減少に歯止めをかけ、野菜産地として維持及び発展を図るため、当補助制度が創設された。

(2) 当補助金を利用した省力技術施設導入農家数（補助金等評価表の事業量指標より）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
48 件	20 件	31 件	16 件

導入農家数は減少傾向にあるが、平成 27 年度から平成 30 年度までに市内で自動換気装置導入 238 件、省力化新設ハウス導入 46 棟に実績がある。高齢化や生産者数が減少傾向にあるなかで、野菜の作付面積及び出荷量は微減にとどまり、農業者数の減少に対して農業生産額の大幅な減少の食い止めや野菜産地としての維持に対して一定の効果があったというのが、当補助金に対する所管部局の評価である。

(3) 当補助金の対象経費と算定方法について

事業区分	対象経費	基準要件	補助率
A ハウス自動換気装置の導入	① ハウス自動開閉装置 ② 自動換気の効果高めるために①と一体的に導入する換気設備及び機材等。 上記①、②に係る本体、センサー、制御盤、トランス盤、電気ボックス、取付け部品及びそれらの電源確保のための直近の電圧を抑制する基盤への配線・設置工事に要する経費。	① 施設園芸品目を作付し、出荷・販売するハウスに設置すること。 ② 農業経営の維持・拡大を計画していること。	事業費の 1/2 以内（予算の範囲内）※千円未満の端数切捨て。
B 省力化ビニールハウスの新設	A の機能を備えたビニールハウスの本体及びそれらの電源確保のための直近の電圧を抑制する基盤への配線・設置工事に要する経費。 ただし暖房設備、給排水設備に係る経費は対象外とする。	① 施設園芸品目の規模拡大に伴うハウス増設であること。 ② 農業経営の維持・拡大を計画していること。	事業費の 1/2 以内（予算の範囲内）※千円未満の端数切捨て。 ただし補助額は 15 千円/坪を限度とする。
C 環境測定装置の導入	ハウス内の栽培環境を測定する機器の本体、付属品及びそれらの電源確保のための直近の電圧を抑制する基盤への配線・設置工事に要する経費。	① 施設園芸品目を作付するハウスに設置すること。 ② 施設園芸品目の省力化の推進及び生産技術向上を目的に調査・研究のため設置するものであること。	事業費の 1/2 以内（予算の範囲内）※千円未満の端数切捨て。

(4) 当補助金の成果について

上記(2)で示したように省力技術施設導入農家数は減少傾向にあるが、平成27年度から平成30年度にかけて旭川市内で自動換気装置導入238件、省力化新設ハウス導入46棟の実績がある。高齢化や生産者数が減少傾向にある中で、野菜の作付面積及び出荷量は微減にとどまり、農業者数の減少に対して農業生産額の大幅な減少の食い止めや野菜産地としての維持に一定の成果があったというのが、当補助金に対する所管部局の評価であり、一定の理解ができる。

監査結果と意見

該当なし。

省力水稻ハウス導入支援事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	省力水稻ハウス導入支援事業補助金
補助金の性格	団体への補助（個人等への間接補助）
始期	平成 29 年
終期	令和 2 年
所管部署	農政部 農業振興課 農畜産係
根拠法令等の名称	省力水稻ハウス導入支援事業実施要綱
交付先（団体、個人等）	省力設備を備えた水稻育苗ハウスを設置しようとする者が所属する J A
補助金交付目的	規模拡大を進める担い手農家に対し、生産者の高収益化を推進するとともに営農技術や生産意欲を発揮できる環境を整備し、水稻農業の持続的発展を図ること。
対象経費と算定方法	自動換気装置を備えた水稻育苗ビニールハウスの設置費用で、基盤整備費用、暖房・給排水設備費用は除く。事業に要する経費の 2 分の 1 以内とし、1 棟当たりの上限は 50 万円とする。
交付時期	概算払
成果指標	水稻作付面積

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
—	—	—	6,636 (7,000)	5,350 (7,000)	4,300

【概要補足等】

(1) 補助金設定の経緯

毎年、旭川市内農協連絡協議会より市の農業施策に対する要望書が提出されているが、平成 29 年度農業施策への要望の一つとして、農地集約が進んだことによる水稻育苗施設の不足や労働力不足の解消のため、省力水稻ハウス導入への支援を求めるものがあったため、これに応じて設定されたものである。

(2) 事業内容

規模拡大を行った担い手が、省力設備を備えた水稻育苗ハウスを新設する場合に、その導

入経費を助成対象とするものである。

対象経費	基準要件	補助率
省力設備を備えた水稻育苗ハウスの設置に係る経費 ハウス自動換気装置（自動換気の効果を高めるために自動換気装置と一体的に導入する換気設備及び機材等（本体、センサー、制御盤、トランス盤、電源ボックス、取付け部品及びそれらの電源確保のための直近の電圧を抑制する基盤への配線・設置工事に要する経費。））を備えた水稻育苗ビニールハウスの本体及び設置工事に要する経費。 ただし暖房設備、給排水設備に係る経費及びビニールハウス設置のために必要な基盤整備に係る経費は対象外とする。	水田本地面積が増加する人・農地プランにおける中心経営体が行う、水稻の規模拡大に伴うビニールハウス新設（既存ハウスの更新は除く）であること。ただし、設置するハウスの補助対象面積は規模拡大面積1ha 当たり 125 m²を上限とし、規模拡大面積は水田本地面積の増加分を上限とした水稻作付面積の増加分とする。 ※規模拡大の時期は、前年産比当年産増又は当年産比翌年産増とする。	補助率は 2 分の 1 以内とする（予算の範囲内）。 補助金額は補助対象経費に上記の率を乗じて得た額で、千円未満は切捨てとする。 なお、補助金額の上限は 1 棟 500 千円とする。

（３）当補助金の成果について

当補助金の成果指標は「水稻作付面積」であるが、市内の農業者数は年々減少しているため水稻作付面積の減少は避けられない状況である。しかし、平成 29 年度及び平成 30 年度の水稲作付面積の減少幅が以前と比べて縮小していること、また農地集積の実績があることから、当補助金は一定の効果があったというのが、所管部局の判断であり、一定の理解ができる。

監査結果と意見

（１）実績報告時における添付資料漏れについて【指摘】

実施要綱第 18 条によると、補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに当該補助事業に関し、実績報告書に支出を証する書類、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならないとされている。

実績報告における一連の書類を確認したところ、東旭川農業協同組合の実績報告書には支出を証する書類が添付されていなかった。所管部局は、間接補助事業者全員が精算は済んでいると組合から報告を受けるのみで、支出を証する書類の提出を求めるといった追加の手続を行っていないケースがあった。

支出を証する書類は実施要綱で規定された必要書類であることから、報告を受けるのみならず、実際の書類の提出を求め、確認する手続を実施すべきである。

(2) 事業完成の考え方について【意見】

実施要綱第 17 条によると、補助事業者は、補助事業に係る導入・設置を終えたときは、事業完成届を速やかに市長に提出しなければならないとされている。しかし現実的には、事業完成届が提出される 3 月は降雪の可能性がある時期のため装置の破損の恐れがあり、全ての装置の設置が完了していないことがある。そのような場合でも、所管部局は装置の購入・納品が済んでいることをもって事業完成とみなしている。

事業完成は全ての装置の設置が実際に完了したときとすべきであろう。納品された装置を実際には設置しなかったり、転売される可能性も否定はできないであろう。所管部局としてはそのようなリスクを回避しなければならない。

所管部局の手続として後日、全ての設置が完了した時点で改めて設置状況を確認し、事業完成の確認をすべきである。

生産基盤改善促進事業助成金

【補助金の概要】

補助金名称	生産基盤改善促進事業助成金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 25 年
終期	—
所管部署	農政部 農林整備課 事業係
根拠法令等の名称	旭川市農業農村振興条例第 7 条 条例施行規則第 7 条 生産基盤改善促進事業実施要綱
交付先（団体、個人等）	農業協同組合（市内 4 農協）
補助金交付目的	認定農業者及び小規模農家に対し、排水不良や石礫の多い条件不利地の整備や主に転作田の簡易な区画整理を実施し、営農継続へ向けた支援を行い生産性の高い営農体制づくりを進め、耕作放棄地等の発生防止を図ること。
対象経費と算定方法	助成金の対象となる整備は次に掲げる内容に限る。 ① 簡易な暗渠排水整備 ② 簡易な除れき整備 ③ 簡易な区画整理 助成対象経費は上記の整備に要する経費とし、当該経費の 2 分の 1、又は助成対象面積の 10 アール当たり 50,000 円を乗じた額のいずれか低い額とする。ただし、助成額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、助成金額は、当該年度の予算額の範囲内とする。
交付時期	概算払
成果指標	整備面積

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
4,324 (8,500)	5,928 (7,000)	5,988 (10,000)	9,246 (10,000)	7,664 (9,500)	10,000

【概要補足等】

(1) 当補助金設定の経緯

農業者の高齢化、担い手不足が進展する中、旭川市における農業が今後も継続していくためには、認定農業者（※）への農地集積と農作業の効率化が必要となっている。

これまでも旭川市では、国営・道営土地改良事業により基盤整備を行ってきたが、依然として小区画や排水不良地、石礫が多い等の条件不利地が地域に少なくなく、更なる担い手への農地の集積促進やコストの縮減に支障となっていることから、受け手の確保ができず、結果として耕作放棄地の発生が懸念されている。

このため、生産基盤改善促進事業を実施し、国営・道営事業を始めとする土地改良事業の対象とならない農地を対象に、一定要件を満たす整備を実施する農協に対し助成金を交付し、生産性の低い農地を改善し認定農業者への効率的な農地集積を促進するとともに、意欲のある小規模農家に対しても営農継続に向けた基盤整備の支援を行い、地域全体における農地の有効利用や農地の保全を目的として設定された。

（※）認定農業者とは、農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者のことである。

監査結果と意見

(1) 事業着工届の提出タイミングについて【指摘】

実施要綱第 16 条によると、実施主体者は、事業に着手したときは、速やかに事業着工届により市長に届出するものとするとしている。事業着工届を確認したところ、事業着工日前に提出されているケースが散見された。実施要綱に従えば、事業に着手したとき、すなわち事業着手後に提出することが必要である。事業着工日前に提出することが実務上望ましいのであれば、要綱を改正すべきである。

(2) 検査調書における記載間違いについて【指摘】

以下の農協において、検査調書における整備完了日と事業完了届における事業完了日に相違があった。記載内容について書類間の整合性チェックを徹底すべきである。

	検査調書整備完了日	事業完了届事業完了日
東旭川農業協同組合	平成 30 年 11 月 9 日	平成 30 年 11 月 5 日

(3) 実績報告書の提出遅延について【指摘】

実施要綱第 18 条によると、実施主体者は、当該年度の事業計画書に基づく事業が全て完了したときは、速やかに支出を証する書類の写し等関係書類を添えて、実績報告書を市長に提出するものとするとしている。実績報告書を確認したところ、東旭川農業協同組合にお

ける事業は平成 30 年 12 月 27 日に完了していたが、実績報告書は平成 31 年 3 月 5 日に提出されており事業完了後 2 か月以上経過して提出されていた。事業完了後の速やかな提出が求められているところ提出が遅いと言わざるを得ない。

所管部局としては事業完了後、概ね 1 か月以内の提出を求めているとのことであり、改めて期限を徹底するべきである。

（４）一社特命発注について【意見】

各農業協同組合長宛に通知した「平成 30 年度生産基盤改善促進事業の交付申請書の提出について（通知）」によると、整備工事の施工業者の決定は見積合わせを原則とするが、やむを得ない事情により一社特命発注する場合は「理由書」を提出することとされており、一社特命発注は例外という位置付けである。

平成 30 年度に事業実施主体たる市内 4 農協から提出された交付申請書類を確認したところ、すべての農協で一社特命発注が行われていた。各農協より提出された「理由書」によると、施工業者は長年にわたり当該事業を行ってきたことを選定理由の一つとして挙げている。確かに整備工事は特殊性を有するものであり、特殊機械を有しており豊富な経験を有する業者であることが求められる側面もあろう。そのため所管部局としては一社特命発注となることはやむを得ないと判断しており、その判断には一定の合理性があるものとする。

しかし見積合わせを原則としている以上、より低い工事金額で施工できる業者を選定対象とすることはできないのか、本当に一社特命発注が妥当であるのかについて、常に所管部局としての検討が必要であろう。

（５）補助金交付の公平性について【指摘】

東神楽農業協同組合が実施主体である 2 つの整備工事について、両工事に対する補助割合に差があった。先行して要望があった整備工事については限度額の助成を行い、その後要望があった整備工事については、費用負担者の了解を得た上で予算の残額を助成しており、結果として補助割合に差が生じたものである。すなわち申請順によって受けられる補助割合が異なる結果となっており、申請者を公平に取り扱うという公平性の観点からは適切な対応とは言えない。同一農協区域内において、同一年度の同一工種の申請であるならば申請者間で補助割合は同一とし、公平に補助する必要がある。

現状では申請者から農協への申請期限を設けていないが、期限を設け、期限内に申請があった申請者については申請順に関係なく、予算の範囲内において同一の補助割合で公平に補助を決定するという対応が必要である。

旭川市森林愛護組合予消防対策補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市森林愛護組合予消防対策補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	昭和 40 年
終期	平成 30 年
所管部署	農政部 農林整備課 森林振興係
根拠法令等の名称	旭川市森林愛護組合予消防対策補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	森林愛護組合（11 団体）
補助金交付目的	森林に対する林野火災予消防対策の啓発、推進を進めると共に森林愛護組合を育成し、もって市内の森林を保護すること。
対象経費と算定方法	森林愛護組合が行う林野火災予防のための巡視、啓発の事業に対して、森林愛護組合が所管する森林面積に対して別表 1（※）の事業費を上限として、費用の 100 分の 50 を予算の範囲内で交付する。
交付時期	精算払
成果指標	林野火災発生件数

※別表 1 （森林面積に対しての上限事業費）

所管する森林面積	補助対象事業費上限額
150 ヘクタール未満	26,400 円
150 ヘクタール以上 500 ヘクタール未満	33,000 円
500 ヘクタール以上 1,000 ヘクタール未満	66,000 円
1,000 ヘクタール以上 1,500 ヘクタール未満	92,400 円
1,500 ヘクタール以上 2,000 ヘクタール未満	118,800 円
2,000 ヘクタール以上 3,000 ヘクタール未満	145,200 円
3,000 ヘクタール以上 4,000 ヘクタール未満	158,400 円
4,000 ヘクタール以上	184,800 円

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
357 (357)	357 (357)	357 (357)	357 (357)	357 (357)	—

【概要補足等】

旭川市では、市内の林野における林野火災予防対策の推進を図るため、旭川市林野火災予防対策実施要綱により各種活動を実施している。その中で森林愛護組合は、林野火災予防のための巡視、啓発を事業として行っており、当補助金はその事業に対して補助をするものである。

当補助金は予防対策としての必要性及び公益性は認められるものの、平成 31 年度予算編成方針等の主旨に基づいて見直した結果、組合員の高齢化や各組合の活動格差、また組合が存在しない地区もあることなどの状況を考慮し、平成 30 年度をもって廃止された。

監査結果と意見

該当なし。

12. 建築部

旭川市住宅雪対策補助金

旭川市やさしさ住宅補助金

旭川市住宅改修補助金

監査対象となった建築部が所管する補助金のうち、標記の 3 件についてはまとめて記載する。

【補助金の概要】

<旭川市住宅雪対策補助金>

補助金名称	旭川市住宅雪対策補助金
補助金の性格	個人等への補助
始期	平成 28 年
終期	—
所管部署	建築部 建築総務課 住宅政策係
根拠法令等の名称	旭川市住宅雪対策補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	個人等（市税の滞納のない者）
補助金交付目的	市内にある住宅の居住者及び所有者に対し、住宅に係る雪対策工事を行う場合にその費用の一部を補助することにより、冬期における快適で安全な住生活を実現し、住宅に関する総合的な雪対策を推進すること。
対象経費と算定方法	融雪施設やロードヒーティングの整備費用、雪対策のための住宅改修費用の一部を補助するものであり、補助の対象となる工事費が 10 万円以上のものに対し、対象工事費の 3 分の 1 を補助する（上限額 15 万円）
交付時期	精算払
成果指標	雪対策がされた住宅の増加数・工事費総額

<旭川市やさしさ住宅補助金>

補助金名称	旭川市やさしさ住宅補助金
補助金の性格	個人等への補助
始期	平成 13 年
終期	—
所管部署	建築部 建築総務課 住宅政策係
根拠法令等の名称	旭川市やさしさ住宅補助金交付要綱

交付先（団体、個人等）	個人等（市税の滞納のない者）
補助金交付目的	満 60 歳以上の市民が居住する住宅において、バリアフリー化工事を行おうとする者に対し、その費用の一部を補助することにより、住宅の改修を促進し、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりを実現すること。
対象経費と算定方法	①住戸専用部分 満 60 歳以上の市民が居住する住宅において、バリアフリー化工事を行う場合に改修費用の一部を補助する。補助の対象となる工事費が 30 万円以上になるものに対し、対象工事費の 3 分の 1 を補助する（上限額 15 万円）。 ②マンション共用部分 満 60 歳以上の市民が 1 人以上居住する分譲マンションにおいて、共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に改修費用の一部を補助する。補助の対象となる工事費が 30 万円以上になるものに対し、対象工事費の 3 分の 1 を補助する（上限額 50 万円）。
交付時期	精算払
成果指標	高齢者設備等を有する住宅の増加数・工事費総額

< 旭川市住宅改修補助金 >

補助金名称	旭川市住宅改修補助金
補助金の性格	個人等への補助
始期	平成 25 年
終期	—
所管部署	建築部 建築総務課 住宅政策係
根拠法令等の名称	旭川市住宅改修補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	個人等（市税の滞納のない者）
補助金交付目的	築 10 年以上経過した市内にある住宅の居住者に対し、住宅の改修工事の費用の一部を補助することにより、住宅の省エネルギー化や性能維持・向上などにより、市民が安心して住み続けられる住まいづくりと良質な住宅ストックが形成された状態を実現すること。
対象経費と算定方法	住宅の省エネルギー化や性能維持・向上に資する工事を行う場合に改修費用の一部を補助するものであり、以下の 2 区分の内容で構成される。 ①省エネルギー化工事 補助の対象となる工事費が 30 万円以上のものに対し（節水型ト

	イレへの変更を含む場合は 10 万円以上)、対象工事費の 3 分の 1 を補助する (上限額 10 万円)。 ②性能維持・向上工事 補助の対象となる工事費が 10 万円以上のものに対し、対象工事費の 10 分の 1 を補助する (上限額 10 万円)。
交付時期	精算払
成果指標	省エネ化、長寿命化等が図られた住宅の増加数・工事費総額

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

＜旭川市住宅雪対策補助金＞

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
—	—	30,000 (20,000)	29,720 (30,000)	30,000 (30,000)	40,000

＜旭川市やさしさ住宅補助金＞

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
59,550 (60,000)	59,850 (60,000)	35,981 (36,000)	9,916 (10,000)	8,967 (10,000)	8,500

＜旭川市住宅改修補助金＞

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
49,257 (50,000)	58,910 (60,000)	19,755 (20,000)	34,639 (35,000)	35,570 (36,000)	38,000

【概要補足等】

(1) 補助金設定の趣旨

旭川市では「旭川市住生活基本計画（平成 29 年度～平成 39 年度）」を策定している。これは、豊かな住生活を実現するため、良質な住宅の供給、良好な居住環境の形成、住宅確保要配慮者（※）の居住の安定の確保など、住宅政策の基本的な方向性を示す計画である。この計画の目標を達成するための一施策として 3 件の補助金は設定されている。

この計画において定められている基本理念と三つの基本方針は次のとおりである。

(※) 住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

基本理念 『世代を超えて受け継がれる良好な住まいと安心・快適な住環境の実現』

基本目標 1 「良質な住宅ストックの形成と利活用の促進」

基本目標 2 「誰もが安心して暮らせる住生活の推進」

基本目標 3 「地域特性に応じた良好な住環境の維持・向上」

これら 3 件の補助金の過去 5 年の交付実績は以下のとおりである。いずれも申請が多い補助金であり、中でも平成 30 年度は「住宅雪対策補助金」の倍率が 3 倍を超えている。高齢者の増加や雪捨て場の確保など旭川市における冬季の雪対策は非常に重要な課題であるが、申請・交付件数を見ても、市民の関心が高いことがわかる。

また、住宅の屋根・外壁改修や住宅内部の改修工事を対象とした「住宅改修補助金（性能維持・向上工事）」も日々の居住環境の整備に直結するため申請が多くなっている。

年度	補助金名	申請件数 ①	交付件数 ②	倍率 ①÷②
H26	住宅改修補助金	718 件	612 件	1.2 倍
	やさしさ住宅補助金	450 件	406 件	1.1 倍
H27	住宅改修補助金	872 件	721 件	1.2 倍
	やさしさ住宅補助金	420 件	404 件	1.0 倍
H28	住宅改修補助金	557 件	242 件	2.3 倍
	やさしさ住宅補助金	260 件	245 件	1.1 倍
	住宅雪対策補助金	287 件	209 件	1.4 倍
H29	住宅改修補助金（省エネルギー化工事）	210 件	199 件	1.1 倍
	住宅改修補助金（性能維持・向上工事）	499 件	180 件	2.8 倍
	やさしさ住宅補助金	95 件	67 件	1.4 倍
	住宅雪対策補助金	279 件	201 件	1.4 倍
H30	住宅改修補助金（省エネルギー化工事）	367 件	204 件	1.8 倍
	住宅改修補助金（性能維持・向上工事）	483 件	183 件	2.6 倍
	やさしさ住宅補助金（専用住宅部分）	71 件	61 件	1.2 倍
	やさしさ住宅補助金（マンション共用部分）	0 件	0 件	—
	住宅雪対策補助金	646 件	205 件	3.2 倍

※平成 29 年度より、住宅改修補助金が「省エネルギー化工事」と「性能維持・向上工事」に分割されたが、国費の負担の有無で区分したものであり、前者は国費投入が有り、後者

は国費がない。

※平成 30 年度より、やさしさ住宅補助金に「マンション共用部分」が新設された。マンション共用部分のバリアフリー工事が補助対象である。しかし交付実績はなかった。

(2) 各補助金の補助対象工事について

<旭川市住宅雪対策補助金>

融雪施設設置工事
融雪施設の設置
1. 融雪槽又は融雪機（固定式のもの）の設置
2. ロードヒーティングの設置
3. 上記以外の融雪施設の設置
・ 融雪施設は、融雪水の排水処理を適正に行うこと ・ 投雪口は、格子蓋等による落下防止などの安全設備の配慮があるものとする （ただし、落下などの危険がない構造の場合はこの限りでない。）
雪対策のための住宅改修工事（一戸建住宅のみ対象）
屋根雪対策
4. 屋根ルーフヒーターの設置
5. 勾配屋根を無落雪屋根（M形屋根、フラット屋根（屋根勾配 3/100 程度））への改修
6. 滑雪する屋根材（カラートタン等）を落雪しづらい屋根材（砂付きルーフィング等）へ変更
7. 雪庇切り金物の設置
雪よけ屋根の設置
8. 玄関アプローチの通行上必要な部分への屋根の設置を行うもの ・ 玄関アプローチを兼ねたカーポートは、幅 3.4m 以上（柱芯間）のものでアプローチのための幅 1.5m の部分のみ対象 ・ 風除室は新たに屋根を設ける場合のみ対象
共通
9. 上記工事に伴って最低限必要になる附帯工事
10. その他住宅の雪対策の向上に効果があると市長が認めた工事

<旭川市やさしさ住宅補助金>

バリアフリー化工事
移動を容易にする工事
1. 手すりの設置（下地に強固に取り付けるもの）

2. 足元灯の設置
3. 屋外スロープの設置（幅が 1.2m 程度で道路から玄関まで段差がないもの）
4. 床の段差解消、かさあげ、敷居解消
5. 勾配の緩い階段への交換又は改良、階段ノンスリップの設置
6. 滑りにくい床材への変更
7. 住宅内の廊下又は出入口の幅の拡張（概ね 85cm 以上）
8. 動線短縮のための壁の移設、出入口設置
9. 建具の改良
10. ホームエレベーター、階段昇降機（固定式）の設置
高齢者が使いやすい設備に変更する工事
11. 浴室の改良
12. 便所の改良
13. バリアフリー対応のキッチン・洗面台への取替え
14. 2 口蛇口からシングルレバー混合栓への取替え
15. 玄関腰掛イス（固定式）の設置
16. 大型ボタンスイッチ、人感センサー照明の設置
共通
17. 上記工事に伴って最低限必要になる附帯工事
18. その他高齢者の日常生活の安全性、利便性等の向上に効果があると市長が認めた工事

< 旭川市住宅改修補助金 >

省エネルギー化工事
開口部の断熱改修工事
1. 内窓の新設又は交換
2. 外窓の交換
3. ガラスの交換
4. 玄関ドアの交換
・ 改修後の対象部位が、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅の省エネルギー基準（平成 11 年基準）（以下「省エネ基準」という。）に適合すること ・ 既存の性能より向上すること
床、屋根又は天井、基礎・外壁の断熱改修工事
5. 床の断熱改修
6. 屋根又は天井の断熱改修
7. 基礎・外壁の断熱改修
・ 改修後の対象部位が、省エネ基準に適合すること

・既存の性能より向上すること
浴室・トイレの改良
8. 高断熱浴槽を備えた浴室への改修
9. 節水型トイレへの改修
・高断熱浴槽は、JISA5532 に規定する保温性能において「高断熱浴槽」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するものとする ・節水型トイレとは、JISA5207 に規定する洗浄性能において「節水Ⅱ型大便器」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するものとする ・既存の性能より向上すること ・トイレの水洗化、浄化槽に関する工事は対象外
性能維持・向上工事
屋根・外壁の改修
10. 屋根の塗装塗替え、改修（防水改修、葺き替え、二重化等）
11. 外壁の塗装塗替え、改修（張替え、モルタル補修等）
・屋根、外壁の改修と併せて行う断熱材の入替え（軽微なものを除く）や窓・ドアの交換は、省エネ基準に適合するもののみ対象
内部の改修
12. 床（畳を含む）、内壁、天井の改修
13. 建具の新設、改修
14. 手すりの設置（下地に強固に取りつける場合のみ）、階段の改良、床の段差解消
15. 洗面台の新設、入替え
16. キッチンの新設、入替え
・家電製品、給湯器、ボイラー、厨房機器、暖房機器、照明器具その他これらに類するものは対象外
共通
17. 上記工事に伴って最低限必要になる附帯工事
18. その他上記に類するものと市長が認めた工事

監査結果と意見

（１）補助金の集約の可能性について【意見】

これら３件の補助金は、「旭川市住生活基本計画」に基づき共通の政策目的、趣旨の実現のために設定されているものである。これら３件の補助金を集約しても政策目的等が達成できるのであれば、将来的に集約することも検討に値すると考える。集約により、市民の目線から住宅政策に関する補助金の内容がわかりやすくなり、補助金の活用の促進が期待できるであろう。さらに、所管部局の事務負担削減にもつながるのであれば、積極的に検討されることを望む。

高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助金

【補助金の概要】

補助金名称	高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助金																					
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）																					
始期	平成 16 年																					
終期	令和 3 年																					
所管部署	建築部 建築総務課 住宅政策係																					
根拠法令等の名称	旭川市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱 旭川市高齢者向け優良賃貸住宅補助金交付要綱 旭川市高齢者向け優良賃貸住宅事務取扱要領																					
交付先（団体、個人等）	団体（高齢者向け優良賃貸住宅の事業主体）																					
補助金交付目的	高齢者向け優良賃貸住宅の事業者に対し、契約家賃と入居者負担額との差額を補助することによって、バリアフリー化された民間賃貸住宅の供給を促進し、高齢者の安全で安定した居住の確保を図ること。																					
対象経費と算定方法	補助対象戸数分の {(本来家賃－入居者負担額) × 管理月数} の合計 入居者負担額は(1)の基準値に、(2)の規模係数及び(3)の立地係数を乗じて得た額とし、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。 (1) 基準値 入居者の所得の区分（以下「所得区分」という。）に応じ、次の表に定める額 <table><tr><th>入居者の所得</th><th>所得区分</th><th>基準値</th></tr><tr><td>104,000 円以下</td><td>1</td><td>43,000 円</td></tr><tr><td>104,000 円を超え 123,000 円以下</td><td>2</td><td>46,500 円</td></tr><tr><td>123,000 円を超え 139,000 円以下</td><td>3</td><td>49,900 円</td></tr><tr><td>139,000 円を超え 158,000 円以下</td><td>4</td><td>53,600 円</td></tr><tr><td>158,000 円を超え 186,000 円以下</td><td>5</td><td>59,500 円</td></tr><tr><td>186,000 円を超え 214,000 円以下</td><td>6</td><td>66,200 円</td></tr></table> (2) 規模係数 各戸の床面積（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。）を 39 平方メートルで除した数値（小数第 5 位を切り捨て小数第 4 位とする。）	入居者の所得	所得区分	基準値	104,000 円以下	1	43,000 円	104,000 円を超え 123,000 円以下	2	46,500 円	123,000 円を超え 139,000 円以下	3	49,900 円	139,000 円を超え 158,000 円以下	4	53,600 円	158,000 円を超え 186,000 円以下	5	59,500 円	186,000 円を超え 214,000 円以下	6	66,200 円
入居者の所得	所得区分	基準値																				
104,000 円以下	1	43,000 円																				
104,000 円を超え 123,000 円以下	2	46,500 円																				
123,000 円を超え 139,000 円以下	3	49,900 円																				
139,000 円を超え 158,000 円以下	4	53,600 円																				
158,000 円を超え 186,000 円以下	5	59,500 円																				
186,000 円を超え 214,000 円以下	6	66,200 円																				

	(3) 立地係数 0.7 とする。
交付時期	精算払
成果指標	補助対象戸数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
32,253 (34,097)	25,779 (26,149)	25,731 (26,149)	25,969 (26,149)	24,709 (26,149)	15,321

【概要補足等】

(1) 補助金設定の経緯

「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年 4 月 6 日法律第 26 号）」でバリアフリー化など高齢者の居住に配慮した良質な住宅、いわゆる高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進のため、その整備及び家賃の減額に要する費用の補助制度が創設された。

こうした国の考え及び支援措置を踏まえ、旭川市においても平成 13 年度から高齢者に配慮した良質な民間賃貸住宅の整備誘導を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅に対する補助事業を実施することになったものである。

(2) これまでの実績

これまで認定された旭川市の高齢者向け優良賃貸住宅は 4 棟あり、当初の想定よりも少なかった。旭川市には介護関係施設が多く整備されていることから、高齢者向け優良賃貸住宅の需要がさほど見込まれなかったことなどが要因であり、現在はサービス付き高齢者向け住宅への移行が進んでおり、新規の認定は行っていない。

家賃補助金の交付期間は、高齢者向け優良賃貸住宅の管理開始から 10 年間で限度とされている。

平成 30 年度の対象物件は「ソルティ 5 1 7」と「チヨダセントラルタウン」であったが、「チヨダセントラルタウン」は管理開始から 10 年が経過したため平成 30 年度で補助が終了した。そのため現時点での補助対象物件は「ソルティ 5 1 7」のみである。「ソルティ 5 1 7」は令和 3 年に管理開始から 10 年が経過するため補助が終了し、その時点で当補助金は終了する予定である。

(3) 補助対象物件の概要

	ソルティ 5 1 7	チヨダセントラルタウン
戸数	32 戸	24 戸
部屋タイプと戸数	1LDK 16 戸 2LDK 16 戸	1LDK 12 戸 2LDK 12 戸
家賃	1LDK 78,400 円・78,500 円の 2 タイプ 2LDK 90,700 円・91,100 円の 2 タイプ	1LDK 69,000 円 2LDK 86,000 円・88,000 円の 2 タイプ

監査結果と意見

該当なし。

現在旭川市では「旭川市住生活基本計画（平成 29 年度～平成 39 年度）」が策定され、この計画は、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保など、住宅政策の基本的な方向性を示すものである。

この計画の中では、今後の住宅政策に係る基本理念と 3 つの基本目標が定められており、そのうち『基本目標 2「誰もが安心して暮らせる住生活の推進」』の中で「高齢者が安心して暮らせる住環境の推進」が推進方針として掲げられ、サービス付き高齢者向け住宅の普及促進などが展開施策として掲げられている。今後は、少子高齢化に伴い高齢者の単身世帯が増加していくなど、高齢者の住環境の整備には様々な課題があると思われる。

前述したように、当補助金は令和 3 年をもって終了の予定である。当補助金終了後も高齢者の居住の安定確保の必要性は依然として高いであろう。国や北海道の施策とともに、旭川市としても、今後も様々な施策を積極的に検討されることを望む。

13. 土木部

街路灯設置補助金

【補助金の概要】

補助金名称	街路灯設置補助金
補助金の性格	団体への補助
始期	昭和 36 年
終期	—
所管部署	土木部 土木管理課 道路占用係
根拠法令等の名称	旭川市街路灯設置補助金交付規則
交付先（団体、個人等）	街路灯を設置する団体
補助金交付目的	街路灯を設置する町内会等の団体に対し、街路灯設置費用負担を軽減し、設置及び更新を適正に行うこと。
対象経費と算定方法	街路灯の設置に要する費用の 2 分の 1 に相当する額以内の額とする。
交付時期	精算払
成果指標	対象街路灯灯数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
41,064 (41,065)	61,744 (61,755)	38,061 (38,093)	37,943 (38,093)	38,079 (38,093)	38,093

【概要補足等】

(1) 補助金設定の経緯

昭和 36 年 3 月 31 日に「防犯灯等整備対策要綱」が閣議決定され、その内容は、市町村は防犯灯等を設置するものに対し、その費用の一部を補助すること、一般民間人の負担においてその維持管理に当たっている防犯灯等については、努めてその維持管理に要する費用を負担することを求めるものである。

旭川市では、同要綱が閣議決定された時期とほぼ同時期に、夜間における交通の安全等を目的として、旭川市街路灯設置補助金交付規則が制定され補助金交付が始まった。

(2) 補助金額及び補助対象

補助金額及び補助対象を整理すると以下のようになる。

① 補助金額

光源区分 設置区分	LED 灯などの省エネ灯	
	補助金上限額	補助率
既設の電柱等に設置するもの	22,000 円	街路灯の設置に要する費用（工事費を含む）の 2 分の 1 以内
灯柱を新たに設置するもの	46,000 円	

② 補助対象

区分	工事内容（例）
対象者	道路及びその他の一般交通の用に供する場所に街路灯を設置（更新）する団体
新規設置	① 新たに既設の電柱等に灯具を設置するもの ② 新たに灯柱と灯具を設置するもの ※水銀灯、白熱灯、蛍光灯及び木柱の新設は対象外
灯具の変更	LED 灯等の省エネ灯へ変更するもの
灯具の更新	灯具の老朽化により更新するもの。ただし、次の項目の全てに該当する場合は対象外。 ① 市の補助金を受けて設置したもの ② 設置後 10 年以内のもの ③ 使用できる状態のもの

(3) 灯数調整について

平成 30 年度は、補助金申請団体に対する補助灯数の決定に当たって、事前に団体（町内会等）に対して希望灯数調査を行った。その結果予算額を上回ったため、補助基準灯数の調整を行った。

灯数調整は、町内会等の省エネ灯未更新灯数、平成 30 年度設置希望灯数、省エネ灯更新率に応じて決定される。最低保証灯数を 4 灯とし、希望灯数が 4 灯以下の町内会等に対しては調整を行わず、5 灯以上の希望があった町内会等は（未更新灯数）×（希望灯数）×（更新率）×0.00016 を乗じて得られた灯数（小数点以下切捨て）を 4 灯に上乗せし補助基準灯数とする。ただし補助基準灯数の上限は 11 灯までとする。

監査結果と意見

(1) 窓口払の妥当性について【意見】

当補助金を申請者が受け取る方法としては、①金融機関への口座振込と②窓口払を設けている。また①及び②の方法での受け取りが困難と認める場合に限り、「隔地払」として郵

便局で現金を受け取る方法もある。

補助金の受取方法として窓口払を設けることには懸念がある。補助金は特定の目的のために市が交付するものであり、補助対象者に確実に渡し、補助対象に使用される必要がある。窓口払とした場合、申請者が補助金を受け取った後、紛失するリスクが考えられるし、場合によっては補助金が、受け取ったものの私用に使われるリスクも考えられる。金融機関への口座振込を行えばこれらのリスクをすべて回避することができるわけではないが、一定のリスク回避は可能であろう。

今後、補助金の受取方法を整理すべきである。

(2) 補助金の集約について【意見】

街路灯に対する補助金としては当補助金以外にも「街路灯維持補助金」がある。両補助金はその設定経緯や補助対象経費が異なるが、対象が街路灯という点では共通している。

町内会等が保有する街路灯の省エネ灯への更新率は約64%(平成30年度末時点)であり、いまだ一灯も省エネ灯に更新していない町内会等も一定程度存在している。今後はこうした町内会等への情報提供や周知により省エネ灯への更新が進んでいけば、いずれ設置・更新ではなく、灯具の維持管理に補助対象がシフトしていくことも考えられる。

そうなった場合、当補助金と「街路灯維持補助金」との区別の必要性は低くなっていき、補助金を集約することも可能ではないかと考える。現在は新規設置だけではなく、老朽化に伴う更新も当補助金の補助対象となっているが、考え方を整理し老朽化に伴う更新も維持と捉えることは可能であろう。また補助金の集約により所管部局の事務作業が軽減されることがあるかもしれないし、街路灯という一つの枠内で予算を流動的に使うことも可能になるであろう。さらに市民も街路灯に対する補助金を理解しやすい。

今後、補助金集約の可能性について検討されることを望む。

(3) 補助金上限額の見直しについて【意見】

当補助金の上限額は【概要補足等】で記載したとおりである。補助金申請時の書類等によれば、省エネ灯1灯当たりの平均工事費は、平成22年度は約52,000円であったが、平成30年度は約36,000円であり下落傾向にある。

今後所管部局として、平均工事費が下落している現状などを考慮し、補助金上限額を引き下げることも検討に値すると思う。

この点、所管部局に確認したところ、現状、1灯のみ更新する場合などは比較的高額な工事費が申請されている実態もあることから、今後製品価格や労務単価の動向、町内会等からの意見を把握して検討していく予定とのことであった。

上記(2)で述べた補助金集約の可能性と併せて、補助金上限額の見直しについても検討されることを望む。

街路灯維持補助金

【補助金の概要】

補助金名称	街路灯維持補助金
補助金の性格	団体への補助
始期	昭和 49 年
終期	—
所管部署	土木部 土木管理課 道路占用係
根拠法令等の名称	旭川市街路灯維持補助規則 旭川市街路灯維持補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	街路灯を維持管理し、電気料金を支払っている町内会等の団体
補助金交付目的	街路灯の電気料金を支払っている町内会等の団体に対し、街路灯に係る電気料金の負担軽減を図り、維持管理を適正に行うこと。
対象経費と算定方法	街路灯の電気料金として前年度 1 年間に支払われた額の 2 分の 1 以内で市の予算の範囲内の額
交付時期	精算払
成果指標	対象街路灯灯数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
70,969 (73,771)	79,403 (82,537)	80,753 (84,671)	70,206 (82,411)	70,440 (74,300)	73,000

【概要補足等】

当補助金は、街路灯を設置している町内会等において、街路灯の電気料金が町内会等の活動経費の多くを占め、十分な活動ができないことを踏まえ、地区コミュニティづくりの助長対策の一環として市が電気料金の一部を補助することを目的として設定されたものである。

監査結果と意見

(1) 申請時における必要書類について【意見】

補助金申請時において必要とされる書類に電気料金の領収書類がある。この書類は電気料金の支払方法の違いにより、以下のように整理される。

口座振替で支払った場合	電気料金振替済のお知らせ	12 か月分
	電気料金ご請求の内訳	※
金融機関等から直接支払った場合	電気料金払込金受領証（領収証）	12 か月分
	電気料金ご請求の内訳	12 か月分

※電気料金の中に公衆用街路灯（契約種別「02」「22」）以外が含まれる場合は12 か月分、それ以外の場合は申請最終月の1 か月分

電気料金を口座振替で支払った場合でも金融機関等から直接支払った場合でも「電気料金ご請求の内訳」を必要書類として定めている趣旨は、申請された電気料金の中に補助対象外の電気料金が含まれていないことを確認するためである。そうであるならば、電気料金の支払方法が口座振替であろうと金融機関等からの直接支払であろうと、いずれも12 か月分の提出を求め、内容を確認すべきである。

また領収書等の写しも必要書類として定めているが、電気料金の中に公衆用街路灯（契約種別「02」「22」）以外が含まれる場合は「電気料金ご請求の内訳」の写しの提出を求めているが、含まれていない場合は提出の必要がないとされている。領収書等の写しを挙証資料として入手するという趣旨から考えると、提出を求めるべきである。

（2）補助金申請の最終期日について【意見】

当補助金の最終申請は9月14日であり、一次受付の期限より3か月半経過していた。実務上は申請がない町内会等に対し、所管部局から催促を行ってようやく申請がなされるケースがある。所管部局としては補助金交付を受けることができない町内会等が発生しないよう配慮しているとのことであるが、補助金申請の最終期限を明確に定めることがあっても良いと思う。例えば9月末を最終期限として設定し、それまでに催促を行った結果、それでも申請がない場合にはそれ以降の申請を受け付けないといった対応があってもよいと思う。それにより期限内に申請をした他の町内会等との公平性が確保されるし、所管部局としての実務負担の軽減にもつながるであろう。

（3）窓口払の妥当性について【意見】

当補助金を申請者が受け取る方法としては、①金融機関への口座振込と②窓口払を設けている。また①及び②の方法での受取が困難と認める場合に限り、「隔地払」として郵便局で現金を受け取る方法もある。

補助金の受取方法として窓口払を設けることには懸念がある。補助金は特定の目的のために市が交付するものであり、補助対象者に確実に渡し、補助対象目的に使用される必要がある。窓口払とした場合、申請者が補助金を受け取った後、紛失するリスクが考えられるし、場合によっては補助金が、受け取った者の私用に使われるリスクも考えられる。金融機関への口座振込を行えばこれらのリスクを全て回避できるわけではないが、一定のリスク回避は可能であろう。

今後、補助金の受取方法を整理すべきである。

旭川市を緑にする会補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市を緑にする会補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	昭和 49 年
終期	—
所管部署	土木部 公園みどり課 管理緑化係
根拠法令等の名称	旭川市を緑にする会補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川市を緑にする会
補助金交付目的	家庭や事業所など市民を取り巻く環境を、緑豊かなものにする こと。
対象経費と算定方法	旭川市を緑にする会の緑化事業に要する経費を対象経費とす る。ただし運営費（事務費）は除く。
交付時期	概算払
成果指標	市民参加数・花株支援の団体数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	4,900

【概要補足等】

（１）旭川市を緑にする会について

補助金交付先である「旭川市を緑にする会」は、昭和 48 年に市長の諮問機関であった緑化推進委員会が市民ぐるみのまちづくりを目指して市内の市民組織や各種団体に呼びかけ、市民各層各団体の代表者の賛同を得て設立された。設立当時は「旭川市みどりの市民会議」と称されていた。

現在は市内各市民委員会の会長をはじめ 118 名（平成 31 年度総会議案書より）の会員で構成されており、以下の事業を実施している。

一般会計事業

事業名		事業概要
みどりを つくる事業	緑のまちづくり事業	公共施設緑化、学校緑化、公園・河川緑化、民有地緑化等 広範囲を視野に入れ、市民参加による植樹を中心に緑化事 業を進めます。
	花のまちづくり事業	緑と花のあふれる美しい街並みづくり推進のために、地域 住民による公共緑地帯の花壇造成に要する花株の一部を支 援します。
	緑のプレゼント事業	緑のプレゼントとして、各種イベントの記念及び民有地緑 化推進のため、苗木または花株を配布します。
みどりを そだて 守る事業	緑の育樹事業	指定保存樹木、植栽樹木などの生育状況調査及び保護・育 成に努め、また、公共施設等の花壇の整備を行い、樹木や 花による緑化を推進します。
	緑の普及事業	緑化普及啓発を図るため、街路樹や公園等の樹木に樹名板 を設置及び広報誌等を発行し、緑に対する理解を深めま す。
	緑の善意事業	事業促進のため、市内外の主な事業所に財政支援の協力を 求めます。
	こどもの緑育事業	次世代を担う子どもたちに緑に対して興味をもってもら うため、緑化コンクール等を通じて、緑について考える機 会を創出します。
	緑の見学会事業	緑に対する意識向上を図るため、様々な巨樹・名木または 指定保存樹木等の見学会を開催します。
	緑の勉強会事業	樹木や花などに対する知識の向上を図るため、専門家を講 師として招き、勉強会を行います。

緑の募金事業

事業名	事業概要
緑の募金	緑の募金運動期間に、街頭募金及び職場募金を実施し、緑 化普及啓発に努めます。

(2) 緑の募金事業について

緑の募金事業は、「公益社団法人北海道森と緑の会」から旭川市の緑化募金実施団体として認められている「旭川市を緑にする会」が主催となって実施するものである。この募金の実施団体は①旭川市を緑にする会、及び②街頭募金実施団体（緑にする会が認める緑化事業を進める団体）である。街頭募金実施団体に対しては旭川市を緑にする会より、寄附金額の57%が交付金として支出される。また会計については、他の事業（一般会計）とは区分され、

「緑の募金会計」として設定されている。

監査結果と意見

(1) 監事監査の実施日について【指摘】

旭川市を緑にする会（以下「緑にする会」という。）では規約に基づき決算時に監事監査を実施している。平成 30 年度の監事監査報告を確認したところ、監査報告日は平成 31 年 3 月 14 日であった。一方、緑にする会が保有している通帳の写しを確認したところ、同年 3 月 18 日まで預金残高の動きが発生していた。本来監事監査は全ての決算事務が終了し、最終決算書等に対して行うものである。監査実施日について所管部局に確認したところ、3 月 14 日の時点でそれ以降の入出金内容が確定していたため、それを織り込んだ上で監事監査を実施したとのことであった。

すでに述べたように、監事監査は全ての決算事務が終了し、最終決算書等に対して実施すべきであり、監査実施日は適切ではない。

(2) 成果指標の妥当性について【意見】

当補助金は【補助金の概要】で記載したとおり、①市民参加数、及び②花株支援の団体数を成果指標として設定している。各成果指標の過去 5 年の推移は以下のとおりである。

① 市民参加数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
530 人	337 人	189 人	368 人	297 人

② 花株支援の団体数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
48 団体	45 団体	45 団体	47 団体	46 団体

成果指標のうち①市民参加数は減少傾向にあり、これだけで判断すると、当補助金は十分な成果を上げられていないことになる。当補助金は平成 28 年 4 月に旭川市において定められた「旭川市第 2 次緑の基本計画」に従い、豊かな自然と都市が調和するみどりあふれるまちづくりを実現することをその目的としている。参加した市民が多いからといって補助金の成果があったとは言えないであろう。

そうであるならば、成果指標として①市民参加数や②花株支援の団体数は検討の余地があると考ええる。これらに代わる成果指標として、例えば各種イベントの際に参加者からアンケートをとり、そのアンケート結果を成果指標とすることも検討に値するのではなかろうか。

(3) 今後の運営資金の確保策について【意見】

緑にする会はその運営資金の大部分を旭川市からの補助金で賄っている。平成 30 年度の緑にする会の収入状況は以下のとおりである。

(単位：円)

項目	決算額	摘要
補助金	4,900,000	旭川市より
寄附金	590,000	企業寄附
雑収入	20	預金利息等
募金会計繰入金	530,000	特別会計より繰入
繰越金	253,924	
合計	6,273,944	

このうち寄附金（企業寄附）の過去5年の推移は以下のとおりである。

(単位：円)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
635,000	625,000	605,000	605,000	590,000

近年は経済環境が厳しい等の要因により企業寄附は増加が見込めない状況である。そのため補助金がなければ運営が困難な状況は今後も一層強まっていくものと予想される。

今後補助金に頼るだけではなく、現在は特に実施していないが、例えば収益を生み出す自主事業を実施することは検討に値すると考える。イベントの開催に当たって参加料を徴収する、広告協賛金を募るなど方法は様々考えられるであろう。

また近年はクラウドファンディングを活用する場面が増えてきた。インターネットを活用して趣旨に共感した不特定多数の人々から資金を調達することであるが、積極的に活用しても良いのではないかと考える。

今後の運営資金の確保策について、積極的に検討されることを望む。

14. 消防本部

緊急通報システム設置等助成金

【補助金の概要】

補助金名称	緊急通報システム設置等助成金
補助金の性格	個人等への補助（事業費補助）
始期	平成 5 年
終期	—
所管部署	消防本部 市民安心課
根拠法令等の名称	旭川市緊急通報システム事業の実施に関する条例
交付先（団体、個人等）	自費で緊急通報システム通報機器を設置する一般利用者のうち助成金の交付要件に該当する者
補助金交付目的	火災、急病、事故等の緊急事態への対処に不安を有する市民の家屋等に緊急通報システム通報機器を設置し、緊急時における迅速かつ適切な救護、救援等を行うための連絡体制を確立する。
対象経費と算定方法	一人暮らしの高齢者及び緊急時に機敏に行動することが困難である高齢者等が、自費で緊急通報システム通報機器を設置した場合に、旭川市が当該設置費用の一部を助成する。助成額は設置等費用に係る総費用の 1/3 相当額又は 40,000 円のいずれか低い額。
交付時期	精算払
成果指標	助成者数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
158 (388)	211 (400)	73 (315)	146 (218)	35 (184)	166

【概要補足等】

当補助金は旭川市が定める条例の下、施行規則に沿って交付事務が行われており、緊急通報装置・無線発信機・火災センサーからなる「ホットライン 119」という緊急通報システムを、機敏に行動できない高齢者世帯等に普及させることにより、救護・救援の有効性を高めることを目的とした補助金である。

監査結果と意見

(1) 成果指標の妥当性について【意見】

「補助金等評価表」によると、当補助金の成果指標は「助成者数」とされている。交付実績は減少傾向にあり、平成 30 年度は 1 件の交付であった。「緊急事態への対処に不安を有する市民に対して迅速かつ適切な救護、救援等を行うための連絡体制を確立する。」という補助金交付目的の達成を評価する指標として妥当であるか、改めて検討することを望む。例えば、当システムを導入した市民に対してアンケート調査を実施し、安心・安全に対する満足度調査の結果を成果指標とすれば、交付目的に沿った評価が可能になると考える。

成果指標を再検討し、補助金評価を継続的に行うべきである。

(2) 補助金の在り方の検討について【意見】

前述のとおり、当補助金は交付実績が減少傾向にあり、平成 30 年度は 1 件の交付であった。今後、より効果的な補助金交付を実現するにはどうあるべきか、広報活動をどのように行っていくべきかなど、補助金の在り方について検討していくことが必要であろう。

また、既にデジタル回線への接続等の施策が行われているが、固定回線を有していない市民であっても当システムに対するニーズがあることも想定される。そのような市民に対してどのように安心・安全な連絡体制を確立するかについて、当補助金を含めて引き続き検討していくことが望まれる。

15. 学校教育部

旭川市教育研究会補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市教育研究会補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	昭和 26 年
終期	—
所管部署	学校教育部 学務課
根拠法令等の名称	旭川市教育研究会に対する補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川市教育研究会
補助金交付目的	旭川市内の小中学校教職員の資質向上により、旭川市の学校教育の振興を図るため。
対象経費と算定方法	旭教研が行う教育に関する研究事業に係る費用（ただし、交際費、慶弔費、飲食費及び懇親会費は除く。）とする。 補助金の額は、交付対象とする経費の 2 分の 1 以内で、100 万円以内とする。
交付時期	概算払
成果指標	教育研究会参加者数

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
1, 491 (1, 491)	1, 460 (1, 460)	1, 464 (1, 464)	1, 000 (1, 000)	1, 000 (1, 000)	1, 000

【概要補足等】

教育基本法 9 条において、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と定められており、教員には、絶えず研究と修養に励むよう努めることが求められている。

また、教育公務員特例法第 21 条第 2 項では、「教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」と定められており、任命権者には、教員に研修を受けさせる努力義務が定められている。旭川市の教員の

任命権者は北海道教育委員会であるが、旭川市は中核市であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 59 条により、北海道教育委員会に代わり旭川市の教育委員会が研修を行うこととされている。

市は、平成 28 年度までは当教育研究会に対する補助金を運営費補助とし、補助金は 1,400 千円程度で推移していたが、平成 29 年度から事業費補助とし、上限を 1,000 千円としたため、最近 2 年間の補助金は 1,000 千円となっている。

監査結果と意見

該当なし。

当補助金について特有の結果や意見はない。

日々変化する教育現場に立つ教員の研修は必須であり、教育委員会には、その研修を受けさせる努力義務が定められている。

教員はそれぞれの部会に所属し、各テーマに沿って研究会が実施されている。

補助金の交付に関する一連の書類を確認したところ、交付要綱等に準拠し適切に行われており問題はなかった。

ただし、これらの書類を作成するために教員にかかる労力や負担は相当なものであらうと思われた。昨今、教員に対しても、働き方改革として超過勤務時間を短縮する方向にある中で、補助金の交付に関する一連の作業は、補助金交付事務に支障のない範囲内において出来るだけ簡素化されても良いであらう。

「旭川市補助金交付基準」の第 5 交付規程の制定指針 2 交付の申請や 9 実績報告においても、関係書類等の省略や簡略化が可能である旨が規定されている。

関係書類等の省略や簡略化に関しては、監査結果と意見（総論）でも述べているため、当補助金特有の結果や意見とはしない。

各種大会選手派遣等補助金（小学校）

【補助金の概要】

補助金名称	各種大会選手派遣等補助金（小学校）
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	昭和 63 年
終期	—
所管部署	学校教育部 学務課
根拠法令等の名称	学校体育、文化振興助成基準
交付先（団体、個人等）	市内小学校の文化活動団体
補助金交付目的	全道・全国大会に出場する児童の派遣費の一部を補助し、小学校の文化活動の活性化を図るため。
対象経費と算定方法	選手等（各大会要綱に定められた登録人員を限度とする。）の派遣に要する交通費及び宿泊費とする。その補助金額は、交付対象とする経費の 1/2 以内で、かつ、次の各号に掲げる額を合計した額の範囲とする。 （１）全道大会及び道内で開催する全国大会に出場するための交通費 選手等 1 人当たり 4,500 円 （２）全国大会（ただし、道内での開催を除く。）に出場するための交通費 選手等 1 人当たり 38,000 円 （３）全道大会及び全国大会に出場するための宿泊費 選手等 1 人当たり 1 泊につき 4,000 円 ただし、旅行日数は大会要綱に定めた日数の前後の各 1 日の移動日を加えた日数までとする。
交付時期	精算払
成果指標	全児童に対する大会派遣者率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
171 (298)	155 (238)	134 (1,497)	118 (1,314)	410 (2,540)	1,736

【概要補足等】

全道・全国大会に出場する児童の派遣費等の一部を補助することで、教育振興を進めると同時に、保護者の負担の軽減を図っている。

補助金交付額の予算と実績の乖離が大きい。これは予算を算出する時点では、全道・全国大会に出場する児童の人数を予測することは難しいため、過去の実績なども考慮して予算を算出しているが、実際の出場は予測どおりとならないことも多く、そのような場合に大きな乖離が生じてしまうのである。

監査結果と意見

該当なし。

各種大会選手派遣等補助金（中学校）

【補助金の概要】

補助金名称	各種大会選手派遣等補助金（中学校）
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	昭和 50 年
終期	—
所管部署	学校教育部 学務課
根拠法令等の名称	学校体育、文化振興助成基準
交付先（団体、個人等）	旭川市中学校連盟、上川管内中学校体育連盟協議会
補助金交付目的	各種大会の開催経費及び全道・全国大会に出場する生徒の派遣費の一部を補助し、中学校の体育文化活動の活性化を図るため。
対象経費と算定方法	〔大会選手等派遣費補助金〕 前表の各種大会選手派遣等補助金（小学校）と同一。 〔大会運営費補助金〕 大会運営に要する経費（ただし、交際費、慶弔費、飲食費、懇談会費は補助の対象としない。）とする。 補助金額は、運営に係る経費等を検討し、交付対象とする経費の 1/2 以内の範囲とする。
交付時期	精算払、概算払（大会運営費は概算払）
成果指標	全生徒数に対する大会派遣者率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

（単位：千円）

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
4,358 (5,250)	7,051 (7,869)	5,893 (5,908)	5,412 (5,439)	7,886 (9,510)	9,228

【概要補足等】

全道・全国大会に出場する生徒の派遣費等の一部を補助するものに関しては前項の小学校と同様である。それ以外に、中学校では市内で開催される中体連などの大会開催費への補助もある。

派遣費は精算払であるが、大会開催費については、大会開催までの準備に要する支出が大部分を占めるため概算払となっている。

補助金の申請などの一連の手続において、市との窓口になっているのは旭川市中学校連盟である。各中学校は連盟に対して必要な書類の提出などを行い、連盟はそれらをまとめて市に申請などを行っている。補助金も市から一旦連盟に支払われ、連盟から各中学校へ振り分けられている。

監査結果と意見

(1) 補助金交付状況の確認について【指摘】

補助金申請手続など、市との窓口になるのは連盟であり、補助金も一旦連盟に振り込まれた後、連盟が各中学校へ振り分けて振り込んでいる。市では連盟に補助金を支払ったあと、連盟から各中学校への振込状況までは確認していなかった。

窓口は連盟であっても、補助金の最終交付先はあくまでも各中学校であるため、所管部局は各中学校への振込状況まで確認する必要がある。

(2) 支出状況の把握について【意見】

当補助金のうち大会開催費については概算払となっている。それぞれの競技における資料の確認を行ったが、資料は適正に作成、管理されていた。ただし、それぞれの競技に割り当てられた開催費補助は余すことなくゼロまで消化されていた。

必要な支出であれば問題ないが、仮に大会開催費として割り当てられたものを全額消化するために不必要な支出を行っていれば問題である。各競技の資料を調べたところ、競技に関係ないような支出や不自然に多額な支出などは見受けられなかった。一部、補助金申請時の支出予算と比較して余剰となった項目について、他の項目で消化されていた状況は見受けられたものの、異常なものと判断するほどではなかった。

今後も、大会開催費については、消化するために不自然な支出がないか、また、複数年にわたり使用できるものが毎年更新されるなど不必要な支出がないか確認していく必要がある。また、その確認結果が連盟だけではなく各中学校にも共有され、同じ意識を持てるよう、確認結果の周知方法を検討することが望ましい。

旭川市学校給食物資共同購入委員会運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川市学校給食物資共同購入委員会運営費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 59 年
終期	—
所管部署	学校教育部 学校保健課
根拠法令等の名称	旭川市学校給食物資共同購入委員会運営費補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	旭川市学校給食物資共同購入委員会
補助金交付目的	旭川市学校給食物資共同購入委員会の事業を通して、学校における教職員の事務の軽減及び学校給食の円滑な運営を図るため。
対象経費と算定方法	購入委員会の事務局運営に要する経費を対象とする。ただし、交際費、慶弔費、飲食費及び懇親会費を除くものとする。
交付時期	概算払
成果指標	学校給食実施率

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
8,608 (9,018)	8,740 (9,105)	8,967 (9,126)	8,684 (8,688)	9,038 (9,374)	9,374

【概要補足等】

市では、学校給食物資を各学校で購入するのではなく、購入委員会が一括で購入し、仕入先との事務手続も購入委員会で行っている。

各学校単位で物資の購入を行うよりも、購入委員会が一括で購入することで、安全で良質な食材を廉価で購入することができるようになる。

現在、購入委員会は事務局長、事務局次長、栄養士、事務員の 4 名で構成されており、事務局長は校長経験者が担っている。

購入先の選定は、生鮮品は月に一度、入札を実施し決定しており、その他の保存物資についても数か月に一度、入札を実施して決定している。

購入委員会は収入を生じるような活動は行えないため、運営費の全額を補助金で賄っている。また、運営費の大部分は人件費であり、給与などの支払が毎月あるため、年に数回の概算払とし、年度末に精算している。

概算払のための運営費予算の積算は細かく行われており、過剰な概算払が行われていることはない。

監査結果と意見

(1) 全額補助金での運営について【意見】

当購入委員会については、運営費の全額が補助金で賄われているため、補助金での運営ではなく、委託など別の運営方法を検討する余地がないかも確認した。

所管部局の見解としては、学校との連絡調整が多い事務作業であり、学校事務に精通している人が望ましく、また、支出の大部分を占める人件費も市の嘱託職員の給与基準に則ったものであり、高額にはなっていない。そのため、現在の全額補助金での運営が望ましく、委託などに運営方法を変更すると、現在の補助金額よりも費用が余計にかかってしまうだろうとのことであった。

また、学校給食という性質上、委託する業者の選定も慎重にならざるを得ないという点からも、委託など運営方法を変更することは難しいとのことであった。

ただし、補助金の性質上、運営費の全額が補助金で賄われる状態が継続することは稀なケースであるため、他の運営方法の余地がないか、検討を一度行ってみるべきである。

(2) 成果指標について【意見】

現在、補助金等評価表における成果指標には、学校給食実施率が使用されており、最近5年間の成果指標は100%で推移している。

学校給食が実施されるのは、天災などの影響を除き当然のことであり、これを成果指標としても、当補助金に対する評価は適切に行えない。

市では学校給食における地産地消を推奨しており、例えば「地元食材の使用率」を成果指標にするなど、指標の変更を検討すべきである。

16. 社会教育部

旭川郷土芸能保存連合会運営費補助金

【補助金の概要】

補助金名称	旭川郷土芸能保存連合会運営費補助金
補助金の性格	団体への補助（運営費補助）
始期	昭和 61 年
終期	—
所管部署	社会教育部 文化振興課
根拠法令等の名称	旭川郷土芸能保存連合会運営補助金交付要領
交付先（団体、個人等）	旭川郷土芸能保存連合会
補助金交付目的	旭川市に受け継がれてきた貴重な文化遺産である民俗芸能に対する市民の理解を促進するとともに、後継者の育成を支援し、保存・普及・伝承を図るため。
対象経費と算定方法	連合会の団体の運営及び各種事業に要する経費とする。ただし、交際費、慶弔費、飲食費（会議等において必要と認められる茶菓又は食事に関する経費は補助の対象とすることができる）。懇親会費等は除く。 補助金額は、500 千円を上限とし、補助対象経費の額以内で本市の予算の範囲内とする。
交付時期	概算払い
成果指標	成果指標の記載なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
400 (400)	400 (400)	400 (400)	400 (400)	400 (400)	400

【概要補足等】

旭川郷土芸能保存連合会は、郷土芸能の各伝承団体の持つ課題を相互に話し合い、その中から保存、伝承の方策を模索していくことを目的の一つとして、昭和 61 年度に教育委員会が 9 つの伝承団体に呼びかけて結成したものである。

主な活動内容として「旭川郷土芸能発表会」を開催しており、平成 22 年度からは「北の

恵み 食べマルシェ」会場で行われている。

構成団体は以下のとおりとなっている。

団体名	芸能の構成
旭川チカップニアイヌ民族文化保存会	アイヌの古式舞踊
嵐山笠踊り保存会	八木節に合わせて踊る笠踊り
雨紛囃子保存会	大和田囃子のお囃子を受け継いだ雨紛囃子
神楽獅子舞保存振興会	天狗が大勢出ることが特徴の獅子舞
上川神社獅子舞部	富山県黒部市で行われていた獅子舞に由来
豊田獅子舞組	富山県黒部市で行われていた獅子舞に由来
永山獅子舞保存会	富山県黒部市で行われていた獅子舞に由来
東鷹栖越中盆踊り保存会	富山県下新川郡宇奈月町愛本の盆踊りに由来
ペーパン福島踊り保存会	福島県伊達郡保原町の盆踊りに由来

監査結果と意見

(1) 成果指標の必要性和今後の方向性について【意見】

旭川郷土芸能保存連合会は、教育委員会の呼びかけで昭和 61 年度に結成され、補助金の交付が開始されている。結成された昭和 61 年度は、社会教育振興補助金として 300 千円交付されており、次年度以降は、旭川郷土芸能保存連合会運営費補助金として 400 千円交付され、現在まで同額のまま推移している。

補助金は各団体に 4 万円ずつ交付されるほか、残額は旭川郷土芸能保存連合会の運営費として交付されている。

現状では、各団体の活動から収入を得ることは難しいため、補助金のみが活動原資となっており、それぞれ有志が集まり、郷土芸能を承継しようと自発的に練習を行っている。

補助金額は一団体当たり 4 万円と金額的には少額であるが、補助金交付が始まった 2 年目以降、同額の交付が続けられており、補助金等評価表における成果指標の記載もない。金額が少額であるとはいえ補助金を交付する以上、所管部局は交付目的が達成されているかについて継続的に検証しなければならない。達成されていないのであれば補助金継続の可否や補助内容等の再検討が必要であり、それに当たって成果指標は必要である。

補助金は、本来、団体が自立するまでの一定期間に限って交付されるべきという側面もあるが、現状では補助金ありきとなっている旭川郷土芸能保存連合会及び各団体について、今後の方向性など、今一度検討することは必要であろう。

三浦綾子記念文学館分館整備事業補助金

【補助金の概要】

補助金名称	三浦綾子記念文学館分館整備事業補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 30 年
終期	平成 30 年
所管部署	社会教育部 文化振興課
根拠法令等の名称	三浦綾子記念文学館分館整備事業補助金交付要領
交付先（団体、個人等）	公益財団法人三浦綾子記念文化財団
補助金交付目的	旭川市を代表する民間文化施設の分館建設による展示内容の充実により、市民の文学素養の増進や観光客の増加を目指すため。
対象経費と算定方法	分館整備に要する工事設計費、工事費、備品購入費、展示整備費等（これらに付随する事務費を含む。）とする。ただし、事前の調査研究等に係る経費は対象としない。 補助金額は、2,000 万円を上限とし、補助対象経費の額以内で本市の予算の範囲内とする。
交付時期	精算払
成果指標	成果指標の記載なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
—	—	—	—	20,000 (20,000)	—

【概要補足等】

当補助金は、三浦綾子記念文学館 20 周年記念事業の一環として、三浦綾子記念文学館の隣地に三浦綾子氏の書斎を移築した上、展示室や多目的室を併設した分館を建設する事業に対するものである。この補助金 2,000 万円は、企業版ふるさと納税（※①）を活用したものであり、市の負担額はゼロである。

※①：企業版ふるさと納税とは、企業が自治体に寄付をすると税負担が軽減される制度。自治体が寄付活用事業を企画立案して、企業に相談し、寄付の見込みを立て、当該寄付活用事業を内閣府に申請し、認定を受けたのち、事業費を確定させ、企業から寄付の払い込

みを受けるもの。

監査結果と意見

(1) 建設業者の選定経緯等の把握について【指摘】

分館を建設するに当たり、財団では相見積りを行った上で、建設業者が選定されているが、所管部局では、相見積りの経過や結果について特段把握していなかった。

当該補助金は、企業版ふるさと納税を活用したものであり、市としての金銭的な負担額は実質的にゼロである。しかしあくまでも市の補助金として交付する以上は、分館建設に関する一連の過程を把握するといった手続は行う必要がある。

三浦綾子記念文学館開館 20 周年記念行事に対する補助金

【補助金の概要等】

補助金名称	三浦綾子記念文学館開館 20 周年記念行事に対する補助金
補助金の性格	団体への補助（事業費補助）
始期	平成 30 年
終期	平成 30 年
所管部署	社会教育部 文化振興課
根拠法令等の名称	旭川市文化芸術特定事業補助金交付要綱
交付先（団体、個人等）	三浦綾子記念文学館開館 20 周年記念事業実行委員会
補助金交付目的	旭川市の代表的な文学者である三浦綾子氏の功績や作品の魅力を広く知らしめることにより、本市の文化振興を図るため。
対象経費と算定方法	補助対象経費（事務局経費、食料費、会議費、事前練習費（公演当日及び前日の本番リハーサル、ゲネプロを除く。）、記録費、消耗品費、備品購入費、駐車代、ガソリン代、雑費を除く）の 2 分の 1 以内で、上限額 2,000 千円、かつ予算の範囲内
交付時期	精算払
成果指標	成果指標の記載なし

【交付実績・予算】

※カッコ内は当初予算

(単位：千円)

平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 予算
—	—	—	—	2,000 (2,000)	—

【概要補足等】

三浦綾子記念文学館開館 20 周年記念行事の一環として行われた、記念誌の発行と彫刻の展示に対する補助金である。当記念行事は、前項の分館建設や展示室の改修、記念誌の発行などを総合して、開館 20 周年記念事業として実施された。

当補助金の交付対象となった記念誌の発行と彫刻の展示のうち、彫刻の展示に要した費用は数十万円程度であり、大部分は記念誌の発行に要する費用が占めている。

記念誌は 6,000 部作成されており、主な配布先は、文学館関係者、賛助会員、寄付者、議員、一般の希望者などとなっている。

監査結果と意見

(1) 補助対象事業としての適格性について【指摘】

前述のとおり、当補助金の対象経費の大部分は、開館 20 周年記念誌の発行に関するものである。

当補助金の根拠法令である旭川市文化芸術特定事業補助金交付要綱では、補助対象事業として、「補助対象者以外の市民に鑑賞、体験その他の参加機会を設けるなど、事業の成果が市内に広く波及することが期待できること」とある。

しかし、6,000 部作成された記念誌の配布先は、文学館関係者、賛助会員、寄付者、議員、一般の希望者などで、このうち、賛助会員に関しては会員 2,300 名のうち、旭川市内の賛助会員は 30%程度であり、大部分は市外の賛助会員である。他の寄付者や一般の希望者にしても市外の住民が含まれていると思われる。

市外の賛助会員に送付する記念誌の発行に要する費用を補助金の対象経費とすることは、交付要綱に照らせば妥当ではない。

(2) 補助金交付の必要性について【意見】

当補助金は、開館 20 周年記念事業のうち、記念誌の発行と彫刻の展示の二つの事業だけを対象としている。そのため、補助金交付の可否も、この二つの事業に関する収支のみをもとに判断されている。

この二つの事業のみの収支で見れば、補助金の対象経費も算定方法も間違っていないため、補助金の交付に問題はないように思われる。

ただし、当補助金の対象となる記念誌の発行と彫刻の展示は、開館 20 周年記念事業の一環として実施されているものであり、記念事業全体の収支を把握する必要もあるであろう。

三浦綾子記念文化財団（三浦綾子記念文学館の運営母体）では、開館 20 周年記念事業全体の収支を把握しており、三浦綾子記念文学館のHP上でも公表されている。以下、HPで公表されている収支予算と収支決算書である。なお、予算は当初予算から第 4 次補正予算までである。

〔収入〕

(単位:千円)

	当初予算	第 1 次	第 2 次	第 3 次	第 4 次	決算
積立金	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
募金	50,000	64,400	67,140	65,000	66,701	66,703
補助金(※①)	—	—	—	27,500	27,500	27,500
合計	54,000	68,400	71,140	96,500	98,201	98,203

※①：補助金の内訳は、前項で記載した分館整備のための「企業版ふるさと納税」によるもの 20,000 千円、上川総合振興局から 5,500 千円、当補助金 2,000 千円である。

〔支出〕

(単位:千円)

	当初予算	第1次	第2次	第3次	第4次	決算
分館建設	34,000	43,089	45,150	47,220	47,132	47,132
展示改修	10,800	11,997	12,000	11,920	11,917	11,917
出版	3,500	3,650	3,870	3,900	3,905	3,905
記念行事	2,530	3,672	3,830	3,790	3,795	3,795
募金(※②)	2,880	5,860	5,860	4,680	4,910	4,910
事業運営費	290	130	430	890	928	928
小計	54,000	68,398	71,140	72,400	72,590	72,590
差引(余剰)	—	2	—	24,100	25,611	25,613
合計	54,000	68,400	71,140	96,500	98,201	98,203

※②：募金とは、募金を募るための必要経費（趣意書や各種用紙の作成費、募金に関わる手数料や人件費など）である。

決算での余剰金 25,613 千円については、15,613 千円を「特定資産建物補修等事業積立金」とし、10,000 千円を「生誕 100 年事業積立金」としている。

この決算書を見る限り、開館 20 周年記念事業全体として把握すれば、多額の余剰金が生じており、記念誌の発行と彫刻の展示に対する当補助金 2,000 千円は不要であったと思われる。

そもそも当初予算の時点で、収入に補助金が計上されていなくても赤字予算にはなっていない。さらに、分館建設のための補助金（企業版ふるさと納税を活用したもの）については、企業との交渉が進められる中で、市としては企業からの寄付についてある程度の見込みをもっていたはずである。そうであればなおさら、当補助金 2,000 千円の交付の必要性はなかったと思われる。

当補助金の交付に当たり、申請時及び実績報告時に提出を要する書類は、記念誌の発行と彫刻の展示に関わる部分のみであり、その書類だけを見れば補助金の交付に必要な条件を満たしているが、このような事業の場合、事業全体の視点から収支状況を把握して補助金交付の可否を判断することが必要である。